

第百二十八回国会
衆議院

政治改革に関する調査特別委員会議録 第十号

平成五年十月二十七日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君 理事 北川 正恭君

理事 野田 毅君 理事 保岡 興治君

理事 左近 正男君 理事 前田 武志君

理事 榎藤 恒夫君 理事 三原 朝彦君

理事 逢沢 一郎君 理事 石破 茂君

木村 義雄君 小坂 憲次君

齊藤斗志二君 白川 勝彦君

住 博司君 津島 雄二君

中川 秀直君 西岡 武夫君

額賀福志郎君 葉梨 信行君

蓮実 進君 穂積 良行君

細田 博之君 増子 輝彦君

秋葉 忠利君 大島 章宏君

堀込 征雄君 三野 優美君

大谷 忠雄君 岡田 克也君

実川 幸夫君 白沢 三郎君

広野ただし君 吹田 悞君

松沢 成文君 赤松 正雄君

太田 昭宏君 日笠 勝之君

石井 紘基君 前原 誠司君

茂木 敏充君 篠瀬 進君

山田 宏君 川端 達夫君

柳田 稔君 東中 光雄君

正森 成二君

出席國務大臣

外務大臣 羽田 孜君

厚生大臣 大内 啓伍君

自治大臣 佐藤 観樹君

内閣官房長官 武村 正義君

國務大臣 石田幸四郎君

(総務庁長官)

出席政府委員

内閣法制局長官 大出 峻郎君

経済企画庁調整局長 小林 悞君

経済企画庁調査局長 土志田征一君

自治政務次官 冬柴 鐵三君

自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君

自治省行政局選挙部長 佐野 徹治君

議員 伊吹 文明君

議員 鹿野 道彦君

議員 塩川正十郎君

議員 津島 雄二君

議員 額賀福志郎君

議員 保岡 興治君

衆議院法制局第一部長 内田 正文君

衆議院法制局第一部長 白井 貞夫君

自治省行政局選挙部長 松尾 徹人君

自治省行政局選挙部管理課長 山本信一郎君

自治省行政局選挙部政治資金課長 大竹 邦美君

特別委員会第二調査室長 田中 宗孝君

委員外の出席者

委員の異動
十月二十七日

自見庄三郎君 補欠選任

白川 勝彦君 小坂 憲次君

増子 輝彦君 住 博司君

小沢 一郎君 蓮実 進君

吹田 悞君 松沢 成文君

茂木 敏充君 大谷 忠雄君

正森 成二君 山田 宏君

同日 東中 光雄君

同日 小坂 憲次君 補欠選任

同日 住 博司君 自見庄三郎君

同日 蓮実 進君 木村 義雄君

同日 大谷 忠雄君 増子 輝彦君

同日 松沢 成文君 吹田 悞君

同日 山田 宏君 実川 幸夫君

同日 東中 光雄君 石井 紘基君

同日 正森 成二君

同日 木村 義雄君 補欠選任

同日 実川 幸夫君 白川 勝彦君

同日 石井 紘基君 広野ただし君

同日 同日 補欠選任

同日 同日 白沢 三郎君

同日 同日 補欠選任

同日 同日 小沢 一郎君

本日の会議に付した案件
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出 第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出 第三号)

政党助成法案(内閣提出 第四号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第三号)

衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第四号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第五号)

政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(河野洋平君外十七名提出、衆法第六号)

政党助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案を一括して議題といたします。

本日は、昨日に引き続き、特に、テーマ別質疑として、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案及び政治腐敗を防止するための公

戦選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案の各案について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田宏君。

○山田(宏)委員 さきがけ日本新党の山田でございます。

随分長い時間、質疑が行われてまいりました。大方いろいろと論点もはっきりしてまいりましたけれども、私はさきよりは、比例代表と小選挙区の並立制という、政府案も自民党案も同じ立場に立っておりますけれども、もう少し自民党案の方について、その理念、考え方について多少お伺いをしておきたいと考えております。

並立制ですから、小選挙区の民意の集約というのと比例制の民意の反映という二つをミックスをした案であるかのように見えますけれども、自民党の案は、これまでも議論されてきたとおり、二人区が二十一選挙区、それから三人区が十三選挙区と非常に多い。だから、死票が増大するという意味では、三%阻止条項どころの話ではない、こう考えるわけです。

先日の質問に対して、自民党の伊吹議員は、衆議院議員の選挙については、参議院と同じ制度をしてほしいというのだから、徹底的に民意を集約して欲しい、こういうところに焦点を当てた点で自民党の案なんだ、こういうふうな答弁をされたけれども、そうすると、本当に民意の集約をして欲しいということであるならば、やはり前の自民党の案のように完全小選挙区で徹底をすべきだ、こういうふうな考えるわけですけれども、比例制を入れたというのは、比例制の特質である民意の反映をちゃんとしたいかなきゃいかぬということから考えると、比例制の二人区が二十一、三人区が十三選挙区というのは、比例制の特質をやはり損なう案ではないか、都道府県単位でやりまస్తు。こういうふうな考えるわけですけれども、本当は自民党は完全小選挙区でいくというのが理念から見ると徹底しているんじゃないか、こういうふうな思いますけれども、いかがですか。

か。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

○伊吹議員 山田さんおっしゃったとおりだと思います。事実、私はそのとおりだと思ひます。

再三申し上げているように、我々は、小選挙区、単純小選挙区が一番いいんじゃないか、理念としては、しかし、申し上げるまでもなく、政治というのには、理念や哲学がないと困りますが、理念や哲学だけでできるものではない。やはりいろいろな人の意見を聞き、現実との妥協の中でその理念や哲学をどの程度実現していくかという技術、これが私は政治だと思ひます。そうでなければ、理念や哲学ということを書き通すのであれば、やはり我々が選挙で選ばれるのではなくて、大学の先生の方が我々よりはるかに有能な方が多いんじゃないかと思ひますね。

そういう観点からいいますと、海部内閣のときは、二つの選挙をあわせるという考えでやっています。しかし今度は、先般連立側の質問者からも御指摘がありましたように、比例区はあくまで補うという形の位置づけをして法案を出しているわけですね。まあ日本新党は確かにこの前の、前国会のときにはまだ衆議院に議席を持っていたらしくならなかったもので、山田さんの立場は非常にフリーだと思ひます。だけれども、さきがけの皆さんは自民党の中で単純小選挙区にみんな賛成をされたんですよ。そして、事実、単純小選挙区について説明者になったり賛成者になったり提案者になったりされた方もたくさんいらっしゃいます。新生党の中にも、それから、社会党や公明党の方は併用制という、いわゆる比例制を中心提案をなさっておりまして、それをやはりお互いに、選挙の結果、あるいは相手もあることですし、国民にはできるだけ早く、選挙制度の改革を通じて新しい日本の意思決定の仕組みを早急につくり上げるといふ義務がある。だから我々は、率直に言えば、並立制に譲って出したというふうに、本心はそんなところですよ。

○山田(宏)委員 御本心を明かしていただきまし

たけれども、並立制という理念は、もう釈迦に説法で申しわけないんですが、小選挙区と比例代表それぞれの特質を上手に出すということから考えると、やはり自民党案は、決していうか、なるべくみんなの意見を集めてやっていくということ、で、比例制については、まあ余り並立をさしていい意味は少ないけれども、なるべく完全小選挙区の理念に合うように比例制も都道府県にする、こういうふうな理解していいですか。

○伊吹議員 そのような御理解で結構だと思ひます。それで、まあ妥協というのはやらないといけないうわけで、我々も並立制というものを提出していますが、ある意味じゃ、どちらつかずの制度になつてはこれは困るわけですからね。お互いにやはり、連立側の中心になつておられる公明党、社会党さんも併用制ということが正しいと思つて前回お出しになつたと思ひます。その後、やはり諸般の事情から小選挙区並立制というものに変わられた。だから、変わられたのがどちらの理念を強く持っておられるか。これは双方同じ立場だと私は思ひますが、自民党については今山田さんがおっしゃつたような御理解が私の意図と極めて近い、そのとおりだとお答えしたいと思ひます。

○山田(宏)委員 自治大臣に伺いますけれども、比例代表制を導入するからには、やはり民意の反映というものを、ちゃんと特徴を生かすべきだ。こういう点で考えれば、やはり全国単位の比例代表制というのが比例代表制に合うという考え方ですよね。

○佐藤内閣大臣 多くの説明は要らないと思ひますが、今山田委員御指摘のとおりで、したがって、比例代表の場合には全国単位ということにしておるわけでございます。

○山田(宏)委員 自民党案についてもう一点お聞きしますけれども、我が会派の茂木委員の方から指摘をさせていただきまして、比例代表の場合は一票の格差が最大二・九七倍になるといふことですね。このことは、小選挙区において各選挙区間

の人口格差を二倍未満にするというのが自民党の考え方としてあるわけですね、自民党案の中では。だけれども、この比例代表については三倍近くなるということ、一体一票の格差という問題について自民党は定見があるんでしょうか、ないんでしょうか。

○伊吹議員 それは、この前茂木さんの御質問にお答えしたとおり、一議席というものを過疎・過密に配慮してということに従つて配分をした。結果、比例についてはおっしゃつたようになると思ひます。それは否定はいたしません。

一番問題は、これは結局、県単位で計算をしておるわけですから、県単位の一票の格差がどの程度になるかということをやより中心に、小選挙区、比例区あわせて考えていただくというのが至当ではないかと思ひます。

○山田(宏)委員 これは考え方が違う、こういうふうな思ひますけれども。

選挙運動についてちょっとお聞きをしておきたいのですが、自民党案だと選挙運動期間が、これまでの十四日から十日に変えている、短縮されているということなんです。私実は、昨年四月に行われましたイギリスの総選挙にスタッフとして選挙区内に入つて参加をしたのです。御存じのとおり、イギリスは完全小選挙区制をとっておりますが、イギリスの選挙期間というのは三週間ございます。それで、戸別訪問が認められて、毎日戸別訪問を繰り返して行くわけですね。そうやって小選挙区の下を引く出そうとしているわけですね。しかも、イギリスの一つの選挙区は、私の入つたところは有権者が五万二千人なんです。すごく少ない。多いところでも七、八万。こんなような選挙区内でありながら、三週間もの選挙期間をとつて民意を集約、おっしゃる言葉を使えば、回つて説得をし、そして集めて党の政策にしてい、こういう期間があるわけですね。そういう形で選挙期間というのをきちっと国民が注視をしていくわけですね。

しかし、日本の選挙期間というのは、十四日

ですから私は、今までの日本の選挙運動というものをすべて否定してしまつて、英国と全く同じような状況で白地に絵をかくのならおっしゃつたとおりにしたいと思うのですが、残念ながら戸別訪問も、英国の人たちの社会に対する規範と日本人の社会生活に対する考え方、あるいは他人と他人との間のつき合ひの持ち方、これがみんななやまり違ひますよね。だから、むしろ、比例の選挙がありますから、私は十日ぐらいでもいいのか、なという気持ちがあるんですけども、今度は従

には理想にはいかなければ、でもイギリスがい
 なんて何も思っていないせんが、やはり今が悪い
 らもううちよつとその悪いものを小さくしてい
 じやないかということ。選挙期間というものを考
 えた場合は、選挙期間というのは、国民の皆さん
 に説得をして、静かに説得して、それに対して反
 応を見て、そしてまたそれに対してこたえていく
 というものをつくり上げていかないで、うるさい
 から短くするとうんじやはやはり逆じやないかと
 うう気が私はいたします。もう、ちよつと時間が

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕
○佐藤國務大臣 山田委員御承知のように、今度の改正の基本というのは、今までの個人本位によるところの、人格、識見、政策の争いというのを、資金力の争いということで今まで個人は争ってきた、それでは本當のいい政治にならないということ、政党を中心にしてやっていこうということであることは、もう御承知のとおりでございます。

○額賀議員 山田委員の質問にお答えをいたしますが、選挙運動と政治活動を明確に区分できるというのとは、なかなかやりにくい、しづらいところだと思います。ただ、公職選挙法上は、選挙運動と資金というのは一定の制限があるわけでありま

常に基礎的に違っているところがあるんですね。アメリカとイギリスは二大政党制の代表的なものでありますが、アメリカは政党の組織というのけそんなにないですね。個人中心主義だと思います。イギリスは、末端まできちっと組織されています、そういう政党政治の展開ではないかなと思っております。日本の場合は、今まで中選挙区時代は個人後援会が中心であります、これからは政

まいますし、そのところは、おのずと政党の自主的な判断、あるいは政党を構成する個人政治家のそういう良心とか責任に応じてやっていくのではないかとふうに思います。

○山田(宏)委員 もう、ちょっと時間がなくなりつつありますが、もう一点選挙運動についてお聞きをしておきます。

今回は、立会演説会、昔あった、五十八年に禁止をされましたけれども、今度の選挙制度の改革の中で、戸別訪問といつても、もう四十万人回るのはこれは大変なこと、とてもじゃないけれどもできない。昼も在宅率は多分低いでしょう。それで、どういった形でそれぞれの候補者の考え方をPRしていくかという点については、いろいろと意を用いなきやいけないと思うのですけれども、立会演説会というのは、いろいろ廃止された経緯は存じておりますが、今回の選挙制度の改革の中で、やはりこれをもう少し違った形で復活をしていこうという意見もあったやに聞きますが、これについては政府の方はどう考えておられるか。

また、自民党案についても、前回は、何か前お考えになつていた案は、やろうということだったと思うんですね、たしか。そして、今度はなくなつてしまつたというふうには認識しているんですけれども、この立会演説会についてはいかがお考えでしょうか。政府、自民党、両方。

○佐藤国務大臣 確かに、山田さんも感じたとおっしゃいますけれども、今、候補者同士が選挙期間中顔を合わせるということがない選挙制度なんですね。私も立会演説会があるとき選挙やりましたから感ずるのではありませんが、全然相手が見えない。どこかですれ違ふことはあるかもしれませんが、車に乗つていてね。実際ないということ、これは立会演説会がなくなったためであるわけでありまして、そのなくなった理由というのは、私もそのとき討議に参加しましたけれども、一方では、昼間やると非常に人数が少ない。候補者の側からいうと、非常にそれによって行動が制約されてし

まつて、それから動員合戦で、その候補者がいなくなるとうみな自分のところは帰っちゃうというふうなことで、むしろそれよりはメディアが多様化した方がいいのではないかと、いうことになつて、今御承知のように、ラジオ、テレビで八回ということ、政見放送をやっておりますけれども、我々としても、テレビ、ラジオをもっとふやせないかということもいろいろ検討はしているんですけれども、実際に、特に衆議院の場合には、急にありますと、なかなかそれだけ御協力をいただくにも限界が物理的にあるというふうなことがございまして、立会演説会の復活よりはむしろマスメディアをこれからどういうふうにするかという方向で、なお検討する必要があると考えております。

○伊吹議員 自民党の前回の案では、山田さんおっしゃつたように、立会演説会を我々は復活してもいいんじゃないかという気持ちを持っております。しかし、選挙期間の短縮を考へていこうということが一つ。それからもう一つは、これはもう、このごろは珍しく佐藤さんとよく意見が合うのですが、今自治大臣がおっしゃつたことと同じようなことが、我々もやはり党内で議論をしたときにございました。

一番いいのは、できればテレビで候補者が全員集まつてフリーディベートをするというのが、本当は私は一番いいと思うんですけど、ところが、これは放送の公平じゃありませんけれども、これはまさに選挙戦をやつておるわけですから、山田さんのような方はうまく五分話せるが私は二分しか話せないとか、こういう不公平が中で生ずると、それをどうするんだという問題。それから、現実には電波のキャパシティというエリアが非常に大きなものだから、小選挙区だけの地域はキャパシティがないものだから、それがいいかどうかというふうなことがあつて、まあ将来の検討課題にしようというふうになつたんですが、政見放送の時間を各党が話し合つてどう使うかというのは、私は、現実的には考へてみる値打ちのあることじゃない

か、そんなふうには思つております。

○山田(宏)委員 ぜひ将来の課題として、この政治改革法案を通して検討していただきたいと考えております。

最後に、自民党にお聞きをしたいんですけれども、先日、電力、ガスの業界からの広告料の支払いの問題がございました。これは、これまでの流れですと、ひとつこれについては各業界が自粛をするということになつたんですけれども、一般論として、今後、公益事業体、つまり政府から一定の規制を受けた、運賃を認可制になつていたりということ、独占が一応認められていたり、こういうふうな公益事業一般でも、その事業の性格上、今後献金とかその他の広告料も含めて、その行き来というのがある、そういうものについては禁止の方向で考へていくべきじゃないか、こういうふうには考へるんですけれども、いかがが自民党はお考えですか。

○額賀議員 この問題は、大きな社会問題、政治問題になつておりますけれども、我々は、政党といたしましては、政治資金規正法に基づいて自粛自戒をしてきたところであり、今後、そういう公益事業、あるいは政府から、国家からいろいろな援助をもらつてやつていける団体、そういうところから政治献金を受けて政治活動をするというふうなことにつきましては、自粛をしてまいるのが常識ではなからうかというふうには思つております。

○山田(宏)委員 ありがとうございます。私は、やはりきちつと、政党中心になつていくんだから公益事業体との関係もクリーンにしていただく方がいい、こう考へるわけです。

ちなみに、自民党の現在の財団法人国民政治協会は、昨年度、鉄道、公益事業ですね、民営鉄道の方から、十七社から三億七千六百万円の献金を受けております。また、民営鉄道協会というところからも、ばあつと見た感じなんです、自由民主」の方に広告が出ているというふうなこと、こういう鉄道事業者も含めた公益事業体につ

いては一定のけじめというものが必要だと思ふのですけれども、その点についてはいかががですか。

○額賀議員 完全な民間企業の場合と、そういう公益事業的なものがあるいは政府が出資をしているとかそういう場合とはおのずから違つてくると思ひます。我々は、民間企業に対しては、政党及び個人に對ししても、一定の限度を設けて企業献金は認められていないというふうには思つておりますから、その辺は良識を持つてきちつと整理をしてまいりたいというふうには思つております。

○山田(宏)委員 ありがとうございます。もう時間になりました。

大詰めになつてまいりました。政府、自民党それぞれ歩み寄りながら、ぜひとも政治改革法案を通していただきたいと心から念願をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○石井委員長 次に、小坂憲次君。

○小坂委員 私は、この質問席に立ちまして思ひますことは、そちらの提案者席にお座りの皆さん、私以上であるかと思つてございまして、それぞれに大変深い感慨を持つて今国会に臨んでいらつしやることと思ひます。私も、初当選以来四年、そして前国会通じて百七時間の政治改革論議というものを振り返りまして、本當にようやくこまで来たのか。

今までいろいろな議論がされてきたけれども、最初はお互いに試合をしようと思つて体育館へ入つてきたら、相手はバスケットボールを持つていて、こつちはバレーボールを持つていて、これでは試合にならないではないか。これを幾たびか重なるうちに、今回は互いにバレーボールを持って臨もうとしてゐる。しかし、片方は九人制で、片方は六人制をまだ予定しているようだ。しかし、同じバレーボールである以上、若干ここで妥協して、三人足すか三人引くかすればこれは試合になるわけでありまして、今国会を通じて、こ

こまで互いにその努力をされてきておるわけでご

ご

ざいすけれども、ここでも一度、もう今まで何度でも何度でもそれぞれの質問者に対してお答えをいたしたいことに恐縮でありますけれども、それぞれの提案者各位のこの法案にかけの熱意というものを聞きしたいと思っているわけでありまして、

そして、それに至ります過程で、私自身、最初、当選をいたしました、リクルート問題で出てきて、この批判をしながら出てきて、まず腐敗防止をやるべきではないか、なぜ小選挙区制というものを導入しようというところにいきなりいつてしまふんだ。私も最初に見せられたものは、小選挙区比例代表並立制を導入しようという考え方でありました。その中で、同時に定数は正をしていかなければならないという問題を聞かれました。しからば、腐敗防止の規定を強化し、現行中選挙区制の定数は正を抜本的にやればよいではないか、そう話を始めたわけでありまして、

しかしながら、中選挙区制を抜本的に改革するには百三十以上の選挙区の手直しが必要になる。七増八減ですら、大変な議論の中で党を割るような騒ぎであった。とてもではないけれども、これを集約することは難しい。それよりもむしろ、有権者の意識改革も含めて選挙制度そのものの見直しの中で、世界の激しい環境の変化、それに対応する日本の政策決定という、そういう面も踏まえて、政治システムそのものを変えていくにはやはり選挙制度から変えていかなければいけない、こういう議論に至り、そして私も、イギリスの腐敗防止法の制定過程を勉強して、次第に中選挙区制の定数抜本は正から小選挙区制へ、そして単純小選挙区制へ、そしてまた小選挙区比例代表並立制へと、いろいろな自分自身の思考過程の変遷を見てきているわけでありまして、

そのときに、平成元年の自民党の政治改革大綱をもう一度読み直しますと、そこには、小選挙区制を導入をし、そしてそれに比例制を加味した制度に移行することが望ましいと、現行中選挙区制の制度疲労というものをそこで訴えているわけでありまして、

ありまして、その時点に至って初めて、なるほど先輩も同じ思考過程を経てこまて来たのかな、そしてみんなが同じ結論に達する以上、これはやはりここに一つのよりどころを求めるべきなんだろう、こう思っていて、以来小選挙区比例代表並立制の導入のために全力を尽くしてまいりました。

前国会におきましては、単純小選挙区制という党議決定のもとで、その改善の策としての成立に努めましたけれども、しかし私自身は、やはり小選挙区比例代表並立制の二つの大きな勢力、二大政党という言い方もありますが、それは政党の数が二つということに私は限らないでもいいのではないかと、同じ院内会派が、同じ会派として同じ行動ができるならば、政党としてはもう少し多様化することもあり得るのではないかと。しかし、二大勢力のもとに、少数党の多様な民意を国会に反映する手段というものを残しつつやるにはこの制度がいいのだろう、こう思ったわけでありまして、

しかし、一般の有権者、国民、そして今回初めて国会に出ていらつしやって、我々と同じように、我々が初当選のときに遭遇したと同じように、もう既に固まった形で与野党ともに小選挙区比例代表並立制導入という枠を課せられて、その枠の中の議論を強いられるという新人議員の皆さんの感慨を思いますと、国民の皆さんにも新人議員の皆さんにも、やはり時間をあけて、そして我々の踏んできた同じ過程を経て理解をしてもらうことが必要なのか、こう思う部分もあるわけでありまして、

しかしながら、今我々に与えられている命題は、早く目の前のその大きなたんこぶを取って、目をもっと広く開いて、我々の当面しているものと多くの政策課題に同時に取り組んでもらいたい、こういう国民の大きな要求であります。

いろいろな私の意見ばかりお聞かせいたしましたもあれでございますので、私としては、今回の質問をいたします基本姿勢として皆さんにまず御理

解をいただきたいのは、内閣提出の政治改革法案の不備を指摘して、そしてただひたすら自民党案の成立を図るという趣旨で私は質問をしているつもりはないのでありまして、国民の期待にこたえるためには、むしろ私は、自民党案は、過去の議論を踏まえて、与野党比較するならば、与野党のよきな連立の中での調整を経た政府案よりは、妥協、そういうものが少ない分だけ理論も明確であり、また筋も通っていると思っておりますけれども、しかし、我々は互いにベストの案を提出しようとして努力してきたわけでありまして、可能な限り瑕疵のない、完全無欠な法案づくりにも努力をしてここに提出をしたと信じているわけでありまして、

しかしながら、法案は、どのように議論を重ねましても、その時間的経緯を待ちましても、将来にわたってもあらゆる環境、あらゆる条件に対応できる法案というのなかなか困難であります。私は、政府、自民党ともに、この両方の提出している法案のこの議論を、今特別委員会の議論を踏まえて、その中で指摘をされた瑕疵といいますが、欠陥といふものをそれなりに認識をしております。そして、それとお互いに交渉担当者を設定して、自案を通そうとするのであれば、自案の中にその批判されたところを積極的に盛り込んで相手に提示をし、そしてその成立を図るべく真摯な折衝、そして譲歩といふものを互いに考えながらやっていただきたい。そのための一助になればというところでこの質問をさせていただいて、そしてその中で最後にチャンピオン同士の交渉に役立てていただきたい、そういう思いで質問をさせていただきたいと思っております。要は、委員会の議論を踏まえて互いにその欠点を認識して、そしてその調整をした上でよりよくするという姿勢で取り組むことが必要であらうと思うわけでありまして、

したがって、ここでそれぞれお伺いをいたしましたと存じます。各人の今国会の政治改革、この法案を提出した目的はどのようなところにあるか、大変失礼でありますけれども、それぞれの皆さん

の御意見をお聞かせをいただきたい。まず政府の方からお願いをいたします。

○山花国務大臣 今国会における最重点の課題である政治改革のテーマにつきまして、これまでの議論の経過と問題点のとりえ方につきましては、おおよそ小坂委員が今お話しになったとおりであると思っております。そして、とりわけ、さきの国会における不信任案の提出、そしてその可決、解散・総選挙に至るそれぞれの政党の動き等々、そうしたことを振り返りながら、最終的にはさきの総選挙における国民の審判をどう受けとめるか、そこにかかってくると思っております。そして、これまた与野党ともに、国民の審判は、極限に達した政治不信に対して、これにこたえなければ政党としての義務を果たすことができない、こうした受けとめ方につきましては、内容はさておきましても、ほぼ一致しておったのではないのでしょうか。そうした状況で各党が政治改革に取り組むことになりました。

連立与党といたしましては、新党、さきがけの「政治改革政権」の提唱、これを受けまして、そこに基礎を置きながら政治改革についての取り組みの第一歩をしるしたところでございます。私たちは、そうした立場で経過を踏まえて閣僚の席におりますけれども、閣僚の立場で、とりわけ私の場合には政治改革を担当することになりました。これまで、さきの国会における議論は、もちろんのこと、さきの国会における、言われている百七時間の徹底したディベートなどを踏まえ、選挙制度の論点が議論されてきた経過もございます。各政党の動向もありましたけれども、そうした経過を踏まえ、何としても結論的には今国会に政治改革を実現しなければならぬ、こうした決意のもとに、またこれ御指摘のとおり、選挙制度だけではなく、同時に腐敗防止のための施策、政治資金の改正、一体として、政府案では四法一体という形をとりましたけれども、仕上げたい、こういう決意でこの国会に臨んだ次第でございます。

選挙の審判の結果を重く受けとめ、政治改革を実現すること、そのことを最重点課題としながら、その上でこれからの国の施策に取り組んでいかなければならないと考えています。国民の皆さんの信頼なくして政治はあり得ない、これが私たちの基本的な姿勢でございます。

○武村国務大臣 小坂議員のこの四年間政治改革に熱心に取り組んでこられたことに、敬意を表したいと思います。今後の運び方についてのお考えも全く同感であります。なぜ政治改革なのかは今、山花大臣のお答えのとおりでございます。政治が大変大きな国民の不信を受けております。政治に対する信頼を回復するということがこの改革の目的だと思っております。

○佐藤国務大臣 リクルート事件が発覚してから既に五年でございます。若干の改革もいたしましたがけれども、なおかつその後頻りに、残念ながら政治家をめぐる金の関係においての腐敗行為が散見されるわけでございまして、政治の不信というのは極に達している、きわまりと言って過言ではないと思っております。

私たちの前にある政治的な課題は、不況の問題とか冷害とかたくさんあるわけでございまして、それらの政治的な課題を解決するためにも政治自身がいかにものになっていく、信頼されるものになっていく、そして政権交代がそこで起こる、こういう魅力のある政治にしていかなければならぬ。このためには、政府として今までの議論を踏まえまして出さなければならぬけれども、何といつてもきれいな政治をつくっていくために、問題になっております企業・団体献金の禁止というところを中心として、また同士打ちということが生ずるこの中選挙区制というものを改めていくために、選挙制度そのもので立ち入って改革をしていく、一日も早く政治が本来の信頼あるものに立ち戻って、政治本来の仕事にできますように、ひとつ御協力のほどお願いを申し上げます。

○鹿野議員 政治が信頼することができないという

うことは、まさしく我が国にとって不幸なことでありまして。一刻も早く政治の信頼を取り戻す、これがまさしくその目的だと思っております。同時に、この激動の時代、大変革の時代にきちっと対応できる政治の仕組みをつくっていくということでありまして。明確なところの意思決定、同時に速やかな意思決定、そしてそこに緊張感ある政治、このことが私どもに求められておることだ、こういうふうな認識を持っておるところであります。

○小坂委員 ありがとうございます。今鹿野議員のお答えの中には、環境の激動する世界に対応できる迅速な意思決定のできる政治システムというのがございまして、政府のそれぞれの方針の、官房長官のお答えの中にもそれが残念ながら今入っておりますが、官房長官は以前に私もたびたびお教えを請うた中でそれはおっしゃっていたので、それは御認識をされていると思っております。今回、改革において迅速な意思決定、明確な意思決定できるシステムというのをどのようにお考えか、改革担当大臣並びに自治大臣からお伺いをいたしたいと存じます。

○山花国務大臣 新しい時代の激動の中で、御指摘ありましたとおり、的確な、かつ誤りのない対応をしなければいけない、これはもう政治に求められた最大の課題であることにつきましては、全く御指摘のとおりだと思っております。そうした誤りのない政治を行っていくためには、そのためにはまず国民の信頼を回復して政治改革を実現し、そのことからスタートではなからうか。この国会において総理も、政治改革だけではなくさまざまな改革、三つの改革ということも言っておりますけれども、そうしたことに取り組むために一日も早くこの政治改革についてこれを仕上げる必要はない、こう決意をされているところでございます。

○小坂委員 恐れ入ります。官房長官にわざわざお越しをいただいております。時間が迫っているというところで簡単に一問一答だけお願い

をいたしたいと存じますが、政府案の中におきましては、政治資金に関して地方、私はこれから地方分権を推進するという考え方でありますけれども、地方自治にはお詳しい、担当されておられる経験のおありになる武村長官にお伺いしたいのです。政府案の中で政治献金というもので地方の政治家の活動を、自由な政治活動を制約することにならないかどうか、その点で改善するというところのお考えはないのかどうか、それだけ一つ伺えれば幸いです。

○武村国務大臣 確かに、国の政治と地方の政治は憲法や自治法の建前から考えましても別でございます。そんな中で、政治資金規正法は国・地方を通ずる共通の規制になってまいりますから、政治資金規正法の議論の中では十分に地方の立場、地方自治の立場を配慮をしなければならぬと考えています。

そもそも政党というのは、この東京を中心にして国民的なレベルの政治集団であります。外交、防衛、経済等国政の基本にかかわる主張を同じくする集団でありまして、それが即都道府県や市町村の地方自治レベルの政治とイコールなのかどうか。私は、まあ地方におりましたときには、それは別だと、地方は地方の政治があつていい

しかしながら、国政選挙が県とか選挙区を中心に行われますために、各政党は地方に県連とか支部とかを置いて、地方の末端まで中央の国政レベルの政党が全部支配をしているような状況になっているわけですが、これはまあやむを得ない面でありまして、しかし、その中央の政党に地方自治の政治が全部支配されているのかどうか。ここは大いに議論があるところだと思っております。

県には県の政党があり、市には市の独自の政党がむしろ存在してもいいんではないかと、私は、まあこれは基本的な認識でございますが、そう思っております。

○小坂委員 ありがとうございます。官房長官にはお時間だと思しますので、それに

対する質問は担当大臣、自治大臣にお伺いをしたいと思しますので、どうぞ。ありがとうございます。

今官房長官のお考えで、地方には地方の政党があつてもいいんではないかというお話が出てまいりました。沖縄に沖縄大衆党という政党があるのは御存じでしょうか。

○佐藤国務大臣 存じております。○小坂委員 沖縄大衆党は、私の理解するところによれば、本土復帰を期してその運動を中心に進めてまいりましたけれども、本土復帰後も政党としての活動を継続しておる、そして沖縄の議会の中に七議席の議席を占める政党として活動をしてい、こう理解いたしております。この政党の活動基盤となるその財源でありますけれども、政府案によりまして、地方政党に対しては献金の道が全く断たれるように思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤国務大臣 献金の道が断たれるのではなくて、個人献金のみになるということでございます。それは、言うまでもなく地方におきましてもゼネコン汚職その他たくさん、残念ながら政治にまつわる、あるいは政治家にまつわる、首長にまつわる腐敗行為が起つてきております。その原資がどこかといえば、残念ながら個人献金でそういうことが起こったということは寡聞にしてないのでございまして、やはり企業献金というもの、そういう原資になっておるわけでございまして、そういった本政治改革の中心的な課題である信頼される政治というのは何も国政だけの問題ではなくて、地方もいかにでございます。

したがって、企業・団体献金は政党のみに限るといふ大原則の中で、地方の議員の方、首長の方も、ひとつそういう大きな、国民が求めております企業・団体献金の廃止、ただし政党のみにするといふ大きな中で、今まで企業でも小さな有限会社等もあるわけでございまして。そういったところで会社という、企業という格好で献金をして

だいていたかと思いますが、そういったところに

つきましては、事実上社長のポケットマネーに近いような格好ではないかと思ひます。したがうして、私たちとしましては、地方の政治というものをも全く無視するわけではございませんで、そこは個人献金に変えていただくということでも十分対応できるのではないかと思ひております。

○小坂委員 政党が現在、既存の政党、そして今回新党も大分出てまいりました。若干話が飛びますけれども、候補者の要件の中に、政府案によりますと、自民党案では所属国会議員五人以上、直近の国政選挙における得票率が全国通じて三%以上、これは政府案、自民党案ともに共通でございまして、自民党案には所属候補者が全国を通じて三十人以上という規定がありまして、これはもう何度もお答えをいたしているかもしませんが、新党の参入が非常に道が断たれているように見えますが、これに対してはいかががでしょうか。

○佐藤国務大臣 それは断たれることではなくて、比例代表の方でも三十人候補者を出していただければ選挙に当然参加できるわけでございますので、その道は断たれてない。あるいは当初小選挙区の方で無所属で立たれて、そして一定のところを超えれば政党という扱いになるわけでございますので、断たれていることにはならないと思ひます。

○小坂委員 それは、政党として小選挙区に候補者を立てたいと考えた場合に、その道が断たれているとお考えになりませんか。——もう一度言いますか。小選挙区選挙としてその部分を考へていただいて、政党として候補者を立てたいと考えた場合に、この道は開かれておりますでしょうか。

○山花国務大臣 今お話しのとおり、小選挙区に立候補する場合には、一定の政党要件を持つていない場合には個人として無所属で立候補するということになると思ひます。また、比例選挙の場合におきましては、三十人以上を擁立すれば名簿を

届け出ることができるということになっていま

そこで、じゃ一体政党ということに帰すると思ひますが、今回は、政党助成を初めとして政党を中心とした選挙制度を全体として構成したわけでありまして、では一体その政党とは何かということについて、政党の内部に干渉するようなさまざまな形で政党を規定することは、結社の自由の関連で適當ではないのではなからうかと考えます。したがって、明確な客観的な基準によって政党を規定していかねばならないであろう。自民党案でもそうしたお考えがあったと思ひます。そこから五人要件、三%、こうしたけれども客観的な基準によって政党というものの資格を定めた、これが全体の法体系でございまして、さかのぼって、では一体なぜそのような資格ということになるわけですが、今回は個人本位の選挙から政党本位の選挙、政権の獲得、そしてそのための政策を掲げてこれを争う、こうした全体の選挙の体系、これが個人本位の選挙制度から今回の並立制の、提案した選挙制度の一番本質的な違いである、こういうふうに考えております。そうなるまいりますと、そういう政党というものは、政権の獲得を目指し政策を争うだけの資格というものがなくなってくるのではないでしようか。そして、そのことについて考えてみるならば、先ほどのような、ある程度客観的な要件を備えた政党が日常的な活動、その活動の継続性などを通じて国民の皆さんから政党として認定していただける、こういう考え方はないか、こういう考え方が一番適當ではなからうかと思ひております。

そうした政党中心の制度ということから、今御指摘ありました小選挙区におきましては、そうした政党としての要件を欠く小政党という方につきましては無所属で立候補していただく。したがって、その意味におきましては、立候補の制限をしているということではない、あくまでも個人の立場なら立候補できるわけですからその権限を侵す

ということにはなっておらない、こういうように考えているところでございます。

○小坂委員 客観的な基準というお話は確かだと思ひます。じゃ、客観的な基準を備えた政党が全国的に活動をしておるわけですが、そしていよいよ国政に候補者を出して、そしてそれぞれの地域の代表として活動してもらおう、こう考えたときに、それでは出そうと思つたら出せない。小選挙区で地域をよくしたい、そういう理念で全国活動してきた党が出そうと思つたら出す道がない。そうではないですか。

○山花国務大臣 比例で三十人以上の名簿をそろえて戦う、こうした形になると思ひますし、そうして、その結果として五人以上の国会議員を擁するということになれば政党資格を獲得するわけでありまして、初めて生まれた政党は、そうした選挙を経て政党としての要件を獲得する。これは法の仕組みとしては当然のことではなからうかと、こう思ひております。

○小坂委員 今、同志議員の発言もちょっと聞きましたかと思ひますが、一方で比例代表の方には三%要件というものがあつたわけでございますが、それを考え、かつ小選挙区で五人獲得すれば政党としての要件を備えられる、こう考えて、どちらが簡単かと言つたら、比例を経なければ政党たり得ないという制度よりは、小選挙区で五選挙区で勝れば政党としての活動が確保される、基盤が確保されるというその制度とどちらが公平であるか、お聞かせいただけますか。

○山花国務大臣 どちらかというよりも、その時点でどちらの選挙区の方に重点を置くかということにつきましては、それぞれの政党、党派の選択の問題、政治選択の問題だと思ひます。新しくできた政党が、新しくということば、過去において継続的な政治活動を行つて、先ほど申し上げましたような、政権を獲得し政策で選挙を争うという、こうした意味において国民の皆さんに訴えてこなかったところから新しく出ていこうというところであるならば、そこで選挙に挑戦してど

ちらがよろしいかということに政策判断した中、選挙で一定の要件を満たすことになれば、そこで政党として、政党助成の問題を含め要件を満たして、政党としての活動が始まるわけでありまして、その意味におきましては、新しく政党ができた場合にはやはり選挙に挑戦して一定の資格を獲得する、これが政党政治におけるごく当然の仕組みではなからうかと思ひております。

○小坂委員 選挙に挑戦をしておつしやうということ、自分でおつしやうながらおわかりであらうと思ひます。

最初に私が申し上げたことを振り返つていただきましたが、私は、何も欠点を指摘してあるいは欠陥を指摘して、そしてこの法案はためであるとして面否定するつもりはないのでありまして、もしそういうようなところに改善すべき余地があれば、今後の両案折衝の中においてこれを盛り込んで改善する方向を模索していただきたい、そういう観点でとらえていただきたいと思ひております。そして、明確にお答えをいただきたいたいと思ひます。

その観点からもう一度伺ひたいと思いますが、小選挙区に既存以外の政党が政党として名のりを上げて、じゃ沖縄大衆党でもいいです。あるいは全国規模で、まあこの沖縄大衆党は、過去において政党としての活動実績があるという点で例として申し上げましょう。そういう政党が国政に候補者を小選挙区で出したい、こう思つたときに、全国で三十人とは若干ハードルは高いですが、しかしこの道は開かれております。しかしながら、政府案の方には開かれておりませんように思ひます。政府案、こういう場合、新党が小選挙区に候補者を擁立する道はありますか、ありませんか。それだけをお答えいただけますか。

○山花国務大臣 自民党案は、三十人以上の候補者がある場合にはこれを小選挙区に出すことができます、こういう仕組みだと理解しております。与党案は、三十人以上の候補者がある場合には名簿登載という形で比例代表選挙には出すことができ

る、こういう仕組みです。与党案は、しかし小選挙区の場合には、一人一人の候補ということについては無所属で出ていただく、こういう仕組みになっております。

したがって、御質問のとおり、一人あるいは三十人以下ということを含めて、小選挙区では、新しく当選する政党については、政党ではなく無所属でまず戦って政党要件を確保していただく、これが政府案の内容でございます。

○小坂委員 おっしゃっていることは、言葉としては理解できますよ。しかし私がお聞きしたのは、小選挙区にということをお伺いしております。そして、今までの議論の経緯を踏まえまして、この政府案の場合には、小選挙区と比例代表の選挙はそれぞれ別個の選挙である、こうおっしゃっておるわけでありまして。自民党の場合には、小選挙区を補完するのが比例代表の部分の選挙の使命である、こう言っているわけでありまして。

この辺を踏まえまして、今おっしゃっている別々の選挙において、小選挙区でその立候補が可能かどうかをお聞かせいただきたいという質問に、もう一度お答えいただけますか。

○佐藤国務大臣 今度の並立制では、御承知のように、衆議院というのが一面では政権選択の選挙制度というのを入れている、そういう基本的な位置づけがございます。そういう中において、やはり小選挙区で政権選択をするというときに、政党として過去の実績、それにふさわしい、政権選択に参加していただくにふさわしいものということになりますと、やはり過去の実績ということを重んずべきじゃないかというのがこの考え方の基本に、根底にございます。

したがって、新しい政党の場合には、比例代表で一つ出ていただく道は開いてあるわけでございますので、あくまで政権選択という部分においては過去の実績を重んじたというのが、この我々の考え方の本質でございます。

○小坂委員 余りこの問題ばかり深くつついても

しようがないので、その趣旨は御理解をいただきたいと思ひますし、私は、佐藤大臣、山花大臣であれば私の言わんとしているところは御理解をいただけているんだろうと思ひたいと、まあそう思ひます。

私の指摘したいところを再度申し述べておきますと、すなわち、政党としてどちらの選挙にも立候補できる道を開いた方がよりよくなるのではないかと。そしてその方が、今回の日本新党のような、新しい理念を掲げてそして国会に臨んでくるという道を開けるのではないかと。その理念のいい悪いは特に論じませんけれども、そういう道を開くべきではないかという意見だけ申し上げて、後いろいろと御検討をいただきたい、そこに預けたと思ひます。

引き続き、制度の方に入りましたが、時間も、余り一つのことばかりやっていますとあれですの、若干飛び飛びになるかもしれませんが、衆議院選挙区画定審議会について若干お尋ねをいたします。

この類似の審議会は、選挙制度審議会というのがあったと思うわけでありまして、私の理解するところでは第八次まで答申を得ていると、こう思うわけでありまして、過去の答申においてそれがそれぞれ反映されるまでにどのくらいの時間がかかったか御存じでいらっしゃいますか。漠然とした質問でありますので、言わんとしているところは、審議会答申が直ちに過去実行されてきたとお考えでしようか。

○佐藤国務大臣 衆議院の選挙制度の抜本的な制度改革について出されたのは第八次だけだと思ひますけれども、過去のもの、私の覚えていた限りでは、ある意味じゃ取り入れられたものもあるし、取り入れられなかったものもあるということだと思ひます。

審議会というのは、そういう意味での、もちろん、せっかくつくり、御意見を聞かしていただき、一定の結論を得るわけでございますから、尊重するというのが基本だと思ひますが、尊重の仕

方の度合いにおいてはいろいろあると思っております。

○小坂委員 以前から、政府が恣意的に審議会を利用している、こういうような御意見もある党からはよく指摘をされたところでございしますが、今、尊重するけれどもそれが実現されるかどうかはわからない部分もあるんだという趣旨のことをお聞きしたように思うのですが、今回の政府案によりまして、衆議院選挙区画定審議会はこれを総理府に置く、こういうことになっております。自民党案は、御承知のように衆議院に置くわけでありまして。

これは三権分立の考え方からすれば、総理府に置かれてこの審議会が立法府に対して直ちに立法すべきだという指示を出すことは、これは不適当である。そういう観点から私は、自民党案は衆議院にこれを置いてやるのだと思うのであります。政府案の、今回勧告という言葉をお使いになつてゐる、答申との違いは何でしようか。

○山花国務大臣 まさに勧告ということになりますけれども、これをできる限り尊重する、こうした仕組みになっております。したがって、これを受けた場合には、その勧告に従つて当然、今回の区画の関係ですと法案を作成する、そして国会に御審議をいただく、こういうことになると思っております。

○小坂委員 尊重するということはよくわかりました。尊重した後に実行されるということとは、どのようにして担保されるのでしょうか。

○佐藤国務大臣 これは一般論じゃなくて、今の問題でいえば、政府は責任を持ってこの政治改革をなし遂げなきゃならぬ、これが連立政権の基盤であるという基本的な認識でございますから、当然のことながら、法案を通していただきましたならば、直ちに衆議院区画定審議会を設置し、委員七名を決める、それは衆議院、参議院で御了解いただいて決める、そしてその方々に審議をお願いをする、それも六月以内にやらなきゃいかぬという内容になっていることは御承知のとおりで

ございますので、全体的に政府の意思としてこれはなし遂げなければならぬ国民の皆さん方への公約の一端でございしますから、担保というのは政治的な命運をかけた中に十分担保されていると、こういうふうに考えております。

〔委員長退席、前田委員長代理着席〕

○小坂委員 六月月間で答申を受けますね。受け取ったその後なんですね、問題は。その後、先ほど審議会の一般論の中で、過去においては尊重されたけれども、それが実現に至るものもあり、至らないものもある。今回の場合には、全部至つてくれなきゃ困るわけですね。衆議院の場合、さきの法案では、これは衆議院に画定委員会設置法案に基づいて委員会を置きまして、そして諮問をするときに国会決議をすることも可能であつたわけでありまして。今回もそうでありまして。すなわち、立法府が院において答申を得たならば、答申内容をそのまま法案化するということ国会決議として議決することができるようであります。

しかしながら、政府案によればそのような明確な担保は私には見られないのでありますので、精神規定だけは今おっしゃっていたこととよくわかりました。確かにそれとおりであります。国民の目もあります。しかし、それ以外に担保する方法は何かありますか。

○山花国務大臣 仕組みとして今御指摘のとおり三権分立、そして最終的には国会の議決による、ここは大前提となつてまいりますから、政府の方が今回の法案の中でもその国会の審議を拘束するようなことについては一切触れておらぬ、こういうことでございます。

担保するということにつきましては、今お話しありましたとおり、過去の選挙制度審議会の中でもたくさんさんのさまざまな勧告がありますが、一番印象に残っておりますのは、例えば企業・団体献金の禁止のテーマ、第一次、第二次、第五次と、かなり明確に打ち出しておりましたけれども、やっと今回ということになったのもあるわけであり

しかし、今回の区画の場合には、区画だけで法案を出さなければならぬと、そしてその中で勸告と尊重ということを明記しているところがございます。したがって、いかなる担保ということになりますと、その後国会のこの議論を、どのくらいの間等々を含めて制約することはできませんけれども、しかしこうした全体の法文の建前からして、国会の方がそれを何年も放置しておくということはあり得ないことだと考えております。

担保ということにつきましては、いわば全体としてのこうした法案をつくっていつての国会の義務という、いわば法的な義務ではなく、そうした関係にあるのではないかと考えております。したがって、出たんだけれども全然それが、議論されて長い期間かかるといふことについては、考えられないことではないかと、こういうように考えております。

○小坂委員 今みずからおっしゃいましたように、答申が出て、企業献金、今回初めてとおっしゃいましたように、考えられないことはよく起こるのであります。やはりこれもこれ以上議論をしても、自分がそうだとおっしゃらない限りこれはすれ違ひの議論かもしれませんけれども、私は、少なくとも自民党の方がこの点は担保されているのではないかと、強力に担保されているのではないかと、やはりこれは立法府に置くべきではないか、こう考えております。

また、それに加えては、その部分につきましては佐藤大臣が、参議院の選挙制度について聞かれた北川委員の質問に対して、基本的に国権の最高機関である院の問題がどうあるべきかについて行政府が言うべきではない、こうおっしゃってあることもありまして、私はそういう点も踏まえると、やはりこれは行政府ではなくて立法府に置くべきではないかな、こういう私の考えを述べまして、これも最終段階での調整があるならば、ぜひとも御一考をいただきたい項目に加えていただきたい、このように意見を——では、御回答もいただけるので、お願いします。

○佐藤國務大臣 一つは、きのうも答弁をさせていただいたわけでございますけれども、連立与党の中にも、この問題につきまして、この法案提出につきまして、議員立法でやるべきだという意見もあり、かつ、あるいは政府が提出すべきだという意見もございました。

しかし事の性格上、あるいは連立政権の成り立ちの経過あるいは基盤から申しまして、これはやはり政府が責任を持って出すべきものであるというふうな決断をしたわけでございます。今提出をさせていただいているわけでございますので、その中の問題として、その中の四法の一つという位置づけでございますから、これは先ほど触れられました参議院のあり方はどうあるべきかということとは少し性格を異にする。

参議院の場合には、衆議院の並立制を入れた場合にどう違うかというふうなことにございまして、あるいは参議院の機能なり役割というものはどうあるべきかというの、やはりこれは政府がこうあるべきだというふうな決めるべき性格ではないというふうな考えをしております。事の経過からいまして違ひではないかと、しかも、今申しましたように、政権の基盤にかかわる話でございます。これは当然のことながら、勸告がなされた後は直ちにそれを法律に書きかえまして、公選法別表として書いて出すというの、これは当然のことではないかと思っております。

それともう一つ、六カ月間という期間のうちにくりなさいというふうな法律は書いてございまして、事務的には非常に六カ月間というの、厳しい、それくらいこの区切りということの作業は複雑でございます。

これまたきのうも答弁させていただきましたけれども、一本の線を長野県に引くにいたしましたも、その東側と西側がどういう成り立ちになつて、歴史的にどうだったか、今の行政は実際どういうふうに行われているか、一部事務組合もあれば町村合併の問題等もいろいろあつて、そういうことを総合的にしなさんと、これはなかなか一本

の線を引くことができないほど大変な課題でございますので、その実務的な問題を考えますと、これは政府として責任を持ってやるべき内容である。もちろん、それは客観的な第三者機関であるところの画定審議会の委員の方々が最終的には判断をするわけでございますが、事務作業といたしましては大変膨大でございますから、これは法案を提出した政府がやるべきであるというふうな考えをたわけてございまして、衆議院に実務的にそれだけの作業ができる機関があるかどうかということについては、私も衆議院に長くおらしていただいておりますけれども、非常にこれは難しい問題ではないかというふうに考え、政府案の中の四本の一本として入れさせていただいたことをぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○小坂委員 御意見は御意見として伺いますが、最後の部分はちょっと、ただただ聞き流すわけにもいかならないと思うんですね、衆議院にはそれだけの能力がない。画定委員会、第三者機関をつくることにおいては同じなんでありませう。そして、法案を作成することにおいては衆議院というものがあつてですね、今でも。ですから、その能力において劣るとは私は思っておりませんので、それは衆議院のために一言言っておかなければいけないかな。(佐藤國務大臣「機構がない」と呼ぶ)機構がないとおっしゃいますが、これは機構を新たに作る話でありますから、その辺はこれは、私はそう思っております。

さて、だんだん時間がなくなつてしまひました。政党助成、政党交付金について、なぜ政党にこれを上げることとしたんですか。一言でお願いします。なぜ政党か。

○山花國務大臣 もう一度ちょっと御質問いただきたい。

○小坂委員 公的助成の問題なんです、何ゆえに政党に対して助成をするということにしたんですか。

○山花國務大臣 政党助成の問題につきましては、とりわけここ数年大変大きなテーマとなつて

まいりました。今回は、選挙制度を中選挙区から並立制に変えるに当たりまして、選挙制度だけではなく四法一体と申し上げましたけれども、腐敗防止の連座制拡大などの諸施策、そして政治資金制度についても抜本的な改正を行う、一体としてこれを提出しているところでございます。

選挙資金制度の要点といたしましては、企業・団体献金禁止のテーマに一步踏み込むというところに重点を置いていこうとありまして、そうなるまいりますと、政党中心の日常の政治活動、選挙における政治活動等を考えた場合には、政党を中心として政治活動が行われるという面も含め、企業・団体献金を一方では禁止するということによつて、政党の財政のある程度の安定確立というものが自助努力を前提としながらも求められてくるもの、こう考えているところでございます。

そうした政党の財政の健全な育成ということを含め、選挙制度全体としての改正の趣旨ということなどを考えながら、今回は政党助成の制度、金額につきましてはそれぞれ御議論があつたところでございますけれども、そのことによつて政党の財政を補いながら国民の皆さんの理解を仰ぎたい、こうした考え方のもとに、一定の額の民主主義のコストとして国民の皆さんにお願いをした、これが今回法案を提出した趣旨でございます。

○小坂委員 端的にお答えをいただきたいんですが、政党の定義というのはどういふようなものでしょうか。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕
○山花國務大臣 今回は、政党についての定義、どうするかということについて、従来の考え方にのつております。特別の政党的な規制を設けるのではなく、それぞれ必要に応じて、政治資金規正法あるいは政党助成法あるいは公職選挙法の中に政党についての要件という形でこれを定めているところでございます。そうした横並びの、それぞれ個別規制というところから書いた中で、

政要件、これはそれぞれ書いてありますけれども、公職選挙法におきましては、所属する国会議員を五人以上有すること、直近の総選挙または通常選挙における得票率が三%以上であること、こうした要件という形で、政治資金規正法につきましても、政党助成法につきましても、ほぼ同じ趣旨の要件を定めているところでございます。

○小坂委員 これは、今のお答えだけでいいと、今のその二つの条件は、いわゆる議員連盟という団体がありますが、この議員連盟、会費を払って組織されている組織であります、これも政党であります。

○山花国務大臣 一般の議員連盟は、今申し上げました公職選挙法上の政党にはならないと思えます。政要件ということで御説明をさせていただいたわけですが、今のものにつきましてはそういう要件を満たしたものでない、こういうように理解しております。

○小坂委員 公職選挙法上の要件ということと言ったんじゃなくて、今大臣のおっしゃった要件、いろいろなところにあるけれども、それぞれ違ふけれども、そういう中でおっしゃった要件は、五人以上ですね。そうして、パーセンテージを指摘されましたけれども、三%とかですね、それだけでは議員連盟までも政党のごとく見られることもあるのではなからうか。

今までの回答、それぞれ議事録等で読ましていただきますと、公的存在であることが必要だ、公的存在である、こういうような御意見もあります。そうやって考えていきますと、先ほど申し上げた、たびたび例に引いて恐縮ですが、沖縄大衆党のように、過去あって、議員、これは地方議会でありましたけれども議員も所属をしている、そういう活動があつて、これを政党と認めるか認めないかというような問題も出てくると思えます。これから将来に向かって、そういう問題もいろいろ出てくると思えます。

私は言いたいところは、やはりこれを定義する部分を政党助成法等の今回の法案の中に盛り込む

必要があるんじゃないか。そうでないならば、これはやはり政党法というものを制定するということが必要なんではないかな、こう思うわけでありまして、その辺についての御意見を政府並びに自民党、双方にお伺いをいたしたいと存じます。

○佐藤国務大臣 今小坂委員の御質問は、政党助成法に関する政党の要件ということに限っていると思うのであります。

政党という場合にも、政治資金規正法なり、公選法なり、いろいろ政党というものがございまして、この政党助成法の場合には、言うまでもなく国民の貴重な税金でございまして、選挙を通じて国会の議席を獲得をして、そして国民意思の形成に寄与して国政に参画をする、こういう公的な性格を持つてなきやならぬという、これが基本的なところでございまして、したがって、そのことを基本にして考えていること。

それから、政党法という場合には、国家的なことに規制が加わってくる。我々はやはり一定のことは認めなければならぬ、しかし、それ以上、こういうものが、今申しました法律だけでも、公選法と政治資金規正法と政党助成法と三つございまして、けれども、それぞれ政党ございまして、やはり政党というものはできる限り国家権力からは介入を許さないということであるべきだということとで、政府といたしましては、政党法というのはつくらない、これで十分足りる、国民の信頼を得られる、こういうふうな考えております。

○小坂委員 今自治大臣のお答えの中で、選挙を経てというお話がありました。

先ほどの小選挙区の論をもう一回繰り返しますと、無所属で立候補すればいいとおっしゃったんですね。そして、当選してから結党をした場合には選挙を経たことにならぬと思うんですね。枝葉末節に突っ込んで何となく恐縮な気もいたしますが、言葉じりをつかまえるようで恐縮ですが、やはりそういう部分は否めないと思うんですよ。要するに、小選挙区のとときには政党としての候補者を立てることができぬ、したがって無所属で立候補して、そしてその後には政党になればいいんだ、あるいはそうでなければ比例代表を経由してくるしかないんだ、こういう先ほどのお答えであつたと思ひますし、そうやって考えると、今のお話とはちよつとつじつまが合わないかな、こういう気もいたします。これは余り深く追及してもしようがないと思ひます。

そういうお考えであります、自民党のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○伊吹議員 私どもも、政党助成法をとりあえず提出しているわけでありまして、この政党助成法が、今小坂さんがおっしゃった議論に照らしてみても、完全なものだとは思つておりません。

政党の定義というのは、公職選挙法、政治資金規正法におのおの定義のようなものがありまして、率直に言つて、政党助成法では、助成を受ける政党の要件は書いてあります。しかし、政党そのものとはどういうものかということとはどこにも明記されておられません。

したがって、先ほど佐藤さんがおっしゃったように、政党政治というものは公権力からできるだけ介入を許さないという意味では、もし仮に今御指摘のあつた政党法的なものをつくるにしても、その政党法は、政党の要件というものを極めて包括的に書いて、どなたも結社の自由から政党をつくれるという、まず定義が必要なんだろうと思ひます。

その次に、その中から助成を受ける政党、これは当然、国民の血税を分配にあずかるわけでございますから、その助成を受ける要件ですね。これは、単に人数がどうであるとか何%であるという以外に、選挙のときには別の政党であつたものか、例えばその後一緒になつたときにはどうなるんだとか、一緒になつて比例の数か、得票の数か一定数に満たないからどうなるんだとか、今度は、党が違ふ、同じ党を持っておるのに分裂しちゃつた場合にはどうなるのか、いろいろなことを私は

かなり助成法には詳しく規定する必要があるんじゃないか。

さらに加えて言えば、先ほど自治大臣は公権力からの独立とおっしゃいましたが、助成を受けた政党が、例えば会計検査院の検査を受けるのか受けないのか。私は、そこを免責させてやるならばやはりそのような規定が必要だろうと思ひますし、逆に、これは一番大切なことなんです、独立の党を持つて助成を受けている政党が選挙において協力するということの結果として助成を受ける条件になるんだらうかとか、いろいろなことを考えますと、政党法というものを考えるということも私は一つの案だと思ひますが、今の助成法は、少なくとももう少し与野党とも手を加える法律的な環境があるんじゃないかという気がいたしております。

○小坂委員 今、伊吹議員の御指摘、ごもっともだと大変に私も納得がいくわけでありまして。

最初の話に戻りまして、やはり今論議を通じて指摘をされて、それぞれ立場があつて、お答えにはいろいろな回答があると思ひますが、しかしこれはもつともだなどと思ひますが、あつたらば、ぜひとも今後の詰め段階でそれを盛り込み、また今法案が成立した後も、政党法等の問題も、今御指摘がありましたように、それを補完する措置をいろいろと講じる、こういう姿勢でぜひとも取り組んでいただきたい。

今の政党助成に関して言えば、私の思うところでは、やはりまず無所属の議員は除きまして、要するに五人以上の政党を全部足しまして、その数で、そしてまた得票数でその総額を分割をいたします。そうして、四半期ごとにこれを政党に対して交付をする。こういう方式で今計画がされておるわけですが、これは、次の基準日までの間に無所属議員が集まって政党を立党いたします。そうしますと、次の基準日、すなわち翌年の一月一日に計算をしますときには、今度は新党になつた部分を数に加えますので、同じ総額であつても、配付される金額は年によって異なつてしまふわけで

極端な話、先ほども、政府案によって、無所属で立候補する人がふえて無所属の人間が当選者の五割近くもいた、残りが政党であった、そしてそれで配分すると、翌年は、小選挙区制部分だけを言えば、これは五割の人間が今度は政党に所属を置いて、配分比が変わってしまうんですね。こういう配分比が変わるというのは本来、政党の財政的基盤を安定させるという観点からも好ましくないやいし、また、そもそもそういう制度そのものがやはり不安定なものではないか、やはりもう少しそれを補完する条項があつてもいいのではないか、こう考えるわけであります。

いろいろ申し上げたいことがあります。これについてもし双方に御意見があれば、そして最後に、それを踏まえて、今特別委員会の議論を通じて、今後それぞれの法案について修正を加える可
能性について、そういう気持ちがあるかどうか、それぞれの大臣並びに提案者から意見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤國務大臣　今小坂委員から御質問がございましたけれども、政党が分裂をした場合、あるいは無所属が党をつくった場合、これらはびちつと法律に書いてあるわけでございまして、何ら、確かに御指摘のように時には幾らか助成額が変わることがあるわけでございますけれども、これは基準に従つてやるわけでございますから、やむを得ないことだと思ひます。

海部内閣のときの法案でも同じような分割、分割といひましょうか、助成の計算の仕方というの
はなされておるわけでございますから、政府案が
瑕疵があるというふうには、その点については
思っておらないわけでございます。

しかし、議会でございますから、一般論として言へば、議会の中で与野党ともこういうふうにするべきだということで、我が政府として受け入れられるものがあれば、国会がそのようにお決めになるのでしたらそれは当然考えさせていただくというの、これは一般的に当然のことだと考えております。

○小坂委員　今の大臣のお答えの中でちよつと疑問が残るのですが、規定は全部ある、こうおっしゃったわけですが、無所属議員と一緒にいって政党助成を受けられるという規定はありませんか。

○佐野(徹)政府委員 政党助成法で政党の定義を規定をいたしておりますが、これは国会議員の数が五人以上であるとか、国会議員を擁しておりまして、その直前の選挙で、各種の選挙で三%以上の得票をとつておるとか、こういうのが政党助成法での政党の定義でございます。

今、無所属議員云々というお話でございましたけれども、要するに所属国會議員が五人以上所属しております政治団体は政党助成法では政党である、こういうように定義づけをいたしておるものでございます。

○小坂委員 増子議員の御了解をいただきます。て、若干時間を食い込ましていただきます。

今の政府委員の回答によりましても明らかでないですね。これは個人個人が無所属候補として

当選をしたわけでありまして、その後にお互いに連携して、そして活動していこうではないかと、いって政党になったという申請を出したんですね。この規定があるかどうかをお答えいただけますか。

○小坂委員 私は、先ほどの自治大臣のお答えの中に、これは海部内閣のときの法案と同じであるから政府案には瑕疵はないとおっしゃった。私は、両方の案に瑕疵があるという認識に立つて指摘をしているのでありまして、それですから最初に申し上げたのです。両案とも瑕疵があると。しかし、それをこれから直していったら

い。最終段階の詰め、段階で、政府、自民党とも、にそれぞれの案の中でそれを盛り込んで、よりよいものに仕立てると、この議論を終えていただく、これは我々が今まで何のために、これだけ、五年間、あるいは十年という人もいる

けれども、それだけのものを費やしてきたかわからない。お互いに政治家である以上そういう認識に立つて活動していただきたい。つくづくそれを思いまして、先ほど自民党の方の御意見を聞きそびれておりますので、それをお伺いして終わりたいと思います。

○鹿野議員　まさしく、伊吹議員からもお答えをさせていただきましたけれども、瑕疵があるというふうなことの考え方で、小坂委員と共通の認識であります。それゆえ我が党におきましては、政党法等につきまして検討をさせていただいており

とあります。

○小坂委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○石井委員長 この際 増子輝彦君から関連質問の申し出があります。小坂憲次君の持ち時間の範囲内でこれを許します。増子輝彦君。

○増子委員 小坂委員の貴重な時間をちようだにいたしまして、関連の質問をさせていただきたに

最初に、まず、何度もお聞きいたしておりますが、改めて衆議院議員選挙の意義というものについて、山花大臣から一言、衆議院議員選挙の意義についてお答えをいただきたいと思います。

○山花国務大臣 御質問の趣旨は、今回の新しい制度とのかかわりにおいて、こういうことではなからうかと思えますけれども、国政を担当する衆議院議員の構成についての選出手続、これを小選挙区と比例代表といたしました。

きましては、民意の集約という言葉で言われておりますけれども、政権選択の意思を明確に示していただくこと、そして比例部分につきましては、幅広く民意を反映すること、こうした二つの選挙を組み合わせることで並立制、二百五十、二百五十を

もって新しい国会の構成をしていくということと内容としていけるとでございます。

○増子委員　大変難しく表現をされましたが、簡単に言えば、衆議院選挙の意義というのは、政権を選択するということが、政権をつくるということと

にあると私は思っております。そういう意味で自由民主党は、政権をつくるという小選挙区の割合を多くいたしました、その補完的な意味合いで比例区というものをそこに付けて、一つの選挙手

とで実は今度の自由民主党の案になっているわけですが、政府案の二つの選挙という並立のものとして、今回重複立候補というものが実はつくられていくわけでありますけれども、この二つの選挙

うものをどのようにお考えになつてゐるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○山花国務大臣 先ほど私、それぞれの制度の特徴と意味についてお話をさせていただきましたが、委員、衆議院選挙というものは政権選択だということだけではなと思つてゐるのは今回の法案の趣旨でありまして、幅広く民意を反映する、これが比例代表における選挙の特徴でありますけれども、したがって、単に政権選択の意思、民意の集約だけでよろしいということでは選挙制度はない、こう思つてゐるところでございます。

今御指摘の重複立候補の問題につきましては、そうした、それぞれ異なつた手続で議員を選出するというものではありますけれども、今回は全体の選挙の構成が政党本位ということに特徴を持たしてゐるところでございます。選挙制度ということでは、中選挙区から今回の並立制ということへの提案となつてゐるわけでありまして、中選挙区のまままた弊害が、よつて来るところ、個人本位の選挙にあつたということから、政党中心の選挙、政権の獲得を目指し、そしてそのための政策をもつて争う選挙にしなければならぬ、こういうことから政党中心の選挙のシステムをつくつたわけでありまして。

そして、その意味におきましては、候補の擁立につきましても、政党が幅広い裁量権を持つて候補を擁立することができるとしなければならぬ。こうした考え方のもとにおきまして、それぞれの政党がこの人はどうしても当選させたい。小選挙区で当選する、そのことならそれで結構ですけれども、そうでない場合を含めて、この人は出したい、こういう方について政党の幅広い選択を認めた中で、重複立候補の問題についてもこれを付記したところでございます。これも大変大事な制度の中身として加えたところでございます。政党の選択権を認めた、ここに重複立候補の一番の原因がある、こういうふうに考えております。

○増子委員 先ほど山花大臣は、小坂委員の質問

につきましても、ただいまお答えになつたように、政権獲得の選挙である、個人本位から政策本位、政党本位の選挙を目指すというのが今回の選挙制度の一つの仕組みだということでございます。今もそのように答えられました。

したならば、この二つの選挙、いわゆる小選挙区と比例というものは同等の価値を持つということをお考えになつてゐるのでしょうか。

○山花国務大臣 同等の価値といひますか、どういふ基準でということによつて若干お答えが変わつてくるかもしれませんけれども、それぞれ二百五十、二百五十ということでは異なつた形の選挙の手続でやる。一方においては小選挙区制、先ほど来お話をさせていただいてゐる政権選択の意思と、いふことを中心にして、その民意というものをそこで集約していく、こういう役割を果たすことができるのだらう。そしてこちら、比例代表の方におきましては、幅広く、大変価値観が多様化した今日の時代の要請に応じて民意をそういう格好でくみ上げていくことができるのだらう。それぞれ違つた役割を持つて、その意味では同じような価値も持つ二つの組み合わせの制度である、こういうふうに考えてゐるところでございます。どちらが優先、どちらが価値が上かということでは私は基本的にはないと、こういうふうに考えております。

○増子委員 そうしますと、この選挙で重複立候補できるということになりますと、それぞれの価値観は違つても、少なくとも二百五十、二百五十という数は同じでありますから、そうしますと、これは、政権獲得を目指すという選挙からすれば、大臣は、この選挙を通して政権獲得という際に、いわゆる多党化を考えておられるのか、あるいは少なくとも単独政権というものを志向するということをお考えおられるのか、この辺についてちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○山花国務大臣 先生、自民党案の理念、哲学といふところがそうなのでありますけれども、選挙とい

うのは政権の選択、そこにもう重きを置いて御質問されてゐるところもあつて、ちよつとその意味で、そこから始まります行き違ひもあるのかも知れません。

私たちは、比例代表における民意の集約ということにつきましても、これも政権づくりと全く無関係だとは思つてゐないわけでありまして、幅広く政策選択していただいて、やはり議会制民主主義は国民の選挙における政策の選択によつて、その結果出た議席によつて政権がつくれるわけでありまして、政権をつくるということにおきましては、両制度とも全体としてはその方向のものであるということについては、これは我々も、政府の提案におきまして、そう考えてゐるところでございます。

ただ、御指摘ありましたようなテーマにつきましては、これは最終的にはどのような政権と、政権を構成する政党のあり方かということについては、当然の前提として、国民がこれを選択するということでも決まるものだ、こう思つておりますけれども、御指摘あつた最後の部分について申し上げれば、決して単独政権だけを考へる時代ではない、基本的にはそう考へております。

この問題について、総理の答弁の中でも穏健な多党制という言葉が使われましたが、私も、この制度のもとにおきましては、極端な分裂ということではなく、分極化した政党ではなく、穏健な多党制という表現が一番合つてゐるのではないかとと思つております。一つの単独政権を目指すということにはならない、そのことが望ましい今日の時代の要請である、こういうふうに考へてゐるところでございます。

○増子委員 そこで私は最初に、衆議院選挙の意義といふものはどこにおありなんでしょうかということをお聞きをしたわけでありまして、とにかくこれは政権を獲得するといふ、大臣も先ほどお話をされてゐるとおり、やはり衆議院選挙といふのは政権獲得の選挙であります。それが民意の集約といふことになつてゐるわけでありまして

ら、今の大臣のお考えは私の考えとは大分違ふなといふことで考へております。

それはそれとして、しからば二つの選挙であれば、それぞれの独立した選挙であるという考え方でこれは間違ひないと思つたのであつた。そうしますと、それぞれの独立した選挙にダブルノミネート、いわゆる重複立候補するということとはちよつと筋が通らないのではないのか、両方に立候補するということについては、これについてはどういふふうにお考えですか。

○山花国務大臣 この点については自民党の提案も構想としては全く同じだ、こう思つております。それぞれの別々の手続によつて、候補を選んでは、当選者を決めていくということについては別々の手続であります。ただ、重複立候補をなぜ認めるかということにつきましては、この点も、重複立候補を認めてゐる自民党も、基本的にはこの数の配分で、理念その他は違つておりますけれども、同じではないかと思ひますけれども、政党の裁量の範囲といふものを認めるということを含めて政党中心の選挙にしていきたい、こういう気持ちといふものが今回の法案のような形で整理されてゐるところでございます。

○増子委員 ちよつと私の質問と違つたお答えなんです、しからばお聞きをいたします。

比例で三十人候補者をそろえれば政党とされるということでございます。選挙にこれは参加をもちろんでゐるわけでありまして。ところが、この政党が小選挙区に候補者を重複立候補させられないのはなぜなんですか。これは先ほど小坂委員も実はちよつと指摘した部分でありますけれども、政府案は、確かに政党要件ということで、さうに立候補もできるという観点から、先ほど来、比例で三十人立候補をそろえられれば政党としてお認めになるということでありまして、当然比例で三十人の候補者をそろえた政党は小選挙区でも立候補を、重複立候補できるということが私は正しい物の考え方であり、またこれは大事なポイントだ

○佐藤國務大臣　それは候補者を出せる名簿届は出政党ということであつて、政党というものは、言うまでもなく、政治資金規正法でも政党助成法でも政党ということがあるので、政党という言

○山花國務大臣 政党一般ということで申すならば、憲法上、結社の自由に基づいて政治活動があり、そして政党がある、そしてさまざまな形の政党があることは当然の前提でございます。その中で、かぎ括弧の政党といいますが、政治資金規正法上の政党はこうである、あるいは政党助成法上の政党はこうである、そして公職選挙法上の政党はこうである、それぞれの法の趣旨に従って政党要件というものを定めているわけであります。これは一般の政党を否定するという思想とは全く

○増子委員 この件、もうほとんど時間がありま
せんので、今自民党側からの話も出ましたとお
り、私もいろいろ考えはありますが、ここで
ちよつとお聞きをいたしたいと思います、いず
れにしても、これは先ほど来話が出ております
とおり、とにかくこれを成立させるということに
つきましては、我が党初め全党一致して、共産
党を除いてでしょうけれども、やっていくとい
うことになつていくことは間違いないと思ひ
ますが、いづれにしても、合意形成をするとい
う中で、これだけ審議が進んでくると、もちろ
ん今後もうやっていくという場合に、先般も
お聞きいたしました、合意形成改めてお聞き
いたしたいと思ひますが、合意形成

○増子委員　そうしますと、ただいまの御答へは、与党がその窓口になると理解してよろしいのですね。

○山花国務大臣　国会のルールは、私はそうではないかと、こういうふうに承知をしております。

○増子委員　そうしますと、その与党と言われる八党・会派がございますが、一番大きな政党は現時点では社会党ですね。ですから、社会党がその可能性もあるわけではありますが、それはどういうふうにと与党の窓口としてお決めになつていくのか、この辺のところをお聞きをしたいと思ひます。

それは、社会党の立場としてお使い分けて結構でございますので、これをお聞きしたいといふこと

と、仮に修正というものが現実になってまいりましたときに、二百五十、二百五十という実はこの配分の問題、社会党はこの枠を一步も踏み出すことができないのかできるのか、あるいはこれについて、万が一そういう方向でなってきた場合に、社会党はどのようにするのかというところをお聞きをしたいと思いますが、お願いをいたしたいと思ひます。

○山花国務大臣 法案提案者の責任者としての私は、この政府の提案について御理解をいただける、こういう姿勢で一貫しているところでございます。

今、各党のということになりますと、先ほど私、これまでの国会のルールからするならば、法案の取り扱いについては、与野党で窓口をつくるか、従来なら国対その他ということになったと思ひますけれども、与野党の協議ということになると思ひます、そう承知をしております、こう申し上げましたけれども、一般論ということで考えるならば、これは、まず一番熱心に議論が行われているこの委員会における理事さんということもあるでしょうし、あるいは今日の与野党の立場からするならば、政務幹事の皆さんがその理事さんとして相談するかということもあるかもしれませんが、全体の合意ということになるならば、代表委員の皆さんがどうするかということもあるかもしれませんし、それはこれから与党内部、各政党内部の相談だと思っております。

最後に、社会党はということで御質問ありましたけれども、党は党が判断することではございますけれども、御指摘の部分につきましては、党の大会での決定その他について念頭に置いて御質問されたのではないかとと思ひますが、社会党としても、連立与野党の合意を踏まえて、そして選挙制度問題につきましても、その合意に誠実に対応するものという大前提を持ってこの国会に臨んでいるものだと私は承知しているところでございます。

○増子委員 時間が参りましたので終わります

が、最後のお答えは大変意味のあるお答えだと思ひますので、連立を崩さないということによっていろいろ考えがあるというふうに私は理解をいたしました。

○石井委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。葉梨信行君。

○葉梨委員 政治改革の論議が大分進んでまいりましたが、私は、今まで前国会における政治改革の議論、そしてまた今回皆様が開示していらっしゃる議論を伺いながら、自分なりの考え方を少し申し上げてみたいと思ひます。

政治腐敗に対して、いかに政治の側が対応して改革を行っていくかということであろうと思ひます。一つは、政治腐敗を除去する方法は一体何だろうか、あるいは抑制する方法は何であろうか。もう一つは、この二十一世紀を控えてきた転換期にありまます国際情勢、それから国内の社会経済情勢に適切に対応できるように政治のリーダーシップを回復しなければいけない、こういう要請があるわけでございます。

そこで、今までの議論の中で、私なりに幾つか

考えていることを申し上げたいと思ひます。

議論の中で、一つは、長期政権は腐敗する、だから政権交代をしなければならぬ、こういう議論がございました。これにつきましても、歴史をひもといてみますと、イギリスなどでは政権交代がしばしば行われました。スウェーデンにおきましては、今世紀に入りましてからですが、三十年近く長期にわたりまして腐敗行為が出現しなかった、こういうようなことで、長短に関係がない、こういうことが言えると思ひます。

第二には、この関連から申しまして、中選挙区制を我が国は現在とっておりますけれども、政権交代が必要である、だから中選挙区制を改めることが必要である、こういう御意見がございました。これは、今度の総選挙後の国会におきまして細川内閣が出現しまして、実際問題として中選挙区制でも政権交代が行われるということが実証されたわけでございます。

我が党が長く政権をお預かりしてまいりました。これが腐敗のもとであるとか、あるいは何かけしからぬことであるというような、一部に御批判もございましたけれども、私は、これは与野党と野党があつて国会が機能するわけで、野党、とりわけ、恐縮でございますけれども、第一党でありまます社会党が長く非現実的な政策を掲げ続けてこられたということ、有権者にとりましては自民党にかわる選択肢がなかったということ、これが長期政権が続いた一つの原因であろうと思ひます。

西ドイツでは社会民主党が、皆様御存じのように一九五〇年代にマルクス主義からの脱却をいたしました。政策を現実化し、また大連合というのを組んで現実政党として再生をいたしました。そういうことがあれば自民党も長期に存続することはできなかったであろう、とくに下野して政権交代が行われていたであろうと思ひます。

そういうことで、自民党長期政権が存続した、だから政治腐敗が頻発したということは、全然関係がないとは思ひませんけれども、まあ必ずしもそうではないのではないだろうか。とすれば、中選挙区制をそのために廃止せよという議論は、これは保留せざるを得ないのではないかと思ひます。

第三には、中選挙区制が同一選挙区内で、野党との戦いはもちろん行っておりまますけれども、同一政党内の競争、いわゆる同士打ちが起こりまして、金権選挙に走る誘因となつて、そこで小選挙区制にすれば金のかからぬ選挙制度が実現する、こういうことが言われておるわけでございます。

個人の争いでなくて、小選挙区制は定員一名でございますから、各党から公認候補が出まします。政党内の政策による争いになる、今の金権選挙から出てくるいろいろな弊害は除かれる、こういうテーゼでございます。

私は、これは二つ誤りがあると思ひます。

一つは、現実にアメリカ、韓国などは小選挙区制でございますが、政策競争も活発なわけではございません。ただ私も、それじゃ全く今の中選挙区制度で同一政党内の同僚議員と、あるいは新人との行き過ぎた競争がないかといへば、これはあるわけでございます。これについてはできるだけ抑制的に、政策によって競争をする、それぞれの議員の得意とする分野で選挙民に訴え、また選挙民に実績を報告して、そして評価をしてもらうというような、そういう改革が必要であろうと思ひます。

ただ、行き過ぎた競争、同士打ちということにつきましても、公職選挙法ではこれはどういう取り扱いになっているか。自治省ちょっと、大臣ですか、同士打ちについて公選法ではこれをどう取り扱っているか、御見解をちょっと伺いたいと思ひます。

○山花国務大臣 同士打ちの問題について、公選法上、どう位置づけ、あるいは規制の対象としているかということにつきましては、現在の公職選挙法は中選挙区ということを前提としております

ので、そこでの個々の同士打ち問題についてあらかじめ想定した規制等を行っているということはないのではなからうか、こういうふうに思っております。御指摘ありましたとおりの何らかの形で行き過ぎ、法違反が行われた場合には、これに對して規制を行う、全体としてはそういう仕組みではないかと理解をしているところでございます。

○葉梨委員 今、第一の実例を申し上げ、そして公選法がこれにどう対応しているかということをお質問申し上げますが、さらに大事なことは、同士打ちがあるから中選挙区制を改めなきゃならぬ、だから小選挙区制にしなきゃならぬ、こういう議論は少し短絡しているのではないであらうか。

ということとは、小選挙区制、中選挙区制、比例代表制度、三つの制度的なものがあるわけでございますが、その場合に、比例代表制であれば政策本位の選挙を保障している、傾向としてこういう事実が、事実というか制度的な問題がありまして、これを無視して片方にすぐにスイッチしてしまつたところ、私は誤りがあるのではないかとおもうのでございます。これについて、大臣の御見解はいかがでございますか。

○山花国務大臣 今、全体の、中選挙区制度についての問題点、そして、そのことにかわる新しい並立制を提案したことについての問題点、こういう格好で今先生の御見識を伺つておたつたわけでございますけれども、お話のとおり、物事を短絡的に、制度と制度ということで結論づけ、そこでの優劣を決めることはなかなか難しいのではないかとおもうのでございます。

ただ、私は、今お話を伺っている中でつけ加えて御説明させていただかなければならない問題は、今回は、制度の問題だけではなく、腐敗防止のための施策、すなわち連座制の拡大、要件の強化、罰則の強化等々、そして同時に、大変大事なテーマとして、政治資金の規制とこれに伴う政党助成の導入等々、全体を一体として政治改革の

テーマとしているわけでありまして、確かに御指摘のとおり、制度論として短絡的に結論を出して優劣を比較しているのではなく、全体として、御指摘ありましたような問題を含めての一体としての政治改革、こうした格好で我々提案しておりますので、御指摘の点につきましては先生の御見識としてなるほどと伺っておりますが、その他の問題も総合的にやはり出しているということについて、ちょっとつけ加えてお話をさせていただいた次第でございます。

○葉梨委員 政府が具体的な政治改革の四法案を提案されているわけですから、いろいろな道があつた中の一つの道をとつたんだよ、その中でというお話を伺いました。そういうようなことで、私は、このほかにもいろいろあるのですけれども、中選挙区制をどうしても変えなければならぬということはまだ納得できない、これを申し上げておきたいと思ひます。

そして、それはそういうことで、抑制策としてどういふものがあるか。私自身も、今山花大臣言われたような問題、汚職とか選挙違反に對しては処罰規定を厳格にする、あるいは政治資金収支の透明化をさらに義務づける、あるいはさらにもっと大きな立場では、政府の規制を緩和し、また撤廃を進めていく、構造改革と申しましようか、行政改革と申しましようか、そういうことと両々相まって、この政治腐敗を除去し、抑制していくということが必要であらうと思ひるのでございます。これについては既に法案におきましても積極的に行つたわけておりました、これは私も評価させていただきたいと思ひるのでございます。

さて、そういうことの中で、第二に申し上げました、この難しい内外の情勢の中で、我が国のリーダーシップあるいは政治のリーダーシップをどうやって確立していくかという問題でございます。これは結局、政治がある場、国会の改革、国会の改革と申しますと、国会の議論がもっとも活発にならなければいけない、一方面的答弁、一方面的質問ということではなくて双方向のやりと

りをしなきゃならない、あるいは、お役人に任せろではなくて、政治家が積極的に、例えばイギリス国会のあり方のようなあいつ方向に持つていくべきである、こういう御提案がございました。ただ、今のあり方から一足飛びに行くというのはどうかという、そういうたじろぎの空気がございますけれども、その方向をたどることは、私はぜひ必要であらうと思ひます。

それから、政党の運営のあり方、組織運営のあり方、これは与党の皆様方、野党の私ども自由民主党それぞれが心がけ、努力をしているところでございます。また、官僚、お役所が一体どういふあり方をとつていったらいいの、これは私も余り具体的な方策はございませんが、政治家あるいは政党あるいは国会、そしてまたお役所の質を向上させていくということが必要であらうと思ひます。

そしてもう一つは、たまたまこの間テレビ朝日の問題が公になりましたけれども、マスメディアが事実を正確に報道する、そして、新聞や雑誌であればこれは論評も加える。マスメディアの中で、テレビとか放送は放送法に規定されたような姿勢を守つていかなきゃならない。よきニュース、よき解説を加えながら、評価は聴取者あるいは読者に任せる、こういうことで有権者の質を高めていくということ、こういうことが必要であらうと思ひます。

有権者の皆様がそういう国会の活動を、メディアを通じて、あるいはそれぞれの我々議員が、帰郷したときに政治集会を開いたり、あるいはまた報告の手紙を出したり、あるいはパンフレットをお届けしたり、いろいろな方法でこの国会と有権者、国会議員と有権者の間を非常に通りをよくする、こういうことが必要であらうと思ひますし、そういう中で生き生きとした国会の審議が行われることによりまして、国民の支持も、あるいは国民の関心も高まってくるであらうと思ひるのでございます。

今、テレビの視聴率が特定の問題について非常に高まる、政治問題あるいは汚職の問題その他について高まりますけれども、有権者の関心の程度があらわれるのは、一つは選挙における投票率だと思ひますが、投票率が、国政選挙あるいは地方選挙、知事さんの選挙、市町村長の選挙、議員の選挙、それぞれ低下しているということは、これは民主主義の発展にとつて大変憂うべきことであらうと思ひます。こういうことで、国民の皆様あるいは有権者の皆様の判断する力、能力を向上するような、そういう手だてをしていくことが、政治を改革していく一つ大きな課題であらうと思ひます。

さて、具体的に少し申し上げてみますと、リーダーシップの確立ということに關しまして、実は、組織政党こそがあるべき姿である、政治家個人よりも政党を重視していこう、こういう提言がございします。具体的には、小選挙区制、比例代表制を導入しまして、政党本位の選挙の実現を目指していきたい。もう一つは、公的助成を導入しまして、政党活動を活発にさせ、資金的な裏づけを図るのではない、こういう案が提案されているわけでございますが、ここで、企業・団体献金というものについて与党の皆様と私ども野党自民党との見解が違つたところがございます。これは、できるだけ現実的な政党、お互いに日本の社会を支え、そして政治を進展させるという使命を持つた私どもが、この問題についていまでも意見が一致しないということでは大変残念なことでございます。まして、この企業・団体献金についての見解は、お互いに歩み寄つていくべきであらうと思ひます。

ただ、これが私問題だと思ひますのは、政党に對してだけ与えるべきであらう、こういう御見解でございます。

ここで私は、政党という言葉が出ましたけれども、政党について少し私の考えを申し上げてみたいと思ひます。

今の発達しました社会におきましては、さまざま、国民に利害が対立しておりますし、意見が

ございます。それらを統合するというのが政党の一つの大きな役割であろうと思ひますし、多くの社会集団から御支持を仰がなければそれぞれが選挙に勝利をしてこれない、こういうような問題もございまして、民主政治、非常に発達した、そしてしかも、例えば我が国のように、先進工業国として世界に大きな地位を占めている国柄としましては、この機能を高めるためにも政党という存在は不可欠なものであらうと思ひます。

それはそれとしまして、政党、ちよつと申し上げてみますが、発生は、議院政治の始まりでしたイギリスとかヨーロッパで政党が発生した。最初は議員のクラブであつた。しかし、有権者の権利が大きくなつてまいりました。また、組織化が行われてきた。そういう意味では、名望家が集まつたクラブから組織政党になり、社会が豊かになるにつれて価値観も多様化し、政党がだんだんと整備されてきた、そういうことがございまして。しかし、また一方におきまして、社会の発展と産業社会の内容が充実してまいりまして、階級への帰属感とか宗教心が薄れるというような現象がヨーロッパでは特に顕著でございまして、政党組織は次第に弱まつてきているという状況がござい

す。我が国におきましても、我が国の政党政治が始まりましてもう久しゅうございすけれども、我が国においても政党政治に対する国民の皆様の受け取り方が、だんだんと時間とともに変わつてきたというのがあるのまゝの姿であらうかと思ひの

でございます。そして、実は残念なことではございますが、たゞ重なるあゝいう汚職事件等々だけでなくて、社会の多様化とか産業社会の発展の中でマスメディアが発達してくる、そういういろいろな要素から、政党離れ現象も出てきて

すふえていられるわけでございすけれども、一方においては、政党活動だけでいいのだらうか、こういう空気も出てきているわけでございす。そういう意味で、政党が政策を掲げて相対抗し、また切磋琢磨していくというこの一方におきまして、具体的に政治活動を担っている個々の議員がどう考え、どう行動しているかということも重視しなければならぬ。こういうことで、政党活動と議員個人のバランスをどう考えるかということも、近代社会における大事な課題であらうと思ひの

でございます。投票の際に、人物を重視するという傾向も強まつてまいりました。あるいは、イギリスは小選挙区制の長い伝統を持っておりますが、政党への批判が高まつてまいりました。私は、小選挙区制というものを考えてみましたときに、この小選挙区制の仕組みからいいますと、政党の公認候補が、政党の中で決まつて、選挙には政党が決めた候補を選ぶ、こういうことになると思ひます。そうしますと、有権者が政党だけしか選べないという選挙制度が今提案されている。これは、私が先ほど申し上げましたような有権者の皆様の現実のあり方と引き比べまして、有権者の希望を裏切るという面が出てきているのではないであらうか。すぐれた政治家を、自分の目で見て、自分の考え方で選

択したいという有権者の要望、また、政治改革の目標に反するところがあるのではないだらうか、この私は考えるのでございす。これについて、担当大臣、自治大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○山花国務大臣 先生の方から、政党のリーダーシップを超えた政治のリーダーシップ、こういう高い見地から問題点についてお話を受けた、こういう感じでお聞きしておた次第でござい

ます。御指摘のとおり、今日、現代の国家は政党国家である、こう言われておりますけれども、政治全般のあり方ということを考えるならば、政党を超えてさまざまな政治に参画する資格というものがあると思ひますし、そして、突き詰めるところは、一人一人の有権者の政治参加をどうするか、こうしたテーマに戻っていくことだと思ひます。

では、一体そうしたテーマについて、どのような政治のあり方、政治の仕組みというものをつくっていくか、これはまた一般論ではなく、具体的に、今日の課題として私たちはとらえていかなければならぬのではなからうかと思ひます。そうしたそれぞれの議論を踏まえた中で、今回は、これまでの議論を十分そしやくした上で政府案を提出したところでございす。そこでは、御指摘ありました政党の役割というものを大変重視している、こうした立脚点に立っていることに

ついては御指摘のとおりでございす。しかし、これは今回の、現実的な政治課題と申し上げましたけれども、これまでの中選挙区制のもとにおいて出てきたさまざまな弊弊と申しましようか、単にそれは前段御指摘のとおり短絡的に説明することはできないと思ひますけれども、中選挙区制を、個人本位の選挙制度をどうやって変えていくことが望ましいかということにつきまして、国民の審判なども踏まえ、政権交代、そして政党中心にと、こういう考え方で、今回全体としての法案については構成をさせていただいたということが政府案の仕組みということになつて

いると思ひます。ただ、同時に、個人の有権者の気持ちをどう酌み取るかということについても、大変大事な問題であることについては御指摘のとおりでございまして、今回、政府案が二百五十、二百五十の小選挙区部分と比例区の部分という二つを設けたのは、先生御指摘のような、政党中心の時代になつていくけれども、同時に民意を幅広くくみ上げるシステムも大事ではなからうか、こういう観点から比例代表の制度につきましても組み合わせたところでございまして、御指摘のような問題点については、議論のさなかということではあつても、かなり踏まえた中で今回の提案をしているとい

うことだと私は承知しているところでございす。

○葉梨委員 今申し上げました政治資金でございすけれども、政党に政治資金が、公費助成あるいは団体・企業の政治資金が集中するということは、政党組織を握つた政治家、我々自民党でいへば幹事長あるいは総裁でございまして、それがよく支配するならいいんですけれども、人間が行動することですから、ここで少数、少ない者による支配の危険性も高まつてくるのではないだらうか、こういうことが心配されるわけでございす。これはまあ、社会党なり与党の皆様の内部に立ち入つて申し上げることでないけれども、我々自民党の中ではそういう憂慮もささやかれている次第でございす。

そこで、私は、特に企業献金、団体献金については、我が党の方から、津島委員今いらつしやいますけれども、企業献金、団体献金も認めていこうという案が提案されておりますけれども、公費助成について申し上げてみますが、公費助成がヨーロッパの諸国の政党に政府から行われている、アメリカでも同様である、だから我が国もこれを導入しようではないか、こういうことになつておりますけれども、ここで問題は、公費助成の程度ということの前に、一体、政党法というやうなものがつくられて、自由な政党活動を縛ることにならないだらうか、規制することにならないだらうか、こういうことも憂慮されておるわけでございす。これについて、担当大臣並びに津島委員から御見解を伺いたいと思ひます。

○山花国務大臣 政党法の問題につきましては、ちよつと最近のといひます戦後の歴史を比べてみても、今日の憲法を審議した第九十回帝国議会から今までの議論が始まつていっていると承知をしてい

るところでございす。ただ、当時から議論をずっと振り返りますと、当初から政府側としても政党法それ自体に対しては大変慎重な態度をとつてきたというのが、

ただだからといって政党に対して、今度とりわけ政党助成も入ってまいりますから、どう法律的な規制をするかということについては、これは諸外国を含めていろいろな制度の組み方があると思っておりますが、ストレートに政党すばりいくもの、憲法上の規定から始まって、かのドイツ方式等々もありますけれども、全体の傾向としては、混合型といましようか、それぞれの法律の目的に従って政党に対しての一定の要件などを定めているのかどうかと私も承知しているところでございます。

こうした格好で、その制度の趣旨に沿ってぎりのところで、本来自由であるべき政党に対して国が内部に干渉してはならない、こうした大原則を踏まえながらも、個別目的に従つてある程度のこうした法的制度を備えるということは、これはまた必要ではないかと思つているところでございまして、先生御指摘のところを結論的に申し上げたい。

○津島議員　葉梨委員が今提起されておる問題は、実は議會制民主主義あるいは代議制民主主義の根幹にかかわることであらうと思います。

先ほどからのお話を伺っておりますと、政党と云うのは議會制民主主義とともに生まれてきたものだけれども、しかしそのあり方について反省の声も上がっているよ、むしろ選ばれている代議士な重り代議制民主主義を支える政治家個人の責任が重いんだよと、こういうことにどうも力点があるように承つておるわけであります。私は、いろいろな議論の余地はあると思いますが、委員の御見解と多少違った見解を持っております。

そのような立場に立ちますと、先ほど政府の方から御答弁がございましたような政党・政策ベースの選挙をやるということは、やはり議会制民主主義の一つの目標でなければならない。そういう

次に、政党に助成をいただくようになりますと、当然助成の受け手としての政党に対する公的な監視なり干渉が始まって、自由な政治活動がかえってゆがめられるのではないかと、という御心配、これはある意味ではもっともな点もごございます。

○葉梨委員　それに関連しまして、先ほどの公事助成の問題でございますけれども、政党にも助成をする。一方、私自身は、個々の議員に助成を直接行ふ、こういうことを御提案申し上げたいと思ひます。これは何も私自身の案というよりは、そういう専門の学者の先生方の中にそういう御意見の方がいらつしやいまして、私もこれはよく検討しなきゃならない御提案ではないかと思ひまして申し上げる次第でございます。今津島委員からの御答弁もございまして、ごもっともであり、それはそれであり、しかもそれでもなおと、こういう私は見解でございます。

それから、公費助成の問題と絡みまして、私は、選挙制度というものが、有能で意欲のある新人が出やすい状況をつくっていかなくやならななくという意欲はあるけれども資金的には非常に乏しいというような方々もどんどん積極的に立候補して、そして政界に入れるという体制をつくって、おかなきゃいけない。そういう意味では、選挙の整

それで、津島委員に、これについて、私の提案についての御見解を伺いたいと思います。

例えば、外国で政治家個人の政治活動に対して一定の応援をする、選挙資金の優遇をするという場合、一番典型的なのはアメリカの大統領選挙でございすけれども、そういう場合にも非常に厳しい制限が課されております。でございすかから進んでは、やはり我が国の場合などは、まず政党活動といふものに着目して、政党とその政策の普及のために公費を投入していただくということから進んでいくべきであらうと思ひます。

なお、裏から言えば、この枠を超えた場合には、政治活動の本身、そしてまた資金の使途についていろいろな制約あるいは国民に対する報告と
いうものが必要になるということから見まして

も、やはり個人にこれを出すということは無理があるのではないだろうかというふうに思っております。

○葉梨委員 私は、この点につきましては自分の勉強もまだ足りないと思います。今津島委員が答弁されたようなことも「もったもった」でございませうが、なおしかし、何かないだろうか、こんなことを考えておまして、山花大臣、何か御見解ございますか。

○佐藤国務大臣 葉梨委員のお話をずっとお伺いしておたわけでございますけれども、幾ら組織といってもやはりそこを構成する一人の人間、一人の政治家、これが、いい人といましようか、意欲を持っていられることに取り組みむということがなければ、その組織自体も活性化をされないと思います。そういう意味では、一般的に私は個人を、組織といえどもあるいは政党といえども大事にするという基本的な概念は非常に重要なことだと思っております。

ただ、その政治家というのが、葉梨委員の言われているのは現職の我々の今当選をしている議員のことなのか、落選をしている方まで含めているのかわかりませんが、当選をしているという事になりますと、これは今度は国会で、どのくらい立法事務費なり、その他の議員一人当たり幾らというものをどうすべきかというのは、金額につきましても、私は国会の中で議論をしていただく問題だと思います。

ただ、この際、私たちが法案をつくるべき議論になりましたけれども、おのおのの政党によって違うかと思ひますけれども、政策をつくるのに個人が合体して政策づくりのいろいろな格好での費用を出しているところもあり、これから行おうとする政党助成と、国会の中でその助成をしているのと、どういふふうにするべきかという議論も出てまいります。その関係も出てくると思うのであります。

それから、新人発掘の問題はまさに非常に重要なことでございまして、これはむしろ中心的には

やはり政党が組織的にやっていくということではないか。もちろん津島委員からもお話しございましたように、立候補の自由があるわけでございましてから無所属でも立候補できます。その際に、選挙公営といふものは世界の中で日本ほど、これは個別に選挙公営をしているところはないわけですね。もちろんポスター代の価格の違いとかいろいろとありますけれども、今これだけ選挙公営をされておりますと、本間にボランティアでやればほとんどお金がかからないというくらいまで選挙公営をしているわけでございまして、そういう意味で私は、選挙をやられる方は過去に比べればかなり恵まれてきたのではないだろうか。ただ、津島委員からもお話しございましたように、供託金没収の場合には選挙公営が働かないものもござい

ます。やはりそのあたりは、いかに個人的にやりたいと思つても、国民の皆さん方の税金を使うこととございまして、やはり一定のそのあたりの限度があるのではないだろうか。

ただ、全体的には、葉梨委員の全般のお話をお伺いしておりましたけれども、今いろいろ、近くはリクルート事件以来いろいろな議論が政治改革でなされているときに、どちらかというと個人中心からむしろ政党中心にすることがこの腐敗を防止して、新しい政治システムをとることができるといふ、そういう大きな流れの中で考えなければいかぬことではないかというふうに考えております。

○葉梨委員 きょうは時間が短くて、いろいろ伺いたし、御質問したいことがありますが意を尽くしませんけれども、きょうの質問の最初から申し上げた中で、今の衆議院の選挙制度は中選挙区制でございまして、そのほかに小選挙区制があり、比例代表制がある。この問題、それぞれの制度の成り立ち、相互の関係といふものを実はもつともつと突き詰めて考えなければいけないと思うのでござい

ます。私、ちょっと感じを申し上げますと、この間どなたでございましてか、一五%の支持だけあつて

出でこれというのとは御発言がござい

ましたが、現行中選挙区制で一五%の支持があつて出でこれというのとは、少数者の意見が国政に反映しているということ、私はむしろこれは評価すべきではないかと思つてござい

ます。うまい意味では、比例代表制、中選挙区制、小選挙区制とございまして、それと、仮に左か右か、片方に真ん中であつて、やや親近性が中選挙区制と比例代表制にはあるのではないかと。これに對して、反対側に小選挙区制がありまして、小選挙区制はややあり方が違つてはな

い、あるいは申し上げてみたいと思ひます。憲法では選挙に關して、前文では、国民が正当に選挙された国会における代表者を通じて行動することを宣言している。それで、第四十三條でございまして、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織す」というたつてござい

ます。国政選挙は、国権の最高機関である国会を組織するために行われるわけでございまして、内閣総理大臣の問接選挙のような機能を果たすとしても、直接にはまず国会に国民の代表者を送り出すのが第一義であると私は考えるのでござい

ます。そういうことから、選挙制度を、現行中選挙区制をそのまま行つていくのか、あるいは特に小選挙区制にするかという問題につきましても、代表の性格を論ずる前に政権を論ずることは本末転倒ではないだろうか、こう考えるわけでござい

ます。政権をつくるために小選挙区制がすぐれていると第八次制度審ではうたつておられるわけ

でございます。そこら辺が私は一番基本にある問題でありまして、政権を第一義とするか、代表を第一義とするかについては、もつともつと政府の皆様あるいは自民党の提案者の皆様と議論を深めてい

く必要があるのではないかと思つてござい

ます。これについて御見解を伺いたしと思ひます。○佐藤国務大臣 その点につきましては、解散前の通常国会でいわゆる百七時間政治改革議論をやつたときの中心的な課題だ。もう一つは、企業・団体献金をどうすべきかと。廃止すべき、いや一定の額認めるべき、この二つが、いわば百七時間的基本的な中身だと私思つております。一方の方では、衆議院といふのは内閣をつくる院であることは間違いないが、その前提として国民の民意を正確に反映をしなければならぬじゃないかという意見。もう一つの方の御意見は、衆議院といふのは内閣を構成すること、つまり、このことを、政権選択が衆議院の選挙なのだといふ二つの御意見がございました。結論的には、御承知のよう

に決着を見ず、宮澤内閣の不信任案、そして解散・総選挙になつたことは御承知のとおりでござい

ます。我々が、政府といたしまして、今度小選挙区二百五十、比例代表二百五十という案を出したのは、このような前国会におきます真摯な議論を踏まえまして、両方のいいところをとつて、小選挙区はいわば政権をつくる、国民の皆さん方が政権選択ができるという、顔の見える小選挙区ということも入れ、かつ比例代表は、今葉梨委員も言われ

ましたように、多様な民意を正確に反映をするというこの性格、この両方を入れたのが今度の二百五十、二百五十の並立制でございまして、そのように御理解をいただきたいと存じます。○葉梨委員 今佐藤大臣の御答弁ござい

反対である、こういう立場を明らかにしてまいりました。

今お話しのところは、党の政策が変わったということについての御質問をいただいていると思えますけれども、御指摘のとおり、とりわけ最近の議論の中で、一方の極には単純小選挙区制があり、一方の極には比例代表がある。それぞれが原理を持っているわけでありまして、我々、政権選択ということの前提には、広く国民の民意を反映する、このことが必要であろう。とりわけ、最近のように価値観が多様化して、いわば有権者の皆さんの選択の幅も広がっているということの中では、そうした有権者の気持ちというものを、政治に対する要求というものを幅広く拾い上げる中で選挙が行われるということが大事であろう。こうした観点から、比例代表を中心として選挙制度改革というものを考えてきたところでございます。

そうした観点からしますと、従来の中選挙区制につきましても、これは準比例と言われているとおり、かなり顔の見える地域の候補を生み出しながら、同時に複数の候補者が当選の可能性を持つという意味において、比例代表制の意味もあることである。このことについては学者の皆さんも、定数は正についての最高裁判所の判決においても認めておたところでございまして、当初社会党といたしましては、中選挙区における定数は正、こういう主張をしてきたところでございまして、

したがって、少し前の時期は、単純小選挙区と中選挙区の定数は正、これが対立の構図ではなかったかと承知しております。その中選挙区制の格差は正ということだけでは全く一歩も歩み寄りがなかった。こういう状況の中で、改めてあるべき選挙制度というものについての検討を、当時社会党としてもスタートさせました。その場合には、あるべき選挙制度ということになれば、当時の観点でありますから、今日も変わりませんけれども、何よりも金と政治を断ち切った金のかから

ない選挙制度ということを念頭に置きながら、公平さ、公正さ、民意の反映、国民にとつてわかりやすい、こういうことを検討した中で、全体としては併用型、西ドイツ型の選挙制度ということに踏み込んだところでございます。

この考え方につきましては、当時社会党だけではなく、公明党の皆さんとも御一緒にいたしまして法案を提出した経過については御承知のとおりでございまして、しかし残念ながら、海部内閣の提案以降与野党の対立がずっと続いたままでもございまして、さきの国会におきまして、当時社会党の立場としては、公明党の皆さんと御一緒に併用制を提出しておりましたけれども、さらに一歩踏み込んで、譲歩をして、歩み寄りという言葉を當時使いましたけれども、連用制あるいは連用の修正ということなども議論をしながら、さきの、とりわけ委員会における理事間の折衝等にも臨んだところでございます。

若干経過を申し上げましたけれども、いろいろ議論をした中で、全く対立したまま、いつまでもたつても政治改革については実現が遠のいているという現状の中で、政治的な選択を行って歩み寄りをしたというのがこれまでの経過でございまして、同時に、これは選挙制度だけではなく、もう一つの大きなテーマであった企業・団体献金禁止、腐敗防止や政治資金の問題につきましても、全く対立したところについて、全体一歩であるならば成立する見通しも出てきたという前国会の中で、我々としては態度の変更を迫られ、そして党としても決断をしてきた、こういう経過でございまして、

こうした長い議論の中における、一つ一つ世論を重視しての政治選択であったと、こういうように私としても今日の立場で承知をしているところでございまして、

○葉梨委員 経過は伺ったわけですが、先ほど私申し上げましたように、これは私の見解でございしますが、中選挙区制があつて、片方に小選挙区制があり、こちらに比例代表がある。比例

代表と中選挙区が結びついていくというならまあ自然な流れ、あるいはわかるのですけれども、これと小選挙区制というものは、私はやや異質なものであつて、それを結びつけるについてはお納得できない。これは政府原案だけでなく、実は自民党の案についても、私も自民党の議員ではございますけれども、まだ了承できずというか、理論的に納得できないという気持ちでございまして、

それで、選挙制度を変えるということは、明治以来の衆議院の選挙制度の変遷を見ておりました、小選挙区、大選挙区、小選挙区、それから中選挙区あるいは大選挙区、今の中選挙区、こういう経過の中で、そうしよつちゅう変えられないのではないだろうか。特に、私心配いたしますのは、この前の総選挙の前に政治改革を各党が主張されたが、具体的な選挙制度改革の改革というところは公約しておられなかった。それが、先ほど経過は伺いましたけれども、社会党からは並立制まで一挙に、どうも論理的な私どもは納得ができませんけれども、歩み寄つてこられた。これは、今度は自民党について申しますと、私も議員の一人としてやや申し上げにくいけれども、自民党も単純小選挙区制から一足飛びに並立制に変わった。そういう流れの中で、何十年かにわたつて代表を送る基本でございまして選挙制度の議論が移つていったというところに、何か危うい、危なげを感じるわけでございます。

そういう意味で、今私は山花大臣に御質問申し上げたわけでもございまして、一歩一歩、もう少し自分も納得し、それから有権者も納得するような論理的な何か過程が必要ではなかったんだらうかな、こう私は考えている次第でございまして、

○津島議員 私どもは、既に海部内閣のときの政治改革大綱で考え方を明らかにしておりますので、葉梨委員におかれても、それ以来の自民党の公約と公式の立場というものをよく勉強して御理解をいただきたいと思います。

○山花国務大臣 今津島先生からそういう話を

伺ったのを聞いておりましたけれども、やはり一つの時代のテンポというものがあつたんじゃないでしょうか。海部内閣のときの提案と今回の自民党案、かなり中身において違つている部分もございまして、また前国会における自民党案と今国会における自民党案も変わつていくわけでありまして、けれども、その意味におきましては、時代の速いテンポということの中でそれぞれの政党が政治決断をしたということではないかと私は考えているところでございまして、

実は、党の関係、社会党の関係についても御質問いただきました。過日の選挙に臨む一番最終的な発表といえますが、これは全体の議論が進んでくる中で、五月二十八日、まだ解散・総選挙の雰囲気のことと前の段階ですけれども、選挙制度についての最終的ないいますか、その時点におけるものですね、このときには社会党、公明党、民社党、社民連、民革連と日本新党、細川さんのところを含めて、当時は連用制を軸と、こう言つておりました。連用制を軸として与野党の合意形成ができる案をつくることで一致をした、これが六党・会派の合意でございまして、連用制までいったんだけれども、まだ当時の自民党は単純小選挙区、総務会決議決定から一歩も動いていないということの中で、ここだけでもどうなんだろうとかということが当時残つておた次第でして、六党・会派の代表が集まつた中で、連用制を軸として与野党の合意形成、当時の野党とは逆でありますけれども、をやるということが終盤における当時の野党の合意でございまして、

そうした中で、当時の社会党といたしましては、ここにパンフレットを持って御説明させていただいてるわけですが、新しい政権で政治改革を実現しようと、党としてもこういう打ち出しをいたしますと同時に、かねてこの国会、この会場で御説明させていただいてる、選挙に臨むに当たりまして六党・会派の合意をつくり、そして非自民の連立政権をつくらう、これを最大の公約といたしまして選挙に臨んだ次第でござい

ます。

選挙の結果、国民の審判は政権交代の可能性を示すものであります。当時の私たちの選択としては、じゃ政権交代を選ぶのか、そうではなくて、あくまでも選挙制度について従来の立場に固執するのか、こうした重大な政治の選択が求められたところでございます。当時社会党としては、そうした選挙で政権交代を公約したその国民の、有権者の皆さんに対する大義を重んずるという選択を行ったところでございまして、若干経過を申し上げましたけれども、そういう速いテンポの中での政治決断の中で、御指摘のとおり、選挙制度の具体的な提案について方針を変更してきたということについては、御指摘のとおりでございます。

○葉梨委員 今我々は衆議院における選挙制度改革を議論しているわけでございますが、実は国会には両院、参議院がございまして、我々は衆議院の改革が済んでから参議院を考えたいというのではなくて、両院が一体となって国会を形成しているわけでございます。そういう意味におきまして、参議院の役割をどう考えるのか、衆議院と参議院が選出方法、選挙制度を違えるものになければ意味がない、こう思うのでございまして、選挙方式を互いに異なるものにして初めて、民意をそれぞれの異なった方法でくみ上げて国政を審議し、また社会の発展に貢献する、こういうことになければいけないと思うのでございます。

これ以上参議院のことについて私がどうこう、自分の考えはある程度ございしますが、申し上げるのは憚越であらうと思っておりますので、これで、こういう指摘をさせていただきたいと思っております。

もちろん、衆議院が優越と言っているわけではないけれども、参議院が衆議院に対して抑制と均衡、補完の機能を発揮される、そういう考えの中で両院のあり方を考えていかなければいけない。そういう意味で、私は、この今度の議論はまだ半ばまで来てないんじゃないだろうか、片肺飛行をやっ

てるんじゃないだろうか、私はこういう思いがしてなりません。

これは、私が先般の解散前の会期において、自民党の総務の一員といたしまして総務会でも発言したことがございます。また、中山太郎議員も参議院に在籍されたという御経験からいろいろ御意見も開陳しておられるわけでございまして、私はそれ、両方をこの際、特に参議院の比例代表制度というのは、提案者の意図と違つて全国区制度以上にお金がかかったり弊害の多い状況でございまして、そこら辺も、制度的な整合性のほかにそういう反省を含めた改革案がこれから出てくるのではないかと私は期待をしているところでございます。

今まで、この短い時間に私が今考えておりますことを申し上げました。そして私は、細川総理がこの委員会にこの前、総括質問のときにもおいでになりまして、比例代表制と小選挙区制との、この並立制についての考えを答弁されたりしておられるのを伺っております。細川総理まじめな方であらうけれども、この選挙制度というものについての重大性というものをものともっと認識していただきたい。例えば、来月の中旬までに参議院に送つておっしゃるには、まだまだ私は議論が尽きないのではないかと。既に先国会、九十時間以上審議をして、百何時間ですか、今度もまたやっておりますけれども、こういう御意見も私は存じておりますけれども、しかも基本的なことについて、与党の議員の方々、野党の私どもの自民党の中にも、そこら辺について議論がまだあるのじゃないか、腑に落ちない、こういう者もたくさんおられるわけでございまして、結論がどうかというところは次のなにとしまして、私はさらに慎重な審議を進めていってほしい、そのようなお取り計らいをしていただきたいということを実は私は考えているわけでございます。

そういう意味では、例えば、この臨時国会でこの法案に決着がつかなければ総理は責任をとるとおっしゃいましたけれども、私は、慎重にまた幅

広く、そして深く審議を進めていくということであるならば、それは総理の責任問題ではないのではないかと、私はそのように考える次第でございまして、そのことを最後に申し上げまして御質問を終わらせていただきます。

○石井委員長 住博司君。

○住委員 政治改革という言葉はもうすっかり耳なれた言葉になりましたけれども、ただ、これが実現することによって日本はどう変わっていくのだろうかということになりますと、その将来像がいま一つはつきりしてないということに不安を感じている人も大勢いらっしゃるんじゃないのかなと、最近つくづく思います。

それで、私もよく政治改革というふうに言つて通常イメージしていることは、選挙制度改革であるとか政治資金規正法の改革であるとか政治腐敗の防止であるとか、そういったところだろうと思うんですね。これはいづれも政党政治のルールにかかわる問題だ。もちろんこれらの問題の重要性を否定するつもりはありませんし、今私たちが長い間議論してきたのはまさにその点ですから、全く否定するつもりはありませんけれども、本当は政治改革の論議というのはそこで終わってはならない、こういうふうに思っております。

私は戦後の生まれですけれども、戦後の民主主義が生まれてからも半世紀近くたった。今議会政治をさまざまな視点から見詰め直して、行政や財政あるいは中央と地方との関係、古い制度や仕組みを徹底的に見直す作業というのを行って初めて新たな道が生まれるのではないかと、開けるのではないかと、そんなふうに私が考えているということとをまず最初に申し上げていただいて質問をさせていただきます、こう思います。

これまでのいろんな議論を聞いていますと、やはりさまざまな意見を議員お一人お一人持つておられるわけです。そして、そういうことを考えたときにまだ煮詰まっていけない部分もあるのかな、こう思います。どうぞきちんと議論をそしやくを

して、余り短兵急に物を進めないで、しっかりと日本の将来の民主主義の姿というものをお互いにつくり上げていく、そういう感覚をぜひ持つていただきたいということをまず最初に申し上げたいと思ひます。

私も今は野党になりました、自民党による単独政権は終わりを告げた、八つの党派連立の政権が誕生いたしました。これを暫定と見る人とうではないと言ふ人、この前私が今津議員の質問に引き続いて代表質問したときに、武村官房長官は暫定ではない、こうおっしゃったし、だし羽田副総理は仮の姿だと言ふようなことをおっしゃった。あれについての答えはいただいております。だけれども、そういうふうにおっしゃいました。しかし、いずれにしても政権交代は起こったわけですね。しかし、政権交代はしたけれども、それから地方分権のお題目というのは聞こえるけれども、生活者優先という声も上がるけれども、一体何が変わっているんだらうか、何も変わっていないんじゃないのかというのが今将来像をばやけて見せている、そんなところではないかと私は今感じています。

今の八つの党派連立の政権は、国の基本方針を承継するとの合意の上で成立したというふうになつています。山花大臣もよく本会議場で八党の合意の文書を読み上げたりしておられましたから、私も聞いております。

そこで伺いたいんですけれども、米の完全自給体制というのは、これは国の基本方針だと思ひますか、そのことについてお答えをいただきたいと思ひます。武村官房長官と社会党出身の山花大臣、そして石田総務庁長官、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。

○武村国務大臣 防衛、外交などを例示しながら、国の重要な政策は引き継ぐということを含意をいたしております。防衛、外交だけという意味ではありません。国の根幹にかかわるような重要政策、基本政策を指しているのだと私は思ひますが、その中に米の完全自給の政策が入るかどう

私なんかは、米の自由化反対の立場で来た一人でありますから、これは大変重要な政策だということに私個人は思っております。政権全体でそのことを、入るか入らないかは議論をしたことはありませんけれども、幸い今ウルグアイ・ラウンドをめぐるてもこの問題に対する基本的な姿勢は七党一会派一致をいたしておりますので、ほぼ重要政策と考えていいんではないかというふうに思っております。

○山花国務大臣 先ほども引用していただいた八
党・会派の合意の際、米につきましては、米の例
外なき関税化については反対をする、こういう八
党・会派の意思統一を行っているところでござい
ます。

今自給率の問題、こう御指摘いただきましたけれども……（住委員「それはいいです」と呼ぶ）そうじゃないですか。

それでは、以上のとおりでございます。基本的には官房長官の答弁と同一でございます。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。

國の基本的な政策を継承するということは、それは、政權がかつたときに極めて私は大事な相点であろうと思うわけでございます。政權がかつたと同時に百八十度あらゆる政策が変わつたんでは、これは国民の皆さんも大変不信心と動揺を来すわけでございますから、やはりそういった意味においては、基本政策を重視し、それを維持するということは極めて大事な問題だということに思うわけでございます。また、将来にわたつて新しい政權がどう考えるかは、これまたそれなりの整合性を持ちながら変化をしていくべきものであろう、こういうふうに思うわけでございます。

また、米の問題につきましても、私はやはりこれからの日本の食糧の自給という問題を考えますれば、極めて重要な政策の一つの柱であろうと田中首相は、それについても今までのいろいろな意見がありますし、それについて承知をいたしておりますが、私としましては、

○住委員 今の答弁を聞いている限りは明確におっしゃっているわけですが、最近、新聞報道を見ると、六年間の猶予つきで関税化に向けた交渉に入ったみたいなのが伝えられ、否定をしても否定をしても出てくる。まるで本当じゃないか、こう思われるようなことがある。もしそういうことになったら、山花大臣、どうされるのですか。それは、連立与党のその枠組みを外しても反対をしなければいけないというふうに考えておられるのですか。

ておられるのですか。

○山花國務大臣　今の、一部報道で、何かと少きよの答弁とは違った雰囲気のものもあるではないかということにつきましては、これは官房長官を含め農水大臣も、そういう報道をされてもそのような事実は一切ない、そういう報道もあるたのてではないかと思っております。今日、今連立政権の合意という観点から御質問いただきましていただけれども、政府の方針として、先ほど来お話ししておる例外なき関税化については反対するといふ方針には変わっていない、こういうように考えているところでございます。

○住委員　米の問題だけでもなくて、今減税との絡みで消費税の話も出てくる。社会党の方々は、もう明確にその消費税の存在を最初に否定をされるようなこともおやりになった。私ども大衆苦党でしたりしたことも覚えております。それについて同じだと思うのですが、今、消費税についてはどんな評価をしておられますか、山花大臣。

どんな評価をしておられますか、山花大臣。

○山花国務大臣 今、閣僚としての立場からすれば、政府の合意したものを尊重していく、という立場でございます。党の方針につきましては、幾度かお話しする機会がございましたけれども、社会党としては消費税については反対である、こういう立場を堅持しているところでござ

ただその問題だけではなく、さまざまなそうしたテーマについての御質問だと思えますけれども、連立政権をつくるに当たりましては、先ほど引用いたしました合意を含めて、我々はこれだけでやっていこうということを決めているわけでありまして、そこではそれぞれの党がそれぞれの固有の政策を持ちながらも、連立政権においてはその連立政権の合意を尊重して内閣を守り立てていきたい、こうした決意がそこに示されているわけでありまして、連立政権の合意の範囲内であるならば、ここに参画した各政党は、社会党を含めということですから、この連立政権の合意をあくまでも尊重していくということが大前提になつてきていると思います。

きています。

ただ、その連立政権の合意にない問題、一体それはどうするのか、あるいは社会党の党の基本理念あるいは基本的な価値観と違うようなことが政府の決定となる場合はどうなるのか、これは連立政権の存在そのものにかかわるテーマだと我々は考えております。

考えております

○住委員 まさにそういうところかよくわからな
いから、日本の将来がどうなっていくのか不安感
を感じるのではないかということを指摘しておき
ます。

そして、今はしくも山花大臣おっしゃったその新しい政策選択をしなければならぬときに、今までの合意とは違うことが出てきたときに、一体この各党各会派の意思をどうやってまとめていかれようとするのか。まあ政策幹事会というのがあるように仄聞するわけですけれども、調整がつかない点があったらどうされるのでしょうか。官房長官、その点お答えいただければありがたいと思います。

思いますが。

○武村国務大臣 いずれにしましても、七党一派、今五会派になりましたが、五会派の連携、協調で政策の協議をしながら決断をしていくわけがあります。決断をする前の状況を御指摘されたと、住さんおっしゃるとおりでございます。

さにははらへております。はらはらの違いのある
政党がいかにして一致点を見出していくか、そこ
にむしろ目を向けていただきたい。一致したもの
が政権の政策になるわけで、残念ながら一致しな
いものは政権の政策にはなり得ないということ
であります。しかし重要な、国として避けがたいよ
うなテーマは、もう万難を排して、過去のいさざ
つを大きく乗り越えて、多少傷を背負つても一致
をつするための努力をお互いにしていくという考
え方で参りたいと思っております。

え方で参りたいと思つております

○住委員　これは、これから出すと連立政権が抱えていく大変大きな重要なテーマだろうと思いますし、将来は私ども同じ悩みを抱えなければならぬかもしれないというふうに思っています。しかし、やはり一定の答えというものはある程度お示しにならないと将来像というのには描けないんじゃないかということ、私は感じているということを考えていただければありがたいと思います。この話については、多分これからいろいろ重要な政策選択の場所で見輩の議員の方々がこの点についてお伺いをしますと思いますので、私はこの辺で次のテーマに移らせていただきます。

す。

政府と自民党の政治改革の関連法案、これらで、当委員会ですく論議が交わされてきたわけで、まあ答弁に立たれている先生方あるいは閣僚の方々は、もういいんじゃないかと、こう思われるかもしれません。しかし、先ほども申し上げましたように、私ども、委員会に出てきて質疑の内容を聞いていますと、やはり議員一人一人が、本意は全員が質問に立つて、それぞれの疑問点を打ち出して答えを出すぐらいでなければ、民主主義の土俵づくりになるわけですから、本当は審議を早くしたことになるものではないのかなというぐういにこれは重要な問題だというふうに思っています。きょうも、確認の意味も込めて、少し細かいところも立ち入りながら質問をさせていただきたいと思います。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

事前ポスターについてなんですけれども、今は、選挙期間でないときに候補予定者や後援団体が掲示をする政治活動用ポスター、いわゆる事前ポスターが、ベニヤの裏打ちがないものに限って認められているわけです。今も街中へ行きますと、山花さんの顔があつて、私どもの田舎にはまだ張りつ放しのところがあるのです。山花動く、政治は変わるだつたかなんかだつたと思ひますが、まさにそういうのが残っております。事前ポスターは憲法二十一条の表現の自由、つまり政治的な意思、意見表明の手段として認めるべきだと思ふのです。当たり前のことだと思ひます。しかしそれは、張るのも張らないのも自由なんです、本当は。ところが、一人が張り出しますと、あるいは一つの党が張り出しますとエスカレートしていくのが現実なんです。

私はわずか四年足らずの議員歴しかありません。準備をし始めてから七年です。私は、実際に選挙の前に、資金面の点もありましてポスターを張らずにいたのです。事前ポスターを張らずにいた。そして支持者から相当批判されたことを今でも覚えています。つまり、おまえは立候補する意思がないのかとか、ほかはみんなやっているのにおまえはどうするんだなんてなぐあいでも聞かれました。その結果、張ることになったわけですけれども、結局は場所が確保できないということで、悪いことを承知でみんな電柱に張り出した。

エスカレートしていくと橋の欄干とか、ひどいのは駐車場の駐車中の車にまで張るのが出てくる。こんなことが起きちゃう。我も我も張つていっちゃうということ、まあ電柱という電柱にはだれかの顔が見えるんじゃないことが現実問題として、私どもの富山県だけじゃなくてほかのところでも私は起きているんだと思ふのです。選挙をやっている方々はわかっておられると思うのです。そして、選挙戦に入つても、余りにも数が多過ぎてはがし忘れてしまうということで、どこかに必ずポスターが残っているという現実をや

はり知っておかなければいけないと思ふのです。モラルの問題といひましても、いつも競争の中にいると、その心理というのは穏やかなものじゃないと私は感じます。これが、例えば私どもにとつてみれば、政治活動費の増大を招いたんじゃないかという点が指摘できると思ひますし、無意味な金の競争を招いたんじゃないだろうかということ、私たちは反省しているのです。そしてまた、街の美観というものを著しく損ねているんじゃないかという反省も持つていなきゃいけないと思ふのです。そんなことを考えますと、表現の自由といふのも無原則であつていいわけがない、こういうふうになります。

それで、規制の目的が合理的であれば私たちは一定の規制があつてもいいと、こういうふうには自身は考えています。そして、自民党案は、衆議院の任期満了一年前または解散の翌日から一定期間禁止としているわけですね。改めてここで事前ポスターの禁止、一定期間の禁止の根拠、その理由についてお伺いしておきたいと思ひます。

○伊吹議員 禁止はもちろん今、住先生がお述べになったのと全く同じ理由でございます。

○住委員 自治大臣は、事前ポスターに対する規制必要なし、こういうことであります。なぜそういうふうな言い切れるんですか。

○佐藤国務大臣 実態につきましては、住委員御指摘のように、私のところの愛知県では今言われたほど激しくないのではありませんけれども、かなりそういった氏名の入った文書とか非常に紛らわしい、あるいは美観を損ねる、そしてお金が非常にかかるということ、いろいろ問題になっていることは私どもも承知しております。

ただ、一方、今委員も言われておりますから御承知の上でございますけれども、じゃ一律に全部法律で禁止をするということになりますと、これはやはり言われておりますように憲法二十一条の政治活動の自由ということ、これは非常に慎重に検討がなつてまいりますので、これは非常に慎重に検討

しなければいかぬのじゃないか。昨年も、緊急改革の中でも随分いろいろな議論がございましたけれども、合意を見ることができなかったわけでございます。

例えば、それでは、一年以内というときはだめですというふうにした場合に、新人はどうするんだというのがすぐ出てまいります。その点、選挙運動あるいは政治活動の平等性という面からどうなんだと。これは有権者から見ますと、そんなに住委員が言われるほど多くなくても、ああいうことが出てくると、ああそろそろ選挙かなというふうなことを感ずると、全くこれは副次的効果かもしれないが、そろそろそういうあれなんだなということを感じさせるといふこともございまして、一番やはり重要なのは憲法二十一条の政治活動の自由。じゃ、個人名は小さく演説会になつていて張つてあるもの、政党名の方が大きいというふうなものまで本場に規制できるかということになりますと、本場の意味での事前ポスター、今言われております事前ポスターというのは、これは事前運動の一環になれば取り締まれているわけですね。

ただ、住委員御指摘のことだとすれば、富山県では取り締まっていなかったということなんであります。その範囲内でなお慎重に検討していかなければいかぬと思ひますが、直ちに法律をもつて一律に禁止するということについては、極めて慎重的であります。

○住委員 そのところのところがやはり問題なんです。要するに、これは本来の目的になつてあるものではないことならば、それはおっしゃるとおりかもしれません。しかし、そうではないということの方が今までは目立っていたのではないんですかというところはやはり考えておかなければならぬ、それはどの政党がどうのこの言ふんじやありません。そういうことがやはり、実を言ふと不快感を与えたり街の美観を損ねるという観点も持たなきゃいけないのじゃないんですかというのを私は指摘しておきたい、こういうふう

に思っているんです。もう一つ、私、戸別訪問についても伺いたいと思ひます。

欧米の諸国では広く認められている、意見表明の場所である。我が国では明治、大正の選挙のときにいわゆるどぶ板選挙をやり、買収、供応のものが多かったから、だから大正十四年の普通選挙法の施行以来、一時期一部のみに認めたケースはありますけれども、ほとんどそれは禁止だといふふうになつていいます。その過程はすべて皆さん方御承知だと思ふんですけれども、今回政府案がすべての選挙において、時間を朝八時から夜の八時までの間自由にしたという理由はどこにあるんですか、もう一回お聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○佐藤国務大臣 今まで禁止をされてまいりましたのは、そこで買収、供応が起るであらうということ、それから来られる方が次から次から来られたら煩わしいというのが主な理由だつたと承知をしておるわけでございますが、今回御承知のようになつて非常に罰則規定というものが厳しくなつてきているわけでございますし、これは政治活動の基本的な政策を伝播する、広げるといふ意味におきましては、本来基本的には自由であるべきものであるという趣旨からいって、これはこの際、選挙制度も政党中心に変わって、かつ余り頻りに訪れれば、その有権者にとりまして不快感を催すようになればこれはマイナスになるわけでございますから、一定の自制が働くということで、本来基本的に解放すべきもの、そして買収、供応等はこれは非常に厳しい罰則を持つておりますので、その意味で十分ヨーロッパのように自由な活動ということを許した方がいいのではないかと。

ただ、どなたかから前にも御質問ありました、今委員御指摘のように、非常にそれがさらに国民的大問題になつていけば、これはもう一度考えていかなきゃならぬと思つておるわけでございます。

○住委員 ちよつと今のだと、買収、供応のおそ

れなしというのは罰則が厳しいから、こういうことですね。こういう理由ですね。本当にそうなんですかね。

それから、人数制限がない理由というのはどうなんですか。やはりこれは、選挙をやっているポストの問題もそうだと思うんですね。本来はやってはいけないことかもしれないと思うことも、だんだんエスカレートしていくということ、同じ選挙をやった人間はみんな知っているはずなんです。私のところだけ違いますよ。という方は多分いらつしやらないと思う。そうやってエスカレートしていく。人数によっての威迫のおそれなしとする理由というのはどこにあるんでしょうか。

○佐藤国務大臣 人数の問題については、海部案のときに十五人という、腕章をつけてというお話がございました。しかし、実際には小選挙区の大さが五十万人を一人という原則ということになつてまいりますと、実際にやろうと思うと十五人ではとてもそれは原則的に解禁したということにならぬわけでございますので、そういう意味で私たちとしては時間制限以外には設けなかったということでございます。

○住委員 ですから、この政府案の考え方を見ますと、ある部分は、いろいろなことがあるから非常に自己規制をして余りエスカレートはしないでしょうよ、こういう組み立て方を一方でしているわけですね、例えば事前のポスターの問題とかあるいは戸別訪問については、ところがある一方で、政治家というのはもと悪いことをするやつだから相当制限をしておかなければだめなんだ、厳しくやっておかなければいけないんだ、こういうふうに言っている。同じ選挙をする人が、一方で自由にやるのと、一方で要するに規制されなければどうしようもない人間だと、どうしてこんな二つの考え方に成り立つてこの法案が出てきているのか、前からずっと疑問に思っているんです。そのことについては、今のお答えでは

どうもはっきりわからない。

私は、今までも、まあ下級審の判決では戸別訪問の禁止というものを違憲だと言ったやつはありますけれども、大体最高裁判決というのは一貫して戸別訪問の禁止というのは合憲だとしているわけですね。そして、その理由というのは、禁止によって失われる利益と、そして禁止することによって選挙の自由とかそういうことを確保することとどっちの利益が優先なんだ、こう考えたら、禁止する方がはるかに利益が大きいのだ、こういう考え方に成り立つて判決が出ているというふうには私は思っているんです。

私は、今度の選挙制度の改革で、新制度にするからすべて自由に自由化に踏み込むということではなくて、政党中央や政策本位の選挙制度、これは私も目指しているところですから、それがしつかり定着してから考えるべきものではないのかな、特に戸別訪問については、したがって、人数制限とか時間といったものを今もうちよつと考えておいた方がいいのではないか、こういうふうには思うのです。

ですから、慎重に対応すべきだという考え方に私は立っているんですけれども、自治大臣、今までのいろいろな過去の判例も含めてどうお考えになつていらっしゃるのかというのをもう一度、慎重に対応する意思はないのか。スタートして余りにエスカレートしてだめになったから、じゃ禁止をしましよというのじゃなくて、むしろ最初に、ここまでは、これくらいまではというふうな制限を加えておいて、やはり制度がスタートをして、これくらいなら、国民の意識も高揚してきているし、そしてまさに、モラルに反するようなことをすれば、その政党やあるいは候補者自身がとても戦い切れないのだというふうになるまで、実を言うと制限を加えておいてもいい分野ではないか、私はそう思うんですよ。

そのことについての自治大臣の御見解を伺いたしたいと思いますし、自民党の提案者の方々、今度は禁止をされている、そのことについてもちよつと

お伺いしておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 政治資金に対する対応の仕方、それは政治家性悪論に立っているのではないかと、ポスターのことについては、それは規制をしないではないか、これは対応の仕方が違うのではないかと、言われましたけれども、これはやはり問題によりけりだと思ふんです。政治資金に関する問題は、残念ながらリクルイト以来不祥事が続発をしてきたわけでございます。なるがゆえに政治改革になつてきたという経過があるから、非常に対応は厳しいということでありまして、問題、問題によってやはり対応の仕方が違うと思ひます。

戸別訪問の問題につきましては、確かに住委員言われますような議論が全く政権与党の中にもなかったわけではございませんけれども、本来、これは原則的に自由にすべきではないかというところに立って、私たちとしては法案を出させていただいたわけでございます。

ただ、今申しましたように、あるいは住委員も御指摘になりますように、余りにもそれがエスカレートして、問題になつた場合にどう対応すべきか、これはこの際、政党中央、政策中心の選挙に変えるという中で戸別訪問の自由化の問題でございまして、一度やはり原則にのつとつて全面解禁すべきである。もし、これからやってみて、委員御指摘のようにいろいろな問題が出てくれば、これはまた新しい対応を考えなきゃいかぬと考へております。

○伊吹議員 基本的には、私も、選挙というのは有権者が主主体にあるわけですから、有権者に対して、有権者一人一人に対して、候補者が直接お宅に伺つてお話をする、これが私は一番望ましい形だと思ひます。

しかし実際は、候補者じゃなくて、無制限な運動員ということになるわけですから、果たしてそれが日本の国民生活あるいは慣習、国民感情にそぐうかそぐわないかというところは、これは最高裁の判例を住さんがお出しになつたんですけれども、国民の感情は最高裁の判例を、まあ私は、支

持をしているのが国民感情じゃないかな。いろいろ戸別訪問についての世論調査やテレビでの番組も、私、拝見しましたけれども、大部分の国民は、まあそういうことはやってもいいやないかという意見が大部分だったように私は記憶いたしております。

○住委員 まあ戸別訪問については、今自治大臣おっしゃつたように、それも一つの考え方でしょう。だけれども、やはり今までの経過で、ここできつて次の選挙になるわけじゃないですね。ずっと運動する人も有権者の気持ちも、みんな同じの中で新しい制度を入れなきゃいけないということなんです。そのところを考えたときに、そんなに、新しい制度になりましたから、いや違ひますよという話には、本来なら違ひ、問題が起きてから考えますというやり方が、実を言うと、社会党におられたときに皆様方が政府に対して指摘をしたやり方だったんじゃないんですか。問題が起きる前にいろいろ考へてそれに対応するものが政治じゃないかと、皆さん方おっしゃつていたと私は思つてますよ。だとすれば、そういう考え方に成り立つて物を進めていくべきでないかと私は思ふんです。

そして、今伊吹先生がおっしゃつたように、私も、本来は候補者が一人一人きちんと自分の政策、我が党の政策というものを訴えて、そして、私どもの方がはるかに上なんです。私たちがお任せをくださいという言い方で選挙をするのが当たり前だと思ふんです。そして、一軒一軒というのとはなかなか大変だろうけれども、本来は、一人の有権者の方々が皆さん方の意見を聞く、候補者の意見を聞く、そういう機会がなきゃならないと思つてゐるんです。

私は、以前から、立会演説会というのは復活させるべきだ、こういうふうな思つておりましたけれども、今回、そういうものが入つておりません。それはどういう理由なんですか。自治大臣、お伺ひします。

○佐藤国務大臣 立会演説会というものが昭和五十八年に御承知のように廃止をされたわけでございますけれども、それはそれなりに、例えば候補者がそこに行けば、ちゃんと選挙管理委員会が集めてくれるわけですから話せるのか、そういう言い面もあるわけですが、一方、候補者側から言わせると、言うまでもなく、このころのときには、まあ場所によって違いますが、四百人、三百人、非常に人数的には限られてくる。

あるいは動員合戦ということで、その支持する候補者が終わると、全部いなくなってしまうというのがそのころの実態でございましたし、また、非常に選挙運動の行動を、広いところになりますと、あれは告示になってから選挙管理委員会が時間、場所、発表するわけでございますから、そういう意味で非常に時間をとられるとか、どうも運動の割合としては効率的によくないのではないかとということがございまして、五十八年に廃止をされたわけでございます。

今、こういうマスコミの時代でございまして、ひとつテレビを、あるいはラジオや新聞や、そういったものをなるべく多様化していく方が、実際の選挙運動、選挙運動期間も短くなっているわけでございますので、より効率的ではないかというところで、むしろマスコミの方に比重をかけている選挙運動になってきている、こういうことでございます。

○住委員 だから、そのところがちよつとあれなんです。五十八年になくなった理由というのもよくわかってるんです。

しかし本当は、百人の中で動員された人が九十八人であらうとも、二人はすべての人の話を聞きたいという方がいらしたと、本来、政策をきちんと訴えていこうとする政治家は、そこに出ていってきちんと話すべきだと私は思います。そして、そうしなければ、きちんとした政治的な啓蒙とか、政治的教育というのはできていかないと思うんです。むしろ、そういう大量動員をしてきて、そしてその候補者が終わったら帰っていく

んだというような政党は、ほかの有権者の方々からどう見られるのかということを本来考えるべきなんではないのかな、こう思います。そのことが一つ。

それから、私もかつてテレビ局に勤めていたから言うわけではありませんが、テレビというのは双方方向じゃないんですね。一方通行なんです。常に一方通行でしか意見の表明を聞くこととはできないんです。そして、やることはいいけないと思ひますよ、本会議場でやじつたら文句言われるのと同じですから、やっちゃいけないことだとは思ひますけれども、しかし、聴衆の方々がどんな表情で話を聞いておられるのか、そんなことは、政治に携わる者として、しっかりとそれを見ておかなきゃいけない分野ではないのかな、こう思ひます。

ですから、政見放送があるから、マスコミがあるから立会演説会は要らないのだという理屈には私はならない、こんなふうに思ひますけれども、もう一度、その点、お伺ひしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 そういう御意見もあらうかと思ひますが、実際のところ、それじゃ二週間、我々の選挙でいえば十四日間の間に、三百人のうち本当に立会演説会聞きに来た人は十人だったといひますと、一体、本当にそれで選挙運動として我々の政策を訴え続けることができるだろうか。やはり効率の問題というの、議員各位も、この五十八年の改正のときには、廃止のときには、いろいろ意見がございまして廃止になったわけでございまして。

新しい制度が入る中で、今度は政党本意になつていくわけでございまして、政党を中心にしてテレビ、ただしこれも住委員御指摘になると思ひますけれども、一定の限界がございまして。ございすけれども、やはりそれの方がより効率的ということを考えますと、立会演説会の復活というところまで私たちの法案としては組み込まなかつたわけでございまして。

○住委員 政見放送なんですけれども、政見放送というのは、候補者の届け出政党及び名簿届け出政党に限る、こういうふうになっている。つまり、無所属立候補者は政見放送に加われないということですね。

それで、そこで差をつけたいという気持ちはよくわかるのですけれども、実を言うと、関東とか近畿というのは、電波が混在をしているわけですよ。近畿なんかへ行きますと、多分あれは二チャンネルだったかと思ひますけれども、NHKは二チャンネルだったかな、それをやると、滋賀も和歌山も奈良も、多分神戸も映っちゃうと思うんですね。関東も同じだと思ひます。これはどういうやり方で政見放送をやっていくことを想定しているのか、まだ私としてはそのイメージがわかないのです。

単一カルでやって電波を出しているところも県によつてはあるし、しかし広域に電波を出しているところもあるんですね。そのときに、この放送は、例えば栃木県の選挙区の政見放送でございまして、こう言われても、同じものをまた何回も何回も、あすは神奈川県だ、あすは埼玉県だといひて見せられることにならないのかなと、こんなふうに思ひますが、もし間違つていたらその点指摘をしていただきたいと思います。そのことをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤国務大臣 住委員御承知のように、御指摘のとおりでございまして、東京におつても栃木や群馬のものが見れるという形に今なつておるわけでございまして。

そこで、今度の場合には、御承知のように名簿届け出政党が政見放送ができるということになつておりました。今、住委員御指摘のようなこともございまして、実際小選挙区の候補者をすべて政見放送させるといふわけには実務的にもできないわけでございますので、もちろん政党の政見放送に小選挙区の立候補者が出ることは、これは構ひませんけれども、政党を中心に行っていくということでございます。

○住委員 政見放送のつくり方は、多分その政党に任されるわけだから、余り重なるような放送をつくつたところはそれなりに損するんだという考え方もあるでしょうから、まあこのことについては余り申し上げても何かなと、こう思ひますけれども、やつぱりそういういろんな電波事情があるということも考慮しておかないと、選挙の期間というのはいずれの地域で、先ほどおつちやつたように物すごく広い選挙区になる場所もあるし、非常に狭いところもあるし、こういうことになつてくるわけですから、やはりその点はよく運用上のことを考えていかなければならないのではないかな、こんなふうに思ひつておるところです。

もう一つ、私、どうしてもちよつと疑問に思ひつておる点がありまして、たしか政府案では、公職の候補者等は、選挙区内にある者に対し、慶弔、激励、感謝などのためのあいさつ状、電報のたぐいを含むものを出すことを禁止と、こういうふうに書いてある。書いてあるのですけれども、これを殊さら書き込んだ理由というのはどこにあるのですか。

○山花国務大臣 弔電、祝電といったものについてですけれども、これは委員御承知のとおり、それぞれの院の自主規制ということで、衆議院ならば国会その他控室に、これまでも自主規制の内容として張り出されておつたと思ひます。しかし、そこに張り出すまででありまして、違反したらどうするかという点については、もし正確でなかつたら訂正しますけれども、違反した者があつた場合にはそれが議院運営委員会に届けられる、そこで報告をする。そこである程度消化されまして、幾度か悪質と見られた者については、たしか本会議場で公表するといふところまでが手続として決まつておつたのではないかと思ひつております。

ただ、これは衆参取り扱いが違つておりました、年賀状などにつきましても、衆議院の皆さんはほとんど最近印刷したものを出さない方が多くなつたのではないかと思ひますが、参議院は取

り扱いが違ふということなどもあつて少し混乱があつたんじゃないかと、こう思つておりました。

全体として選挙区内に対する寄附の禁止ということが徹底して行く中で、例外となつておりました慶用、あいさつ状等につきましても、今日の残つてゐる、結婚式あるいは葬儀に出席した場合の香典、祝儀の關係等々に残つておりますけれども、全般的なこうしたあいさつ文等につきましては、まだ院の中で張り出しただけであつて、どうも徹底してゐない部分があるんじゃないかと、今回は罰則というところまではつけておりませんが、法文上明記をいたしまして、倫理の規範というのを越えて、法律の規範までその取り締まりのレベルを上げたということでございます。

これは、そうですね、十年ぐらい前までと比べますと、かなり各議員の負担というものは減つたんじゃないかと思つておりますので、それを徹底したい、こういう趣旨でございます。

○住委員 趣旨はよくわかりますけれども、結局罰則がないわけですから、罰則がなくてこういうものをつつたケースというのは、さつきも言いましたように、だんだんだんだんエスカレートしてきましたよということには頭に入れておかなきゃいけない。わざわざ条文を書き込んで、これは何の意味があるんだねという話にならねえ。むしろ自分たちをおとしめるようなことになる。というのは、自分たちのレベルを落とすということになるということもお考えをいただかなきゃいけない。それはそれぞれが、こんなことをしてはいけないのだという理解に立つていければわかるわけです。わかるんだけれども、そんなふうにならぬように、なつていませよということだけは頭にためておいていただきたい、こう思ふんです。

先ほど自治大臣もおっしゃいました、政治資金の話も言われて、かなり厳しいこともあると思うのです。私自身は、実を言うと我が国の公職選挙法、政治資金規正法というのは、これはまともに

きちんと運用していれば相当厳しい法律だと思つてゐるんです。以前からそういうふうになつてゐます。そして、こういういろんな不祥事が起きてきますと、やっぱり国民の批判が一体どこにあるのかということももうみんな気がついてゐるわけですね。

一つは、もちろん政治とお金にまつわる話だと、額の大きさと不透明さと、そして公私混同だと、これに尽きちゃうわけですね。そしてもう一つは、買収、供応等の選挙違反あるいは賄賂、そこまではいかなくても、仲介役を果たしたことによる、いわば応報的な行為をしたことによるやみ献金の要求、こういったことが、実を言うともうみんなの批判の的になつてゐるということ、もうすべてが気がついてゐる話です。ですから、もう政府も自民党もこの問題にしっかりメスを入れて、二度と同じようなことが起きないようにという意識を持つて今度の改正に臨んでおるんだということも私も思つております。

しかしそういう意味で、政治改革の重要な目的というのは、言つてみれば政治腐敗の防止なんだというところはもう言までもないことだと、しからば防止策としては一体何があるんだろうかと、そう考えるのは当然だと思ふんです。それで、政治腐敗の防止策として考えられるのが、選挙違反に対する制裁の強化が一つ。それから、収賄等にひつつかつた人の選挙権や被選挙権を取り上げること、あるいは政治資金規正法の罰則強化、こういったことだと思ふんです。

しかし、私たちの国の公職選挙法というのは、これは偏見を持った言い方かもしれませんが、自治省の方には大変失礼な言い方になるかもしれませんが、けれども、この公職選挙法をずっと読んでいきますと、これはお上りがこれだけはやつてもいいですよと言つてゐるのと同じ法律なんだと思ふんです。それで、選挙違反に関する規定はまことにこと細かく書いてあります。さつき言つた文書違反とか買収、供応、戸別訪問、細かく書いてある。こういう国はまあなかなかないのかなぐらい

細かく書いてあると思ふます。それにもかかわらず選挙違反が防げない。実はこの点が極めて大きいと思ふのです。

これは間違つていたらあれかもしれませんがけれども、日本の場合、選挙違反をするのももちろん刑罰がある。それに基づいて、続いて公民権停止、つまり当選無効や選挙権の喪失といった、いわば政治的制裁というものがついてくるという成り立ちだと私は思つてゐるんですけども、つまりこの結果、刑事罰が確定するまで時間がかかる、そのことによって政治的制裁が実効性を持たない、こういうことが今まで起きてきたのではないのか、こういうふうになつてゐるんです。もうそろそろその点について次の段階に踏み出すべきではないのか、こう思つてゐます。

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕

私は、いつも選挙制度の話をする時、手本としての一八八三年の英國の腐敗行為防止法を見ることにしてゐるのです。広範に及ぶ連座制の適用であるとか、厳しい立候補制限とか、これはあのイギリスでは、選挙制度の改革と相まつて腐敗を根絶していく要因になつたということ、もう皆さん方御承知のとおりなんです。しかしイギリスの腐敗行為防止法というのは、政治的制裁というのを刑事罰にかかわらず行つた点が、我々の法律と決定的に違つてゐるのじゃないのかな、こういうふうになつてゐるのです。つまり、選挙訴訟手続があるということだと思ふます。刑事裁判の有罪、無罪にかかわらず、選挙訴訟において当選無効、立候補制限、これが決定できる、これが大きなポイントになつてゐるということ、これを私たちは手本にして見る以上、忘れてはならないポイントではないか、こんなふうになつてゐるのです。

今回、自民党案は、一つ法律案をつくつて政治腐敗防止法というのをつくられた。そして、政府案は、公職選挙法の改正案と、そして政治資金規正法改正案に連座制の対象を拡大とか立候補制限、公民権停止、こういったことを織り込んでい

る。しかし、やはり刑事罰優先というのは変わつてゐないのじゃないのかなというふうになつてゐる。これは議論の分かれるところですから、私の私見の部分が大変入つてゐるのですけれども、例えば政治的制裁と刑事罰を切り離して科すものとして、第八次選挙制度審議会の中で、答申の中に当選無効訴訟と行政審判というのを取り上げてゐるのです。

自治大臣と保岡先生にお伺いをしたいのですけれども、この当選無効訴訟や行政審判の考え方について、どんな所見を持っておられるのかということ、またお尋ねをしたいと思いますし、刑事罰に伴う政治的制裁という考え方、それからこれらとされてゐるのかどうか、その検討をしてゐるのかどうか、その内容についてお伺いをしておきたいと思ふます。

○佐藤国務大臣 事は国権の最高機関である国会の議員の選挙が有効であるか無効であるかにかかわる、非常に私は重要な課題だと思つております。

住委員御指摘のような考え方も国民の中には随分あるということも私も承知をしておりますが、起訴される、起訴といひましようか、こういう新しい裁判制度を設けて、そこに行つてするということ、やり方は、私もイギリスのあの腐敗行為防止法、いろいろ勉強させていただきましたけれども、イギリスの場合の裁判制度の背景と、日本の場合には私人訴追という伝統がないということからいまして、やはり裁判制度そのものの根幹にかかわる問題だと思ふのです。

特に、この問題が議員の身分にかかわる問題だけに、その根幹まで触れていいのだからということについては、この第八次選挙制度審議会でも、みんな意見は認めておりますけれども結局結論に至らなかつたということ、我々の社会党時代にも随分研究したこともございますが完結を見なかつたわけでございますので、そういう意味では、昨年の緊急改革、例の二十一項目の中には裁判の迅速化ということで、百日裁判という、公選

法にございます、まあ精神規定と言ったらいけないのかもしれませんが、それを実効あらしめるようにするために裁判の迅速化ということをやった。当面、私はこれではないかと思っております。

○保岡議員 住委員が認識されているところは、全く私も同感でございます。

やはり刑罰をいかに厳格にして、きめ細かく厳しく選挙腐敗を浄化するためにそういう方向をとろうとしても、これはなかなか選挙浄化というものはできない、一定の限界があるということは事実です。やはりそれは、平成元年のダブル選挙でしたので、うち四千三百人余りが起訴されて、うち九五%が買収だと、こういうことが選挙ごとに繰り返されて、さきの刑事局長の第四十回総選挙の違反事実についていろいろ報告がありました。が、そういうことはずっと続いているわけです。

これは私は、非常にゆゆしき問題であって、選挙制度審議会の八次答申にも、なかなか選挙腐敗が後を絶たない、そして国民にも深い疑念があるけれども、一方でこれを許容、放任する土壌がある。やはり一連の政治腐敗、不祥事が起こる根幹は、選挙や政治にお金がかかる土壌にあると私は思うのです。そういう意味で、刑事罰をどんなに厳しくしても、この腐敗が根絶できないければ、住委員が言われるように何か別な方法を考えなければ、せっかく新しい選挙制度をつくっても、そこに立てる新しい政治の構造がすぐに腐食していく、これでは大変だ。しかも、小選挙区は一議席を争う非常に緊張の伴う制度であるというところは、いい面にも動きますけれども、こういう腐敗を引き起こしていく力にもなりかねない。

そういう意味で、私は選挙制度改革、今回の小選挙区を基本とする制度改革に当たっては、ぜひ刑事罰と別な、今言われたような政治的制裁と、このお金のかかる選挙や政治の土壌を根底から変えていくようにする新しい方法をどうしても工夫して、本当ならあわせてやらなければいけないことだと、私はそう思っているのだからでございます。

我が党でもいろいろ検討しておりますけれども、今一生懸命検討しているのです、一緒にやれないかどうか。それは実は、御指摘の八次選挙制度審議会の答申にある当選無効分難案あるいは行政審判案というのを検討いたしております。しかしこれについては、今確かに佐藤大臣からもお話をあつたとおりいろいろ難しい問題もあつて、そのうち私どもが最も強く感じているのは、当選無効分難案は民事訴訟でなかなか違反の事実を確定するということが難しいのじゃないかなという問題が、一番根幹にあると思います。また、行政審判案は、新しい組織をつくるという意味で予算面その他のいろいろ問題がある、急には立ち上がることでできない制度で、大きな問題を抱えている。

そこで、現行の刑事罰の付随的效果として、この当選無効や資格剥奪をする制度の中で、今回も連座制の強化をいろいろしましたが、それを実は今回は候補者とならうとする者の親族や候補者等の秘書にまで連座の対象を拡大しておりますが、そうすると、秘書までは恐らく選挙違反はできなくなるだろうと思えます。しかし、もっと末端の運動員まで選挙違反ができなくなるように、末端の運動員までこの連座制を拡大するということができないのかどうか。

もしそういう規範ができれば、これは本当に一人も選挙違反は出せないということになりますから、当選を目指す選挙運動と同時に、その選挙運動の中から選挙違反が一件も起こらないように選挙浄化をきちっと管理する、選挙運動と選挙浄化が一体となつてできる。すなわち地方選挙も含めて、日本の選挙の腐敗あるいは政治の腐敗の原因である土壌を、根底から候補者や国民が、有権者が一緒になつて払拭していくことができるような、そういう制度を本当ならばこの制度改革とあわせてやるのが私は本当だと思っております。我が党でも、そういう意味ではいろいろ検討してい

るところでございます。○住委員 先ほど挙げた二つの問題については、やはり法の適正な運用というので大変問題があることは私も承知しているのです。しかし、やはり厳罰主義とシステムを変えるというのを二つどう考えていくのかということ、これは絶対に避けて通れない大きな課題になつてくると思うのです。

今総理大臣の秘書官をやっている成田さんが、私も一緒に勉強していたときに、金のかかる政治と一口に言っても二つの種類があるんだと言ったことを、今でも覚えていいます。一つは後進国型金のかかる選挙、一つは先進国型金のかかる選挙。後進国型金のかかる選挙というのは、買収とか供応とかそういうもので金がかつちやうよという制度だ。これはもう厳罰でやるしかないのです。しかし先進国型というのは、政策宣伝とか政見の要するに伝播であるとかそういうものにべらぼうにお金がかつちやうんだ、こういう部分ですよ。これは、システムを変えていかないとなかなか難しいんだ。私たちの国は一体どっちなんだろうかねというのを考えたら、混在しているんですね、はっきり言えば。ですから、我々はそのことをしっかり見詰めていかなければ、どんなに制度を変えても我々はなかなか前に進められないんじゃないのかなということを一指摘しておきたいと思えます。

時間も余りなくなつてきました、もうちょっと質問したいことがたくさんあるんですが、実を言うと最近のいろんな汚職事件を見ていると、こんなこと言つたらちやうかもいれませんが、れども、政治家の収賄というのについてどうしても触れておかなきゃいけないのかな、こう思うんです。

もちろん収賄罪が成立するには公務員の職務権限というのがあつたわけですね。その贈られたお金も職務行為の対価であるということが証明されなきゃならない。ところが、その政治家が行政決定の中に加わっていない、直接的に加わっていない

とそれがなかなかできませんよというのが今までのケースだったわけですね。判例を見ると、まだいろいろなやり方で国会議員の職務権限を広範囲に示して、それで罪に問うたケースもあるんですけれども、まあ実を言うと法を曲げる、枉法というものについてなかなか政治家というのは今までは外にいましたねということ、私どもは感じるわけです。今までも、そういうことを防いでおれば、実を言うと同じような事件を二度と繰り返さなくてよかったのかもしれないと思うこともあるわけです。

ですから、私は、政党内における政治家の行動というもの、実を言うとその収賄にかかわる職務権限というふうな認定をしていかなきゃいけない時期がもうそろそろ来ているのかもしれない。政治の問題の、要するに物の決定の仕方がこういうやり方で我々の国がなつてきますと、そういうことも限定して考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

そうしますと、今までは政党法というのは政治資金の問題で、政党助成の問題で議論をしてきましたけれども、こういう問題でも政党の成り立ち、政党の役割、そういうものにかかわる政治家、一体どうなんだろうかとこの議論をしっかりとしておくべきではないのかな、こういうふうなふうに思ふんですけれども、これについて御見解を、自治大臣、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 住委員の御指摘、実は私も非常に感ずるわけでございます。ただ、所掌としては恐らくこれは法務省になると思うんですが、私として答えさせていただきます。ただ、今職務権限ということでもかなり逃れられている部分というのはあるのではないかと言われているのが、大体私もそういう認識を持っておるわけであつて、例えば知事に対して県議会の中の活動だけではなく、例えば知事に対して県議会の長い与党の方

落としてくれということについて、今までの裁判の判例からいいますと、議長、副議長ぐらまではまあ一種職務権限ということになりますが、そういうポストになくても、長く、議長よりも偉い、権力を発揮する議員の人がいるといたしますと、それが知事に、あの会社はこの工事をやらしてくれよと言ったときに知事が断りにくいということで、結果的にそうなるって、お金が動かなきゃいけないって、お金の動いた場合には当然贈収賄ということになるわけですね。

ですから、私はその意味で、住委員御指摘のように、ちよつと政党法の問題ではなくて、一体今の何というか贈収賄の成立要件というのが、残念なことではあるけれども、今のようないいのかという点については、私も極めて興味を持って勉強していかなくちゃいかなと思っております。

○住委員 政党法の問題とは別にすることとしても、まあ確かにそうだと思うんです。やっぱり我々は、もう指摘されて疑わしきものというもののについての疑念というのは持っているわけですね。そして、そういう話をやっぱり聞く。本来そういう職務権限とはちよつと場所が違っているんだけれども、やっぱり影響力が行使されている。こういうことについて、もう避けて通ることはできないんだと思うんですね。

そこで、自民党の側では、もう政党法の問題も含めて、相当この問題については突っ込んで議論をなさってきておられると思うんですね。今の問題について御見解がありましたら、ぜひこの際に披露していただきたいと思います。

○伊吹議員 住さんの御指摘、まことに私はごもっともだと思います。そして、これは刑法の問題として最終的には処理するべき問題ではありますけれども、それでは、政党内のどの役職あるいはどういう機能を持っている人あるいは政党の政治家たる議員、こういうものをどう規定するかというのは、やはり政党法がなければできないんです。

ですから、先ほども申し上げていたように、政党助成を受ける政党は政党助成法では書けます。しかし、そもそも政党というものはどういふものかというところがなければ、政党助成法というのを書けないはずなんです。本来は、ですから、今佐藤さんがおっしゃったことは、私は一面真理だと思ふけれども、その一面の真理を成り立たせるためには、では、政党の職員とは、あるいは政党の今御指摘になった収賄の対象になるポストとは、あるいは機能とはという定義がなければ、これは書けません。そういうことを私どもは踏まえて勉強はさせていただいています。

ただし、このことは政党活動の自由と極めて裏腹になることです。そして、政党助成をすれば政党の経理は大変楽になるかも知れませんが、そこに会計検査院が入ってきた場合の政党政治の潤達さというものはどうなるかという点、これも裏腹の関係にあります。ですから、やはり結社の自由、政治活動の自由と一緒にこのことを私はかなり慎重に考えないと、政党政治というものが自由潤達さを失って形骸化しちゃうという危険も同時に持っているものだと考えながら、謙虚にかつ恐れおののきながら勉強しているというのが正直なところでありました。

○住委員 もう伊吹先生のまさにそういう悩みとか、しかし我々は今までの過去の経過を考えたときに、自分たちの仕事、役割、政治家が国政にかかわっている影響力の問題、そういうことをやっぱり僕はしっかりと見直していかなくちゃいけない時期に今入っているんだ、こう思っております。

きょう石田総務庁長官と大内厚生大臣においでをいただきました。事前に石田総務庁長官には米の話を聞きました。大内先生いらつしやいませんでしたので、大臣にお聞きすることができまして、これだけ、実を言うとなつと議論をしてきました政治改革については、それぞれが理念を持って、そしてきちんとした案を出しているというふうに私は信じたいと思います。政府案も、

私はいろいろとさつきも言いましたように、一人の政治家を、一方で性善説、一方で性悪説に立つんじゃないのかなというような疑念も持っていますし、だけれども、それなりに新しい制度をつくって今までの政治を変えていきたいという基本的なものは、私は一緒にの気持ちを持ってもらえらるし、自民党もそういう意味で一つの理念を持って提案をしているわけですね。

そして、過去の選挙制度の変革を見ますと、最初は明治の初めに始まった伊藤博文がつくった選挙制度から、小選挙区になったり、大選挙区になったり、中選挙区になったり、大選挙区制限連記制になったり、いろいろな変遷があつて、それをずつと見てきますと、みんな実を言うと変えた理由というのは、余り理屈になつていないですね。文章を読んでみますと、大選挙区でもだめだ、小選挙区でもだめだから中選挙区にしましたよ、何だか理屈がよくわからないというのが正直なところなんです。そのときの時代時代によって、実を言うと将来の目標も定めながら一つの制度をつくっていったんではないのかな、過去の選挙制度の変遷を見ていきますと、私はそう思うんです。ですから、これから多分議論が進んでいくと思います。

私だけではなくて、いろいろと御質問をする方がたくさんいらつしやうと思いますけれども、そういう意味を込めて、それは全部新しい制度をつくる、ないしは新しい日本の政治をつくるためにどうしても避けて通れない議論なんだということをおっしゃっていただきたいと思います。皆さん方は、みんな自分の案はかわいはいえくばを持つた女の子だと思つていらっしゃる。自民党もそう思つている、政府もそう思つておられる。しかし私たちがあつた見れば、政府案というのはえくばじゃなくてあつたかもしれないし、皆様方から見れば我々の案はあつたかもしれない。しかし、あつたをえくばと見ることも必要だし、えくばをあつたと見ることも必要なんではないか、私はそんなふうに思うのです。

ですから、妥協について、妥協というか成立をさせるためのこれからの意見のすり合わせを積極的にしたいということを、ぜひこの際に、ここにおいでの方の党首の立場の大臣三人、そして山花政治改革担当大臣に、ぜひその決意のほどをお示しをいただきたいと思います。成立に向けての決意。

○山花国務大臣 えくばを持ったとは考えにくいかもしれませんが、一定の期間の制約の中で国民の期待にこたえたいということですから、余りこれはスマートではなくて骨太の、骨格はしっかりとっている法案ではないかと思つています。

政府としては、そうした法案について出して皆さんに御議論をいただいているわけでありまして、国会での議論につきまして、国会での合意形成のために与野党の皆様にも御努力をいただいているところでございますけれども、年内に何としても実現したい、こういう気持ちで私も務めを果たしていきたい、こう思っております。

○石田国務大臣 お答えいたします。

この政治改革につきましては、もう既に海部内閣のときからずつと今日まで議論をしてきたわけでございます。その中でなかなか与野党合意がでずに、まさに内閣三代目というところまで今この議論をいたしておるわけでございますので、そういう意味におきまして、どうしても政治改革、国民の負託にこたえるために成立をさせなければならぬ、これはもうまさに与野党共通の大きな命題であらう、こう私は思つております。

ただ、具体的には、やはり私も今提案者でございますから、政府が提案をいたしましたこの案をぜひ御理解をいただきたい、こういうふうにお思っております。ただ、議会制度でございますから、今まさに両案が議論をされておるわけでございまして、それが与野党のさまざまな折衝の中で何らかの妥協ができるということであれば、これは当然政府としてはそれをまた受け入れるとい

うことになろう、このように思うわけでございます。

今は、党首という立場も一つございますけれども、私ども今内閣の一員でございますから、この現在の法案について十分な御審議をいただきたい、できれば何とか成立をお願いをいたしたいというのが立場でございます。

○大内閣務大臣 今度の政治改革論議というのは三度目の正直といいますが、過去二回の内閣にわたりました失敗を繰り返してまいりましただけに、今度の政治改革の論議を経て、この問題について何らかの成果、実りをもたらさなければ、私は国民の政治不信はまさに取り返しつかない事態に入ると思っております。その意味で、何としてもこの政治改革法案はこの国会で年内に成立させるように、私どもとしては最善の努力を傾注し、また皆様の御理解をいただきたいと思っております。

私は、先ほど来、住委員の御質問を拝聴しながら、その中にたくさんの方の御意見を伺うことができました。私が一貫して申し上げているのは、この種の問題というのは民主政治をつくっていく上での各党の共通の土俵にかかわる問題ですから、やはり与野党の合意を得るよう政府としても努力をしなければならぬ。

もとより、先ほど来各大臣が申し上げておられますように、政府案そのものは相当の自信と責任を持って出しているものでございますから、その案について我々ができるだけ御理解をいたしたいと思います。ところが基本ではございますが、その上に立ちつつも、皆様の御論議を経て与野党の何らかの合意というものができるのであれば、これは政府としても尊重していかねばならぬ。要するに、これを成立させるために与野党の合意を何としても図ることが大事である、こう考えておる次第でございます。

○武村国務大臣 住委員の御意見、問題意識、大変心して拝聴させていただきました。選挙運動に

つきましても、戸別訪問から事前ポスター、あるいは立会演説会の問題、さらには選挙違反の処理の仕方といいますが、より迅速な処理の仕方についての御提案やら、最後は贈収賄の適用範囲を拡大する問題意識も、私は私なりに今日まで強い関心を持っていたテーマでありました。

今はこういう政府の立場でございますからコメントは差し控えていただきますが、きょうの御意見を聞いておりました、今回の与野党が出している、政府や自民党が出している四法なり五法だけで政治改革は成るものではない。いわばこれは、確かに選挙制度を基本にした骨格の改革ではありますけれども、まだまだ枝葉の問題でたくさん残された課題があるということを改めて認識をした次第でございます。

○住委員 皆様方の御決意を聞かしていただきまして、ありがとうございます。何としても私も御努力をいただくことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○石井委員長 次に、細田博之君。

○細田委員 私、質問に当たりまして、内閣法制局長官にも御出席をお願いしております。よろしくお願ひ申し上げます。

せっかく新しい制度をつくるということと与野党ともに頑張つて審議をしているわけでございますから、憲法上しっかりした法改正ができるということが大切だと思っております。その中で最も大切なことは、法のものと平等に基づきます一票の格差論だと思っております。

過去の判例をよく読んでみますと、どうも三倍以下あるいは三倍未満であれば憲法上当然合意であると言っているかどうかは、やや怪しいところがあるわけでございます。つまり、ちょっと読んでみますと、こういうふう書いてあるんですね。

「昭和五十五年の総選挙当時の投票価値の最大三・九四の較差は一般的に合理性を有するものと

は考えられない程度に達していたが、つまり改正前です。ところが、訴訟の起きました昭和五十年に議員定数配分が改正されて「最大一対二・九二の較差に是正されたこと」によって、過去に違憲と判断された改正前の投票価値の不公平状態は一応解消されたものと評価することができ、本件選挙の時点において憲法上要求される合理的期間内における是正がなされたものと断定することとは困難なので、本件選挙当時の定数配分規定は違憲ではない。こういう判断なんですね。

これをよく読んでみますと、三倍未満であれば当然合意であるというふうに言っているとは思われないわけでございます。そうして、普通常識で考えてみますと、過密地域の住民にいたしましては、二人寄つてその投票価値を計算しまして一人の過疎地域の住民の投票の価値と比べた場合に軽いということも常識にも反するし、まあやはり二倍未満であることが憲法上本来あるべき格差である。かなり二倍というのが大きいにしても、それが憲法上の基本であるというふうに私はまず考えるわけでございますが、法制局長官、この点についての御見解をお願い申し上げます。

○大出政府委員 お答えを申し上げます。

過去の最高裁の判決におきましては、憲法は衆参両議院の議員を選挙する制度の仕組みの具体的な決定を原則として国会の裁量にゆだねているというところでございますが、両議院の議員の選挙権について、憲法第十四条第一項の規定は選挙権の内容の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解すべきである、こういうふうにいたしておるわけであります。

しかしながら、他方、投票価値の平等は、憲法上選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解されなければならぬ、このような考え方を示しておるわけであります。

そして、国会が定めた具体的な選挙制度の仕組み

ものもとにおいて投票価値の平等が存在する場合に、それが憲法上の投票価値の平等の要求に反しないかどうかを判定するには、憲法上の投票価値の平等の要求と国民の意思を公正かつ効果的に国政に反映させるという選挙制度の目的とに照らしまして、この不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認し得る範囲内にとどまるものであるかどうかについて検討を加えなければならないというふうな考え方を示しておるわけであります。

したがって、一連の最高裁の判決の趣旨は、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の格差が憲法上の投票価値の平等の要求に反しないかどうかについて、単純に選挙人数の格差の具体的な数値を示して、その数値以上であれば違憲だとか、その数値未満であれば合憲、このように単純に判断をしているわけではないわけでありまして、あくまで国会が具体的に定めた選挙制度の仕組みがその裁量権の合理的な行使として是認されるものかどうかによって決められてくるべきものであるという、そういう考え方によつておるというふうに私も理解をいたしております。

○細田委員 これが過去の考え方であり、また今の法制局のお考えであるということとはよくわかりました。

しかし、これまでどういうふうな格差が生じてきたかと申しますと、実は昭和二十一年に定数が決められたときには格差がほぼ一倍でございました。例えば東京、大阪、神奈川などは大変な格差があったと思われるかもしれませんが、東京においては一・一倍、大阪が一・二倍、神奈川が一・一倍というふうな、大都市圏はちゃんと格差を最も妥当な線に決めております。そして最大が一・二五倍だったんですが、これはやむを得ないんですね。一番少ない選挙区の鳥取県が一・〇〇とすると、次に少ない福井県の人口の差が二四％あったために格差が一・二五倍になった。それが最大格差だ。つまり昭和二十一年の人

口調査によって定数を配分したときは、ほぼ完全に都道府県別に割り振ったわけでございますけれども、一対一だったんですよ。計算上どうしても誤差が生ずる、人口の規模によって誤差が生ずるところが出るのがちよつと大きかった、つまり完全に割り振っているんですね。

そこで、今回考えてみますと、完全に割り振るかどうかは別といたしまして、全く新しい法律が出されるわけでございまして、しかもそれが小選挙区比例代表並立制という案で出ているわけでございまして、その裁量の範囲とかなんとかといえますけれども、裁量というのは、これまでどんな都会に人口が集中し、そして過疎地は過疎化するということによって格差が生じて事実上三倍、四倍になってしまった経緯があるわけでございまして、それをどの程度是正するか、歴史の重みを踏まえつつ、どう是正するかは国会の判断である。そこで裁判所が踏み込んで、そもそも選挙が無効であるところまではいかない。しかし余りひどいものはやるべきであるからやはり状態としては違憲である、こういうふうなことを言ったと思うのです。したがって、私は、内閣法制局なり法制局長官が、すべての御判断はどうぞ国会でしてくださいというふうな問題ではないはずだと思つてゐるわけです。

つまり、政府が提出する法案でございますから、できるだけ当初の状態は憲法上も問題が生ずる可能性の最も少ないように配慮した上で、それは大いに政府として案をつくって出すべきだ、そしてその上で、また時系列でだんだん変わってくるということが望ましいと考へてゐるんですが、今回の政府の提案の法案の格差については、そういう観点から法制局も審査をなさつたのです。

○大出政府委員 選挙権の平等につきましては、各選挙人の投票価値の平等も憲法の要請するところである、こういう考へ方、先ほど述べたとおりであります。

今回の法案におきましては、選挙区割りの問題

につきましましては、御承知のように衆議院議員選挙区の区画画定審議会の勧告を踏まえて行われるということが予定をされておるわけであります。したがういまして、現時点において選挙区間の格差がどのようなものになるかということについては、これは申し上げることが実際問題としてできないわけでありまして、同審議会の設置法案におきましては、選挙区割りは各選挙区間の人口の格差が一対二以上とならないようにすることを基本とするというふうな条文の上でうたつておるわけでありまして、したがういまして、その意味で、投票価値の平等の要請にも配慮する制度的な仕組みになっているのが政府の法案であるということでございます。

○細田委員 ところが、どうも二百五十で分けまゝして、しかも一つずつ基数を割り振つてから割ると、これは過去にもこの場で議論されてゐるんですが、かなり大きくなるんですね。どうも二・五倍ぐらいは簡単に出てしまふ。それはなぜかという、行政区画が、東京都の特別区だとかあるいは大阪市にいたしましても名古屋市のいたしましても、かなり人口稠密な場所があつて、それを全部切つていくと選挙管理事務上もいろいろ問題がある、そうすると便宜の境界を設けなければならぬ、そのことによつてかなり大きな格差が出る、こういうことなんですね。

これは、実は自民党案もかなり大きな問題を含んでおりまして、かなり一生懸命細かく割つて前の海部内閣のときに案を出したんですが、それがどうも二・一四倍ぐらいになりましたか、ちよつと二倍を超えたんですね。このぐらいだとおおよそ二倍かなという感じはするのでございますが、どうも政府案だとこれはかなり、二・五倍ぐらいになる可能性があるわけでございます。

したがういまして、法制局長官もお立場上わかるのでございまして、今回の法律、出てきたところではこういう精神になつておる。しかし、それを忠実に着実に実行して、委員会などに聞かしまして実際の区割りを決めますと実際二・五倍になつて

しまふということとは、基本的な考へ方にやはり少し問題を含んでおるわけです。したがういまして、法案を提出されるときはそういうことも十分考へられて、余り結果として二・五倍の格差を最初から認めるような案でなく、何とか是正するような考へ方を私はとつておくべき責務があると思ひましたので、それを伺つたわけでございます。

今後どういふふうな法案が出るかわかりませんが、けれども、そのときは当然責務があるという趣旨のお答えであつたと思ひますから、その点はその程度にいたしますが、今の中選挙区のもとで、現行で、山花大臣、これはまあ突然で、お答えになれなくてもいいんですが、四十七都道府県とつた場合、二倍以上の格差の都道府県は幾つあると思ひますか。四十七都道府県のうち、県別に見たときに、二倍以上の格差のある県は幾つあるか。

○山花国務大臣 資料を見れば、二、三分たてばわかりますけれども、今直にはお答えできません。

○細田委員 実は三つでございます。今、都道府県別に二倍未満にしようと思つと、実は簡単でして、神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県、京都府、鳥取県と島根県、私の選挙区ですが、鳥根県と高知県を一つずつ減らすと、全部の都道府県が二倍未満になるのですね。ということは、九増十減でこの二倍の格差というものは大きくクリアされてゐる。ただ、これは選挙区ごとに見るのだということになつてゐますから、同じ面倒な問題があるのですよ。

そして、アメリカの法制を見ますと、アメリカにおいては、憲法上も州ごとの格差というもので割り切つてゐるのですね。したがういまして、私が調べたところでは、ニューヨーク第九区という下院議員の選挙区におきましては、フロリダ第十三区という選挙区、小選挙区でございまして、それに対して四・五倍の格差がある、こういうような事実が生じてゐるということとは、自治省の事務当局はよくご存知ですか。

○佐野(徹)政府委員 ちよつと手元に資料がござ

いませんで、今はよく承知をいたしておりませんが。

○細田委員 これはどこからとつたかというところ、ジェットロが出している「日本とアメリカ」数字は語る」というところに、六十三ページに出ておりますので、それを引用をしたわけでございましてけれども、アメリカにおいても、非常にその格差の問題、悩んでおりました、やはり大都市に集中する、したがういまして、まあ連邦制の国であるから州ごとに見ればいいのだというふうなことは言われておりますけれども、それだけでは憲法論というものがクリアされるわけじゃないと思ひます。

しかし私は、都道府県というものは、やはり今住民感情あるいは国民感情から見て、代表を送る一つの単位であると考えますから、市町村というわけにはいきませんからね。やはり都道府県というのが、今独立した地方自治体としては最も力もあり、財政力もあり、国民の福祉に責任を持つてゐる地方公共団体でございまして、私は、都道府県別のバランスというものが非常に大事であると思つてゐるわけです。

それで、それが証拠には、基数を割り振るということとは、実は都道府県別に見てゐるのですね。つまり、各都道府県に一つずつ割り振りました、そうして残りは全部平等に割り振りました、四捨五入の関係がありますねと、しかし定数はこうなりますという数え方をしておられるわけですね。

これ自体は、私は、都道府県を一つの単位として認識しながら総定数を割り振つていくというやり方であつて、過密・過疎対策だと言ふ人もありますけれども、それ以上に、一つの新しい民主主義の代表の送り方についての考へ方に基づいてゐるんじゃないかと思ふのですが、自治大臣、いかがでございますか。

○佐藤国務大臣 今細田委員言われますように、県というものがそれなりの評価、位置づけ、あるいは県民、国民からなされてゐるということ

は、もうそのとおりだと思います。したがって、自民党案でも我々の案でも、まず県に一つずつ配分するというにしたいのがまず大前提でございます。

そして、その先のことを言いますと、それでは県間格差が二倍以内ならば、先ほどわざわざ法制局長官から答弁されましたように、最高裁の今日までの判例からいっていいのだろうか。やはり憲法十四条の平等概念なり、あるいはこの問題の概念からいいますと、究極的にはやはり選挙区間、つまり有権者はどこかの選挙区にいらつしやるわけでありまして、やはり有権者間の、九州のどこどこの有権者であろうと東京のどこどこの有権者であろうと、その有権者の間の格差というものがやはり二倍を超えないことを基本とするというの、これがやはり今日までの定数は正をめぐる判例の読み方としても、それが究極においては正しいのではないかとこのように思っております。

○細田委員 今の御答弁にありましたように、我々のだれもが若干の精神分裂状態を起こすわけでございます。

つまり二倍というものの、あるいは選挙区間格差を重視するのか、あるいは都道府県ごとに一を割り振ることによって、ある種の既得権といえますか重要性、独立性といえますか、そういうものを都道府県に認めた上で、あとは完全に平等に割り振っている考え方ですね。つまり、あとは四捨五入の問題だけでいいから。二百五十を、四十七割り振って残りを平等に割り振っているわけですから、そして三百の場合も平等に割り振っているわけですから、いわば完全平等の思想に基づいているのですよ。しかし、結果として二・五倍になることもあるし、二・一四倍になることもあるということはどう考えるか。

したがって、この国会での議論は、将来もしどちらかできた場合に、最高裁あるいは裁判所は、その議論の過程を見て、なるほどこれはこういう思想に基づいて定数全体を割り振ったもので

あるなど、比例も含めてですね。これは都道府県という色も強く出しながら、今までの考えとは違う考え方で割り振ったものであるなど。したがって、この割り振り方としては、完全に平等であるから、結果として二・一倍になっても二・五倍になっても別に問題ではない。それは、最初に法制局長官が言われたように、それは一つの国会の判断であるというふうにも判断できるわけですし、それはそもそもおかしいんだ、なぜ一ずつ割り振るんだというところで、また訴訟が起こったときに対応しなければならぬかもしれないのです。

しかし、今これをよく考えておきまさんと、長官も、いやそれは国会の御判断でしてと、まあ言われたわけではないけれども、そういう感じのことを言われたけれども、むしろ長官としても、やはり国会はそんなことでは困りますよ、こういうふうにはやってください、それを受けて訴訟を受けるのは我々政府なんですからというぐらいいおっしゃっていただきたいのです。実際に訴訟が起こっているわけですから、もう大変な努力をかけて違憲訴訟が起こったというわけでございまして、したがって、そういうことは防止しなければならぬので、考え方をしっかりとこれは詰めておかなければだめなんです。そういう意味でちょっとお伺いをしたのですが、まだ十分だとは言えない。

そこで、今度は、この間もちょっと申しましたけれども、格差がどうしても二・五倍になるのは、基数をまず四十七に割り振ってしまつてからやってくるから、特に特別区とかそういう人口過密のところのあり方で格差が出るのです。つまり、普通には大した格差は出ないのです。普通の県においては、ところが、東京都とか大阪府とか、そういう大きな県の都市部において格差が出るのでありますから、私は、こういうふうに分けて振つた後に、もしも区画の委員会が割り振ったときにどうしてもこれじゃできませんという場合には、むしろ逆に、過密調整枠を上げておかなければ

いけない。そうすると、その両方の要請を満たすことができると思っているのです。二・五倍になつてしまふのを、東京都にはそれじゃ三つ上げておきましよう、愛知県名古屋には一つ上げましよう、大阪府には二つ上げましようとする、最初の考え方と過密の修正を与えるということによって、二倍というものをほぼクリアできるような考え方がとれるのですけれども、これはなかなか大変なんです。

あらかじめそれとっておくと、次にどうやっても一度法改正をやつてそれを認めるかという大きな問題になる。そのぐらいの問題は大きな問題であり、しかも二百五十でやるとどうしてもこの問題が乗り越えられないという問題点があるのです。したがって、私は一種の欠陥のある提案になつておるなというところは強く申し上げておきたいと思うのです。だから、二百五十というものは、どうも格差の面から見るとかなり欠陥が発生してしまうような中身である、そういうこととさせていただきます。

そして、それからもう一つ質問を申し上げますと、人口変化がこれから起こります。人口変化に対応して、何か自動的に定数の割り振りを変えるようなことを考えられるかどうか、これは自治大臣でしょうか、質問を申し上げます。

○山花国務大臣 まず端的なお答えをさせていただきます。確かに、各県に割り振った後さらに選挙区に割り振ることによって二倍を超えるのではなからうかということについては、自民党案もそうですが、そしてかつてのあの海部内閣のときもそうだったと思います。例えば具体的に、例の第八次審の場合には五百一という数字でありまして、あの一というのは、今先生御指摘の問題のための調整枠ということかどうかかわかりませんけれども、そういう考え方もあったのではないかと考えております。

ただ、私は、結論的にはなかなか難しいんじゃないかならうかと思つてます。先ほど来御指摘いただいた最高裁の判決の流れは、四十七年総選挙から

始まりまして五十一年判決、そして五十五年判決というものは、あのリーディングケースというものを超えて国会に大変影響を与えたところでありまして、六十一一年国会決議までの議論などを考えれば、あの部分的な八増七減、こういった問題は、該当の選挙区だけが不利をこうむる、全部平等にやらなければだめなんだという、こうした各議員の皆さんの声はほぼ一致しておったのではないかと思います。

そうした中から、長年定数は正問題を担当してきた私の経験から申しますと、全体の議員の合意としては、平等になるならば割り振つたて我慢できる、こういう考え方が強かつたんじゃないでしょうか。また同時に、そういう考え方のなかから、与野党ともにこの格差の問題についての定数配分の方式については、御指摘のとおり、戦後一回目のあの定数配分のときと同じように、もう割り切つて平等に分けていく、各県に分けていく、そこから始めなければだめだということについて、これはほぼ与野党の合意であったのではなからうかと思つてます。その流れに沿つて今回、政府案も出させていたというところでございまして、問題点ございしますが、そうしたこれまでの与野党の合意というものを踏まえた提案であるということについて御理解いただきたいと思います。

なお、自動的にということにつきましては、今度の区画の審議会の関係が常設の機関にしておりますが、特別の事情がある場合には決して十年ということではなく、ある程度の人口異動その他があった場合にはできるということでありまして、自動ではありませぬけれども、御指摘のような問題については対応できる法案の内容になつていないかと考えております。

○細田委員 実は、天につばするような議論になりかねないわけですが、それは二・一四倍の海部内閣案が出たときには、社会党さんを初め当時野党の方々は、二・一四とは何事である

政党が責務があるというか、そうでなければなりません。

例えば、都会で強い政党は地方でどんどん負けてしまう。おつしやつたように、地方で一生懸命やったのに負けたらそれが報われないのかということがありますし、あるいは自民党も、この間のような大都会での得票率であるところどんどん負けて当選はしないかもしれない、何人かの人は。その人はしかしよくやったからある種の惜敗率で救おうというふうな、それぞれ党の政策だとおつしやいましたけれども、配慮しなければいけない。

そのときに、法律的にもう一度よく読んでいた

だいてこれはもう自治省も、きのう私はその質問を事務方にしたらもう大混乱なんです、実はいや、そうじゃ困りますよという話ですし、私は極端なことを言ったのですよ。自民党が比例で八十人もし政府案で当選した、それで四十人は比例に回った者、つまり小選挙区に立候補しなかった者で四十人当選と決める。そして、残り四十人は惜敗した者、得票数順にするか惜敗率、善戦率と言っておりますが、善戦率にするかなどということ

きに、その順番で半分当選させる、そういうふう
に決めていいかと言ったのですよ。そうしたら、
いや、それは順位が決まっていけないですね、つま
り半分に分けてしまうというようなことを言って
いますね、そうじゃなくて、一番にここを入れて
二番にここを入れて三番をここに入れてというよ
うにしてもらわないと、どうも順位ということに
ならぬのじゃないかということも言ってお

るわけですよ。つまり、法律的に十分詰まっていらないのです。これはやはり実務的に必要なことなんです。これは政治家ですから、両大臣もすぐおわかりのように、これはいろいろな地区の情勢もありますから、党の政策ではあるけれども、それがすべて党に任されておらずに、これは法律違反だと言われては困るわけなんです。つまり、順位が決まらないで、しかしもちろん全体は決まるのですよ。投票結果を踏まえて当選者と落選者が決ま

る、比例において。そういう手では講じなければならぬと思うのでございますが、その中でも順位というものを、一位から何位まで、このグループは何位であつてこのグループは何位であるというふうな、すべての比例候補者に順位というものがつけられなければ絶対にだめだというふうな考え方に余りこだわると、なかなか運用上難しい面があると思いますので、この点は宿題として、もつとよく検討いたしていただきたい。

すんなりと事務方から答えが出てきたのなら私もすぐ納得して、そうか、大臣がおっしゃるとおりだなと言いたいのですが、やはり文言上の問題の制約がありますから、よくこれは詰めておかないと、後でこんなはずじゃなかったということでも困りますので、その点を申し上げておきたいと思ひます。

あと関連質問を木村議員にしてもらいますので、以上らせていただきます。ありがとうございます。

○石井委員長 この際、木村義雄君から関連質問の申し出があります。細田博之君の持ち時間の範囲内でこれを許します。木村義雄君。

○木村(義)委員 本日は、細田先生の持ち時間の内部でありますので、私実はまだ三、四時間ぐらゐ十分にやりたいと思つておりますので、ぜひそのときは時間をいただけるように委員長に御要望申し上げておきます。

委員長、よろしいですね。

○石井委員長 理事と相談してください。

○木村(義)委員 自治大臣に、きょうは時間がないので大きな話でいきますけれども、今回の細川内閣で政治改革というものが最優先課題、こう言われておられるわけでありませうけれども、よく皆様も言っておりますが、この内閣は政治改革暫定政権でありますか、そうではありませんか、どつちでございましょうか。

○佐藤国務大臣 暫定政権ではございせん。いろいろな政治課題をこれからお一層解決をして、国民の皆さん方に、自民党からかわつてよ

かつたなと思つていただけるような内閣にしていこうということが我々の責任でございます。

○木村(義)委員 国民の皆さんは何よりも今、そのうなると、政治改革の中で特に選挙制度の改正を緊急にしてくれという御要望があるのではありませんか。この辺は自治大臣、どういふふうに思われま

○佐藤国務大臣 きょうもその御質問がございましてけれども、宮澤内閣が不信任案を可決をされ解散・総選挙になった、そのときの政治的な問題は、何だつたかといへば、政治改革をしろうというこゝで国民の皆さんの審判は下つたというふうな私たちは考えておりますから、当然のことながら、選挙制度を含む政治改革を実現をさせることが我々の責務、お互いに責務だと思つております。

○木村(義)委員 中には佐藤大臣のような考えを持つている国民の方もおられると思うのですが、世論調査の数字等を見ますと、国民の皆さんは今むしろ経済や景気の行方、この方を相当心配しておられると思うのですけれども、国民はやはりそういうじゃない、政治改革、選挙制度の方が先だ、こういうふうな佐藤大臣お考えですか。

○佐藤国務大臣 もちろん、国民の皆さんが挙げておられます不況の問題、冷害の問題あるいはロシアの核廃棄の問題、米の問題等々たくさん政治的な課題があるわけではございまして、それをもろん我々は解決しなければならぬと思つております。

ただ、御承知のように選挙の結果というものを冷徹に受けとめるならば、その大前提となりますところの選挙制度を含む政治改革、このことをしなければならぬ。政治は政治改革のためにあるのではなくて、国民の皆さんの生活の向上や福祉や、あるいは国際的な日本の置かれている問題に對する課題というものを解決していくのが政治の課題でございまして、それらを解決するために、政治が信頼を持つ、清潔感を持つ、それが大前提でなければそれらの数々のことが国民に十分

に進んでいかないというふうな考えておりますから、政治改革はぜひ進めなければいかぬことだ、こういう認識でございまして。

○木村(義)委員 佐藤大臣を御指名している最大の理由は答弁の時間が短い、こういうことではございまして、できるだけ佐藤大臣におかれましては簡潔にしていきたいと思います。というのは、山花さんがやられるといつ終わるか分かりませんので、私なんか時間がもうあと二十分ぐらゐしかないわけでございますので、そういうわけでございまして、また時間があつたら山花先輩にはお伺ひいたしますから、安心をさせていただきたいと思ひます。

そこで、景気の現状等、まだ佐藤大臣、御認識がちよつと私は緩いのではないかと。大変私は深刻な状態にあると思うのですが、久保田経企庁長官、景気の現状について今どのように見ておられるか、これを簡単にお願いします。

○久保田国務大臣 景気の現状は、依然低迷を続けていて、今後の回復について必ずしも予断を許さない状況だと見ております。

○木村(義)委員 これは、経企庁長官から大変深刻なお話が出ております。

経企庁長官、佐藤大臣、山花大臣は毎日熱心にこの場へ御出席をいただいておりますけれども、あなたの話を聞いて限りにおいては、それは政治改革も確かに重要なものかもしれませんが、しかし、今日の日本の経済が置かれている現状を経企庁長官がそこまで深刻にお考えになつておられるのだつたら、これは、政治改革の灯を消すなどという言葉はございませうけれども、むしろ日本経済の灯を消さないでいただきたい。国民の景気の灯を消さないようにこれは頑張つていただかなければいけませんと思うのですが、どのようにお考えになりますか。

○久保田国務大臣 もちろん、政治改革は久しく国民から望まれていて、二度もこれがついたという状況でございまして、これが喫緊の課題であるというところが国民の期待だと思ひます。した

がつて、政治改革をやつていろいろの暗い不祥事を一掃する。今経済においても、一番頼りとしてゐる建設事業でゼネコンの汚職が出ておりますけれども、こういったものを払拭することが先行きの不透明感を明るくする第一歩だと思つております。

○木村(義)委員 それは、むしろちよつとお考えがおかしいのではないですか。

要するに、ではまず長官にお伺ひしますが、本年六月に経企庁は底入れ宣言をしておりますが、これはあなたの……(それは自民党政権だよと呼ぶ者あり) 自民党政権とおっしゃいましたけれども、そのときの経企庁長官はだれですか。新生党じゃないですか。あなたの方の大臣ですよ。(発言する者あり)

○石井委員長 静粛に願ひます。

○久保田国務大臣 先生御案内のとおり、ことしの一月に閣議決定をもつて経済見通しが、目標が立ちました。しかしその後、四月から六月という第一期において既にマイナス成長を記録しているわけでございます。そしてもちろん、底入れと言ひますけれども、底に入つたことは事実でございまして、この先に回復の見通しが好転するというような御発言はなかつたと思ひますが、その状況が続いて、その上に円高などの影響が出ている状況だと思ひます。

もし、もつとお話してよければ、私も緊急経済対策というものをつくつてまして、そして規制緩和、円高差益還元、それから生活関連の社会資本の整備ということ、非常に今期待を持てるという側面もございまして、そういうことで、私も一生懸命やつていこうと思ひます。

○木村(義)委員 期待を持てる側面と今おっしゃいますけれども、経企庁長官、今四一六の数字はどのくらいですか、GNP。

○久保田国務大臣 四一六の数字はマイナス〇・五でございまして、年率にいたしますとマイナス二・二の成長でございまして、マイナス

ス成長じゃありませんか。底入れ宣言したって、マイナス成長じゃありませんか。おかしいじゃありませんか。

○久保田国務大臣 お答えさせていただきます。

マイナス成長というのは、まことに失礼でございますが宮澤内閣のときに入つたものでございまして、これには二月からの円高という影響が輸出に大きく響いていると思います。そういうことがございまして、私どもは、パブルの影響もある長引いた不況というものを八月に引き継がせていただきまして、これの対策に一生懸命になつているところでございます。

○木村(義)委員 二月からと言って、宮澤政権の何とかと言いましたけれども、ではお聞きいたしますが、当時の経済企画庁長官はどなたですか。その方は今何党に所属をされておりますか。

○久保田国務大臣 私、これは閣議決定をもつてやつたことですから、内閣が連帯責任で国会に対して責任を負つていふことだと思います。

○木村(義)委員 私が聞いているのは、当時の経済企画庁長官の名前と今の所属政党を聞いているのであつて、あなたのそういうコメントを求めているんじゃない。もう一回、名前と現在の所属政党を聞いているのです。

○久保田国務大臣 今は新生党に属する船田元長官でございます。

○木村(義)委員 正直にお答えをいただきましてありがとうございます。

だけれども、底入れ宣言をしておきながらマイナス成長でしょう。底入れ宣言を撤回するのですか、どうするのですか。撤回しないのですか。

○久保田国務大臣 宣言という言葉はどなたがおつたのか、私、つまびらかにいたしません。底入れだという御発言はあつたと思いますが、先の回復については警戒的な御見解だつたと思ひます。

○木村(義)委員 では今度は、経済庁の一九九三年度の経済見通しは、実質成長率とのぐらに見ておられますか。

○久保田国務大臣 一月に立てました四月以降の平成五年度の見通しは三・三％でございます。それはかなり難しくなつていふと思ひます。しかし、私どもはまだ四一六期の一期だけの数字しか総合的には得ておりませんので、これをもう一期、七一九期を見たと考えてさせていただきますと思ひます。

○木村(義)委員 七一九はどのように見ておられるのですか。

○久保田国務大臣 七一九につきましては、もちろんいろいろ、円高その他の影響、冷夏、お米等の影響がございまして、必ずしも樂觀はしておりません。

○木村(義)委員 ここは大変重要なんですよ。三・三％という数字をあくまでも固執するのか、認めるのか認めないか。これは、非常に難しい、見直しをしなければならぬような状態にもなつていふのじゃないのですか。

○久保田国務大臣 私ども、決して手をこまねいていふわけじゃございませんで、いろいろな景気対策を、自民党時代からの累次の経済計画を前倒しにやつておまして、その点は好調です。そして、補正予算それから今度の緊急経済対策の影響というのは、これから本格的に期待されるところでございまして、それをできるだけやつて、相場の効果を上げたいと思つております。

今後の問題につきましては、私、先ほども、当初の一月の目標というのはなかなか達成が難しい状況だと申し上げております。

○木村(義)委員 それでは、達成難しいのであれば、やはり経済成長率というのは、税収とかいろいろ大きな、予算編成にもかかわつてまいります。当然速やかに見直しをしてもらわなければいけなわけでありまして、それは補正予算で処理するか、あるいは経企庁が済みませんと謝つてもらうか、これは何かしていただかないと、国民は、それは大きな企業とかなんかはまだ自分のところでエコノミストが何か抱えておまして、成長率とかなんかはある程度の予測がつきますけれども、中小企業は経済企画庁の、政府の経済見通しをある程度信じて、いろいろ設備投資とかなんかかけているわけですよ。そういうのに対して責任をどうとしないのですか。

○久保田国務大臣 宮澤内閣がお立てになりました三・三％の目標、これにはたくさん数字が寄りかかつております。私ども、それを見直すという場合には、非常に根拠のある正確なものを出さなければならぬと考えております。したがって、一期だけの速報で見直すということは大変難しいと思ひます。

もちろん、経済見通しにつきましては、月例でもって次々に速報をさせていただいておりますので、国民の皆様もその点をござらんになっていただけていふと思ひます。

○木村(義)委員 何かまだまだ時間がかかると言つておられるようですが、そんなにのんびりしたことで大丈夫なんですか。もうこれは四一六で、七一九も実際終わつていふんですよ。指数がまだ出てこないから、タイムラグがあるから、まだ出てこないから出てくるまで待つていふんじゃない、先行指標等はある程度結果が出ていふじゃないですか。あなたが一番よく知つていふでしょう。

もう一回聞きますが、三・三％を見直さないんですか、見直すんですか、イエスかノーかで結構です。

○久保田国務大臣 必要なデータがそろつた時点でもちろん見直し、来年の予測を立ててまいります。

○木村(義)委員 必要なデータがそろつて、いつの時点の必要なデータがそろつたら見直すんですか、大事なことなんだから。

○久保田国務大臣 七一九期の速報が出た時点で考えたいと思ひます。

○木村(義)委員 七一九の速報が出たら三・三％を見直すということですか。いいんですか。

○久保田国務大臣 必要であればそういうことにすると思ひます。

○木村(義)委員 そこでお伺ひいたします。要するに、経企庁がその年度の経済の予測を見直すということは、これは大変なことでありまふ。今までに変えたという過去の経緯、どのぐらにあるんですか。

○久保田国務大臣 毎年、次の年度の予測を立てる中で見直しております。昨年度についてもそうだったと思ひます。

○木村(義)委員 いや、これはしっかりと、それに関していろいろな補正とかなんかを考えていかなきゃいけないわけでしょう。だから、この三・三％が達成できないということは大変なことでありまして、その時点でこれは責任をとつていただくということがござらん出てきますね。当然でしょうね。

○久保田国務大臣 それは、国民の皆様が御審判くださると思ひます。

○木村(義)委員 そこで経済企画庁長官にお伺ひいたしますが、あなたは景気回復と政治改革と、もう一回伺ひたいと思いますが、どちらが最重要の課題と思ひますか。あなたがいつも言つていふ国民生活の立場から、女性の立場から言つていただきたいと思ひます。

○久保田国務大臣 どちらも極めて大事な問題だと思ひます。

○木村(義)委員 いや、どちらが大事だと言つて、それはそんな中途半端な答えでは困るんですよ。どっちが大切なんですか、どっちが緊急性があるんですか。

○石井委員長 女性関係ですから、ひとつやわらかに願ひます。

○木村(義)委員 ふだんの委員長に言つていふよりはよっぽど優しくしていただけますけれども。

○久保田国務大臣 どちらも緊急の課題だと思つております。

○佐藤国務大臣 木村委員もおわかりになつて言つていらつしやると思ひますが、我々も政治改革の論議をここで一生懸命やつておりますが、あわせて景気対策の方も一生懸命やつておるわ

けでございます。

宮澤内閣がした平成五年度の予算、執行率、契約率を上げるために九月七五以上の契約率ということで、前倒しのために一生懸命各地方自治体、私の立場でいえば地方自治体、組んでもらっていますし、また四月に決めました十三兆二千億円の緊急経済対策も、これまた地方自治体においては六月の議会でも決まっております、あるいは九月にも決まっております、今これも一生懸命地方で取り組んでいただいております。

さらに九月には、御承知のように緊急経済対策ということで六兆一千億円の事業規模をやっておりますわけでありまして、自治体も五千億円の単独事業をやっているというように、規制緩和の問題、円高対策の問題等々、ここで議論はしておりますけれども、経済対策としてもでき得ることにつきましては金融財政政策も含めましてやっておりますわけでございますので、ひとつその点は十分御理解の上、しかし何と云っても国民の信頼を取り戻すためには政治改革をその大前提としなきゃいかぬ。経済対策も不況対策も一生懸命やっていると云うことを、なお一層御理解をいただきたいと存じます。

○木村(義)委員 じゃ、ちょっと女性性を緩めて佐藤大臣に、今緊急経済対策の話をされましたけれども、六兆一千五百億、緊急経済対策、どの程度の経済成長率を底上げする効果があるとあなたは見ておられるんですか。同じ質問を——いや、まず佐藤さんに聞いたんです。佐藤大臣、あなた今言ったじゃないですか。

○佐藤内閣府大臣 これは、経企庁の方からお答えをした方が適切であると思います。

○木村(義)委員 あなたが、経企庁長官がかわいそうだから出てきたんじゃないですか。そうでしょう。またもとに戻るんですか。

○久保田国務大臣 規制緩和で新しい事業が出て、地ビールなど検討していることは先生もよく御存じでございます。また、円高差益還元ももうこの十月から始まりまして、十一月には電気・ガ

スでございます。そして、緊急経済対策の核心であります、そのおっしゃる六兆円規模の事業でございますが、実質総支出の一・三％ぐらいには動くだろう、波及効果を含めて、一・三％押し上げる効果を持つていられるものと思っております。

○木村(義)委員 大臣、あなた今まで、今までの三・三％を含む経済成長見通しを全部宮澤内閣の責任だ、こう申しておられましたね。あなたが今言った一・三％の公約は、底上げは、今度はあなたが今おっしゃられたわけですから、あなたが責任を負うわけですね。

○久保田国務大臣 これはあくまでも見通しでございます。そのようになるように私どもは懸命の努力をしております。特に住宅などは非常に堅調に推移しております。このことを私ども押していく、何とかこの経済を少しでも上向くように努力しております。よろしくお願いたします。

○木村(義)委員 いや、よろしくお願いたしますと云うたつて、こちらがお願いする方でありまして、要するに本当に真剣に、今景気回復の方に取組むのが先だという国民の声、また雇用調整が始まっている、そういう国民の皆さんのこれから時代に対するおそれ、そういうものに対して本当に真剣に考えているかという、今経企庁長官がおっしゃいましたけれども、非常に樂觀的な数字を並べているし、そして真剣に考えるところは全部前の内閣の責任だということと逃れておられる。私は、そのような政治姿勢は大変問題である、このように思うわけでありまして。

官房長官がお見えでありますので、そういう、要するに都合のいいところ悪いところを分けて、これはもう前の内閣の責任だからと。それで、今度は自分においては責任を負わない、このような態度でこれからの景気をしっかり担っていく、私は大臣としても少し頑張っていた方がいいと思っております。官房長官、その辺は政府の立場からどういうぐあいにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○武村国務大臣 いろいろ厳しい御指摘をいただいておりますが、私も閣内におりまして常時閣内の発言も含めて議論をしておりますが、最も真剣に日本の経済全体や当面の景気対策に取り組んでいただいている内閣であるというふうには思っております。

久保田長官は、御承知のように社会党の政治経歴も一番長い参議院議員の一人でありまして、影の内閣では外務大臣もお務めになりました。若いときは労働行政や総理府の婦人行政、国連の部長まで経験された。我々国会議員の中では、そういう意味で大変幅広い見識をお持ちの政治家の一人であると思っておりますので、ぜひ信頼をいただいてこの後見詰めていただきたいと思います。

○木村(義)委員 そこで官房長官にお伺いいたしますが、さっき久保田企画庁長官から三・三％を見直す、こういうお話がありました。七・九分の数字が出た段階で三・三％の経済見直しを見直す、こういう話がありましたので、当然これは補正予算、早急に組まなければいけないというのを今言われたわけなので、いつごろ補正予算を考えたおられるのですか、提出を。

○武村国務大臣 補正予算を今検討しているさなかでございます。九月の決算の状況が出そうかと、何と云いましても冷害の全国にわたる具体的な被害状況、今積算をいたしております、おむねこの二つの作業が整うのが来月の半ば過ぎではないか。したがって、来月の二十日過ぎぐらいには補正予算が準備ができるというふうに今考えております。

○木村(義)委員 じゃ、もう一度確認いたしますが、来月の二十日までは補正予算を提出するかと。

○武村国務大臣 二十日過ぎを目標に今作業を進めております。ほぼ目標どおりいくと思っておりますが、その後、国会の院のスケジュールの中で、なるべく早く提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○木村(義)委員 これは早急に補正予算を出して

いただかなければいけない。そしてしっかりと、経済企画庁も前の内閣の責任ばかりに押しつけず、今官房長官の御経歴を聞いていますと、非常に多彩な経歴をお持ちする有能な女性であると私は思っております。むしろあなたが政治改革担当大臣になった方が政治改革がすんなり通るような、私はそういう気がするのですが、もちろん山花さんが今度は経企庁長官になったら、これはもつと景気が悪くなってしまうかもしれませんけれども、これはわかりません。(発言する者あり)これはわかりませんと言っている。ひとつしっかりと、ほかの内閣の責任にせず、あなたが責任を持って日本の景気をしっかりと持ち直していただきたいと思います。もう一回質問。

○久保田国務大臣 私、宮澤内閣のせいだと言っているわけではございません。ただ、ことしの一月にはそのような見直しを立てになり、それがことしの年度の一期目から予想を外れる結果になっているというのを申し上げているだけでございます。もちろん、私どもは一切を宮澤内閣からお引き継ぎいたしましたので、本当に先生のおっしゃるよう、誠心誠意頑張っております。

○木村(義)委員 与党の先生方に申し上げますけれども、まだまだこれ政治改革、選挙制度、私三時間から四時間、先ほど申しましたようにお願いしてありますから、今度はたつぷりとやらせていただきますから、どうぞよろしくお願申し上げます。

じゃ私の質問、以上で終わります。ありがとうございます。

○石井委員長 次に、東中光雄君。(発言する者あり) 静粛に願います。

○東中委員 中選挙区制の廃止の根拠について聞きたいのでありまして、細川総理は八月の最初の所信表明で、「選挙制度については、衆議院において、制度疲労に伴うさまざまな弊害が指摘されている現行中選挙区制にかえて小選挙区比例代表並立制を導入いたします。」と、選挙制度につい

てはそれだけ言っているのです。要するに、現行の中選挙区制は制度疲労が進んでおる、その弊害が大きい、こういうことです。

それで、官房長官にまずお聞きしたいのですが、その制度疲労はいつから始まったのですか。
○武村国務大臣 制度疲労のとりえ方はいろいろありますが、金をめぐる矛盾が顕著に出てきたということととらえますと、そうですね、やはり日本経済が高度成長になった時期とほぼ比例するのでしょうか。まあ正確な、いつからというお答えはできませんが、ここ二十年ぐらい、私はそう思っています。

○東中委員 ここ二十年ぐらいね。それで、その弊害はどういうものですか。

○武村国務大臣 たびたびもう論議が繰り返されていることとありますが、何といまして、同士打ちということが一つございます。そのことは結局、選挙を個人選挙の色彩を濃くしている。御承知のように、政権党の場合は特にそうでございますが、複数の候補者を立てる場合は党が機能いたしません。したがって、それぞれが自分の城である後援会をつくります。その後援会の構築や維持に大変な努力がかかるし、経費もかかるということとありますし、その個人選挙にかまけることが、結果として地元に対するいわば利益誘導といえますか、サービス合戦に走りがちでありまして、また結果として政策を抜きにしたそういう競争にもなりがちであります。そのことがまた、結果として政党と政策、政策と政策の緊張感を失わせるようなことになってきている。

ざっと思いつきますと、そんなことでございましょうか。

○東中委員 それは、自民党の選挙のやり方がそうなるということのようですね。

中選挙区制ならそうなるというふうに官房長官は考えて、その中選挙区制の制度疲労の弊害が個人選挙になる、利益誘導になる、政策抜きになる、政党本位じゃなくなる、これが弊害だということですか。

○武村国務大臣 まあ、日本共産党も私の隣の京都府で二人お立てになったことがありましたね。そういう経験もあります。それは、共産党の場合にはびしっといわれる票割りができる政党なのかどうかかわりませんが、自民党の場合は、私も籍を置いておりましたが、なかなかそれはできません。選挙区全域で自由な競争を展開しますから、今申し上げたようなことになりがちであります。

しかし、一人しか公認候補を立てていない政党におかれても、政権党の熾烈な競争が直接間接に波及する。奄美のきのこの話も、あれは政党対政党ではありませんが、政党公認対無所属でありまして事実上そういう結果になっていくという意味では、ほかの候補者にも大きな影響を、マイナスの影響を与えているというふうに思います。

○東中委員 羽田さんに聞きますけれども、どうも今言われている論も、それから、自民党は八九年の五月でしたか、政治改革大綱を出しましたね。あのときのやつがずっと現政府にも続いているというふうに思うのですが、その政治大綱を見てみますと、こう書いてあるのです。「中選挙区制下においては、政党本位でなく個人中心の選挙となりがちである。多数党をめざすかぎり、おなじ政党のなかでの同士打ちはさけられない。」「日常政治活動や選挙運動の重点を政策以外におく傾向に拍車」がかかる。利益誘導の政治になる、そして「後援会組織の維持と膨大な有権者への手当てのため、多額の金がかかる選挙」、後援会の維持と膨大な有権者、それは中選挙区ですから膨大な有権者ですよ。有権者への手当てをするんだそうですね。手当てのために金がかかる。そしてそれが、「さらに、これらが高じ、政治腐敗の素地をまねく」、だから中選挙区制はいかぬな、こう言っているのです。この考え方、今お持ちなんですか。

○羽田国務大臣 私ども、まさにこの政治改革大綱、後藤田さんが委員長のもとで実はこれをつくり上げたわけでありまして、単独の政党が政権を確保しようということになりますと、現在の

の三人、四人、五人という選挙区、こういう中にあって、過半数をどうしてもとらなければならぬというところにサービス合戦というものが行われてしまつておるといふのは、これは現実なんでありまして、今の状態になりまして、やはりこれから自民党さんがそういうことをやろうとする場合にはそうでしょう。

しかも、これは要するに公認候補も、過半数をとろうというので公認候補を例えれば三人区で二人公認するわけですが、そのほかにも無所属から、保守系の無所属という方が立候補されるといふことになりまして、一つの選挙区で三人も四人も戦うということになるわけですね。ということになりますと、どうしても政策中心というよりはサービス合戦というものになってしまつた。そういうものがずっと続いてきているわけですから、今のままの選挙制度でいったら、私はなかなか変えることは難しいなということをお願いし上げざるを得ないわけでありまして。

○東中委員 複数立候補せざるを得ない、同士打ちになる、政策論争不在になる、だから利益誘導になる、そして金がかかる、これじゃぐあい悪いからそういう制度をやめよ、こういうことですか。

ところで、自民党は多数をとろうと思うたら複数立候補せざるを得ない。しかし、複数立候補するかしらないかは、自民党がそのところの選挙区を見て決めるんでしょう。大阪でいえば、自民党が各選挙区で二人立てるといふのはまず例外ですね。ほかの党も皆そうです。隣へ行くと、羽田さんの選挙区では二名立って二名当選してましたね。それから、滋賀は三人立ってますよ。何人立てるかというの、それぞれの政党が候補者を公認する、政党の立場でやるんでしょう、選挙状態を見て。そんなもの、ほかの党だってだから二人立てることもありますよ。

そのことによって、複数になった同士打ちになるというのは、これはえらいドグマですね。本来ならば、同士打ちじゃなくて、同じ政党で同じ

政策だったら協力して相乗作用を発揮するというのは、これは常識でしょう。ところが、同士打ちになるんだ、こういうドグマを一つ言っているのです。そして、同士打ちになるから政策論争じゃなくて金を使うんだ、利益誘導や、こういうことを言う。そういうことになった場合腐敗になってくる、だから選挙制度を変える。これはもう、自民党もこれはひどいものを出したと、私これを讀んだときに最初に思いましたよ。何とまあ天下の公党がこういうことを出すな。利益誘導をやつて、それで多数をとるんだということとで政権党ができるんだということを言っているわけですね。

だから私は、それは同士打ちになるとか、だから政策中心にならぬ、だから金がかかるんだ、利益誘導になるんだ、こういうことは制度を変える理由には全くならない。どうですか。

○羽田国務大臣 それは確かに、共産党さんの場合に、本当に単独で政権をとろうという御経験がないということ。自民党の場合には、本当に長いことずっと政権を担当してきたという中であつて、今二人とか三人というお話があつたけれども、そうじゃなくて、私のところだって保守系の人はまだ出ているのですよ、別に。ですから、保守系の人を入れますと、三人だけじゃなくて、三人区で四人、五人と立候補しているというのが現実なんです。しかも、それは自由に無所属で出てこられますよ。それをまた、勝手に無所属で当選した人を入党させるからいけないんだと言われればもうそういうこととありましようけれども、しかし私どもは、現実の政治に立脚しながらそのことを當時言わざるを得なかったということ。

それから、やはり中選挙区の中でそういったことを何とか正していかなければいけない。そういったことのために、例えば選挙法なんかも何回も改正してきました。あるいは政治資金規正法も改正してきた。あるいは倫理規定、行為規範、こういうものも皆さんと一緒につくつたわけですね。しかし実際に、これはいい悪いは別ですけど

ども、大野伴陸先生が言いましたよね、要するに、何というのですか、猿は木から落ちても猿である、しかし代議士は選挙で落ちたらただの人なんでしょう、そういう言葉がだんだん出てきて、当たり前世の中でも言われるようになってしまっておるということですね。いろいろなことをやってみなければどうにもならぬという中で、やはり選挙制度そのものに踏み込んでみよう。

しかし、これは何か安易にあるいはすりかえ論みたいなことをよく言われるのですけれども、しかしこれを本当にやられたら、私は自民党だって物すごい厳しいと思うのですよ。これを賛成している人たちがだつてすごい厳しい。私たち自身だつて、これを改正したときに自分自身が一体本当に立候補できるかどうかということがわからない。しかし、この本当の政治の信頼というものを取り戻すためにはやむを得ない、やらなければならぬというつらい立場の中でみんながこれと取り組んでいるんだということを、ぜひ御理解をいただきたいと思うのです。

○東中委員 あなた方は自分たちの都合で選挙制度を変えようと言っているんだというふうに、私は結論づけざるを得ない。

では一つ、今ここで言われた傾向を官房長官に聞きます。

滋賀全県区というのは、九〇年の総選挙、第三十九回総選挙、これは自民党が三人立候補されていまして、あなたと宇野さんと山下元利さん。そして社会党、民社党、共産党が立候補しています。だから、複数立候補は自民党三人だけですね。それは複数立候補したら同士打ちになるんだ、そして政策中心にならぬのだ、どうしても利益誘導的になるんだ、そういうふうになっているわけでしょう。滋賀全県区の九〇年選挙は、そういうふうにして利益誘導的になって、自民党の三人は全部当選したということになるのですね。この間の九三年でいけば、今度は立候補は自民党が三人、それから自民党から抜かれたさきが

け、それから社会、民社、共産、これでやって、自民党は三人立候補だけれども、複数立候補は自民党三人、これはやはり同士打ちになるんでしょ。ね。そして政策中心のない選挙をやるんでしょ。ね。そういう制度なんだという、あなたの方の規定では出るんだから。そして結局、自民党は二人当選して、あなたがさきがけで当選したということが変わった。だから、全県一區滋賀県の中選挙区制の選挙は、複数立候補すればこういう形になる、こういうふうに行われているのですか。実際の選挙どうですか。

○武村国務大臣 よくわかりませんが、私は前々回よりも、今回は独立しましたので、大変すっきりした気分です、きよきよしきよし、自民党という器の中ですと、やはり先輩の関係もありますし、各地区でいろいろ人間関係、気を使いました、選挙そのものは余り気を使わないでやらしていたことができたと思っております。

利益誘導をやっているのですかというお尋ねですが、もともと代議士は、東中さんも含めて、やはり地元のためさまざまな要望には真剣に耳を傾け、実現するように努力をされているはずであります。それは利益誘導とは普通言わないのであります。候補者が並びますと、どうしても競争が激しくなる。場合によってはお互いに、あの道はあんなことにもなりがちでありますし、自慢合戦のし合いにもなったりする傾向もあります。ですから、その辺はお互い慎んではおりました。滋賀においてもそういう傾向が全くなかったとは言えませんが、そういうものはやはり反省をして、すっきりした、一つの選挙区は一人しか公認候補は立てない、そういう選挙制度に変えようということでもあります。

○東中委員 選挙制度を変えようというんじやなくて、あなたは最近二回選挙をやった。複数立候補した。複数立候補すれば、先ほど言われたように同士打ちになる、同士打ちは避けられないという命題が出ているんですよ。だから、滋賀でも三

人出たから同士打ちは避けられなくて、同士打ちやったんですよ。避けられないから政策本位にならない、利益誘導的な政治になる、こういうふうに行っている。だから、これは腐敗にもつながっていく。だから選挙制度を、中選挙区制を改めるんだと言ったが、現実には滋賀の全県区でそういう事態が起こっているんですよ。滋賀では起こっていない、三人立候補だけれども同士打ちはしていない。あるいは、同士打ちしたんですよ。それでサービス中心になったんですよ。

ここでは、こう書いてあるんですよ。利益誘導的な政治になる、そういうことではいかぬから中選挙区制を改めるんだ。あなた方は利益誘導的な選挙をやったとしたならば、厳密に言えば公選法違反だつて起こるんですよ。それを堂々と、本質的なものだ、中選挙区制では利益本位になるんだ、同士打ちになるんだ、そんなばかなことがありまつか。

三木さんの奥さんが憲政記念館へ来て、この間話をしておりましたね。同じ政党から立ったら同士打ちになる、そんなばかな人が国会議員になつてどうするんだ、みんな同じ方向だったら同じことと協力していくというのが当たり前じゃないか。それが、もう同士打ちになるんやと決めたまま、政策不在になるんだと決めちまう、それで利益誘導的なものをやるようになる、それじゃいかぬ、腐敗になるから、だから選挙制度を変えようと言ったのは、これはもう全然言うていることと違うじゃないですか。そういうことをやっていた、そういうことですか。

○武村国務大臣 私ども、神様ではありませんから、人間としていろんな弱点も持っておりますから、これは選挙というものは戦場ですから、生き死にを競う本当に熾烈な戦いになりますよ。そういう中でありますから、いわばそうなりがちである、極端なケースはそうなりがちであるということとを当時の自民党は、私もその作文にかかわった一人ですが、率直に認識を文書で表明をしているわけでありまして。すべての選挙区で選挙違反にな

るような利益誘導をやったということを認めているわけではありません。

○東中委員 羽田さんもその点は、あなたの方からは先ほど言ったように、九〇年選挙ではあなたと井出さんが立っていますね。複数立候補でしょ。複数立候補で、やはり同士打ちになるんですよ。政策中心じゃなくなるんですよ。そんな選挙をやっているんですよ。

それで、ほかの党は一人ずつしか立てていないから、そこはまともに政策論争をやっている。それで、あなたの方では利益誘導をやっている、それで複数とつてくる、こういうふうになつておるのが中選挙区制だ、だからその中選挙区制をやめてしまつて一人にするんや。こんなものはあなた、論理的に通りはせぬですよ。どうですか。

○羽田国務大臣 私のところは、幸い選挙区が小選挙区みたいになつておりまして、小諸というところを中心にして、私は北の方、井出さんは南の方、それで堀込さんが私と同じ場所でありましてけれども、三人区であるということのために、たゞし何人かほかにもあります。しかし、そういうものは全然無視して、お互いにもうきちんと話し合いながら、おかしなことをやらないように、それができる選挙区であるというんですよ。これは、私のところは全国でも割合と珍しい、小選挙区みたいになつて分かれていて、こんなところはないと思っております。

○東中委員 全体の、中選挙区制ならば自民党は同士打ちをやる、そして利益誘導をやる、そういう選挙運動をやつてきた、それに対してどう改革するかというんだつたら、これはまさに政治改革ですよ。政党の改革でしょう。ところが、それで選挙制度を変えてしまふんだと。

それでは大内さん、来ていただきましたので、東京二区の場合は、九〇年選挙では自民党二人、社会、公明、民社、共産党が各一人ずつ立っていますね。そして自民党は二人当選しました。それで、社会、公明、民社が当選しました。おたくで

複数立候補していますから、だから東京二区は個人本位の、政策論争中心でない、向こうは同士打ちやっているから、そういう選挙になつておるといふに言われるのかどうか。どうでしょう。それは、選挙制度の性質としてですよ、腐敗が起こつてくるものになるんだというふうに、自民党の主張はそんなんです。今の言われている主張はそんなんです。あなたの方の選挙区で見てどうですか。

○大内国務大臣 私の場合は、党の委員長でもありますし、また書記長をやつたりしておりますので、立候補の姿勢というのは、もちろん政策論争ということもいつても、そういう姿勢で臨んでおります。

自民党の皆さんが二人ぐらい立つておられまして、先ほど東中さんがおっしゃつたように、複数を立てればむしろそこに協力関係があつて、そして相乗効果を發揮していくことが一番望ましいし、それはすばらしいことだと思ふんです。しかし現実の、私どもの選挙区というお話でございますから、見ておきますと、やはり政策論争ということではなくて、自分の方がいかにいいかというところで、場合によっては、非常に聞くにたえないような批判が私どもの方に聞こえてくる。そういう個人の売り込み合戦というものが特徴的に出ていたように思ふのでございます。

まあ、それ以上申し上げますと差しさわりがございまして申し上げませんが、確かに中選挙区制の中にはそういう弱点もあるということも、我々は十分考へておるわけでございます。

○東中委員 中選挙区制で複数候補を立てた自民党の公認候補は、複数になつた場合に、党の政策でお互いに協力してやるんじやなくて、お互い同士が同士打ちと、聞くにたえぬような、そういう自民党の公認候補の選挙運動があるということなんであつて、ほかの党はそうじゃないだろうと思ふんです。

山花さん、あなたのところは、九〇年選挙のときは自民党が三人立候補、社会党が二人、複数

立候補していますね。そして自民二人、社会二人、公明一人が当選しましたね。複数立候補、社会党と自民党がやつたわけですね。それで今度は、九三年選挙では、自民党は三人立候補、それから社会党は二人立候補。そして、日本新党と社会、公明、自民、共産が当選をした。だから、ここまでは一人ずつになつたわけですね、当選は。複数立候補して、そしてあなたの方の選挙区で社会党も自民党もお互いに同士打ちをして、政策そのもので利益誘導で、そして腐敗の温床になるといふふうになつていますが、あなたの選挙区でどうですか。

○山花国務大臣 全体、東中先生、三十分の質問時間を構成されて、自民党の政治改革大綱に基づいてずっとこの質問をされた後、突然私、御指名いただきまして、その構図の中で私はお答えするといふのは大変難しい立場でございます。

ということも前提として、私も選挙区におきましては、最近だけではなく、かつても複数で選挙を行つておりましたけれども、東京の多摩の地区といふんです、そこでの選挙の体質もあるのかもしれない。比較的御指摘のような混乱のない選挙を各党とも行つてきたというのが、この十年二十年の私の経験でございます。

○東中委員 だから、先ほど官房長官が言い、羽田さんが言つた、複数立候補だから同士打ちになつて、そして政策不在になつて、そのおかげで利益誘導的になつて、そして腐敗の温床になる、そういう制度だからだめだということにはならない。それは、立候補している政党の公認候補者のやり方が間違つてゐるのだ。一つ間違えは選挙違反にもなるようなことになつてゐるのだ。そうだからといって、制度を変えるなどというのは言語道断だといふふうに私は思ひます。

私たちは、選挙制度の問題について言えば、中選挙区制で、現行制度で定数不均衡になつてゐる、これが一番重要な課題だ。国会決議もあつた。そして、選挙制度といふことについて言えば、民意が公正に議席に反映できるように、その

ためには定数アンバランスをなくしていくということ、中選挙区制でやっていくということ、六人区・二人区ができたけれども、それは解消する、それで本来の三人区・五人区にする、そのための定数は正をやらねえというのが私たちの主張であつたし、そして社会党も公明党も民社党もそうだったでしょう。それが選挙制度の、だから去年まではずっとそういう方向で来たのです。ところが、去年の暮れ、社会党は中央委員会の方針で、「党は現行中選挙区制はすでに限界にあるとの認識に立ち、衆議院については党の方針に基づき比例代表制を中心とした新しい選挙制度のあり方について検討を進め」る、こういう決定をして、そして中選挙区制を廃止するという方向を打ち出したわけだ。

中選挙区制をやらう、ゆがんでゐるのは定数なんだ、これを正そうじゃないか、私たちは一貫してそれを言うてきたし、その案も出してきた。社会党も出してきた。ところが、その正そうと申しておつたやつをごろつとひっくり返してしまつて、百八十度転回ですが、小選挙区制を入れるといふことになつたんですよ。なぜ、なぜそういうふうになつたのですか。

○山花国務大臣 ごろつとひっくり返したとお話しになりましたけれども、国民の声を重んじて前へ方針を進めた、こういうつもりでございます。

○東中委員 現在の中選挙区制で定数は正を正す、私たちはその案を出しましたし、今も主張しています。民意を正確に国会に反映させる、議席に反映させる、そのために定数は正といふことを言うてきた。これは公明党も一緒です。それから民社党も一緒でした。民社党は、中選挙区制一緒民社党も一緒でないか、共産党とほとんど一緒だといつてやつていましたね。それが今度は、その中選挙区制そのものを廃止するといふふうに変換をした。その理由を、公明党、大内さん、ひとつ述べてください。

○石田国務大臣 お答えいたします。

中選挙区制の問題、定数は正要求を共産党の方々がやられたことについては、私たちもよく承知をいたしております。確かに、この中選挙区制の定数は正という問題が長い間国会の中で議論をされてきた経過があるし、微調整が行われてきたことも事実でございます。しかし、前国会の中で、いわゆる政治改革をやらうといふときに、その一環としての選挙制度改革の中では、やはり中選挙区制の問題は、これはいわゆる土俵に上らなかつたわけでございます。

特にこの政治改革の問題は、選挙制度を含めて、何としても国民の期待にこたえて改革をしなければならぬわけでございますから、その共通の土俵をつくるということになりますれば、当然これは大多数の政党がその新しい提案に賛成できるという状況をつくらなければ、これは選挙制度は変わらないわけでございますから、そのことを私どもは強く念願をいたしておるわけでございます。

もう一つは、やはりかつて私どもがいろいろ主張してまいりました併用制等の問題につきましても、まさにこれは昨年までの議論の中で通用する話であつたといふふうな思ふわけでございます。このように大きく時代が転換をして、そして今与野党ともに新しい政治改革論議をしてゐるわけでございますから、そのときになつて私どもが新しい方針を出すのは、いささかも間違つた方向ではないと思つております。

○大内国務大臣 本会議でも御答弁を申し上げたテーマではございますが、中選挙区制のもとで私どもが獲得した最高議席は三十九名でございます。小選挙区比例並立制より中選挙区制のもとにおいた方が、議席獲得率の方は我が党の党利党略からいいますと大きいのでございます。

しかしこれからは、日本の政治の一番の欠陥といふのは、自民党にかつて一つの政権をいつても担当できる軸といふものができていなかった、そのために三十八年一党支配が続いた、そこから政治腐敗が起つた、そして国民の皆さんはそれ

を大変怒った。そして、これを何とか変えていこうとする場合に、確かにこの間の選挙では政権はかわりましたけれども、これはよほどの事態がないとなかなかかわらない。

そして、やはり小選挙区比例並立制の場合においては、あの海部内閣のもとでこの選挙制度をとりますと、自民党がさらに少ない得票で圧倒的な議席を獲得する。そういう意味では、逆に一党支配を定着してしまう。しかし、今度のような新しい政治情勢が生まれた状況のもとでこの小選挙区比例並立制を採用した場合には、その政権交代の軸というのもその選挙制度を通じてこれからできてくる可能性も強まりますし、また、選挙のたびごとに政権交代の可能性も強まってくる。それはやはり民主政治を蘇生する道である。

ですから、党の損得からいいますと、その損得勘定というものは損の方が大きいかもしれませんが、もっと大きな視点に立ちますと、現在の政治情勢のもとにおいてはこの選挙制度は民主政治を蘇生させていく。そういう意味から転換したのでございました。

○東中委員 時間ですから。

○石井委員長 次回は、明二十八日木曜日午前十時委員会、午後零時十五分理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

平成五年十一月四日印刷

平成五年十一月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D